

平成28年3月定例会（3月8日開会
3月11日閉会）

池田町議会会議録

平成28年3月池田町議会定例会会議録目次

招集告示.....	2 3
応招・不応招議員.....	2 4
第 1 号 (3月8日)	
議事日程.....	2 5
本日の会議に付した事件.....	2 6
出席議員.....	2 6
欠席議員.....	2 7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 7
事務局職員出席者.....	2 7
開会及び開議の宣告.....	2 8
諸般の報告.....	2 8
会議録署名議員の指名.....	2 9
会期の決定.....	2 9
町長職務代理者あいさつ.....	3 0
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 1
議案第2号より議案第5号まで、一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 3
議案第6号、議案第7号の一括上程、説明、質疑.....	4 3
議案第8号、議案第9号の一括上程、説明、質疑.....	4 7
議案第10号、議案第11号の一括上程、説明、質疑.....	4 9
議案第12号、議案第13号の一括上程、説明、質疑.....	5 3
議案第14号、議案第15号の一括上程、説明、質疑.....	5 6
議案第16号の上程、説明、質疑.....	5 7
議案第17号、議案第18号の一括上程、説明、質疑.....	5 9
議案第19号より議案第25号まで、一括上程、説明、質疑.....	7 4
議案第6号より議案第25号まで、各委員会に付託.....	1 2 1
請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託.....	1 2 1
散会の宣告.....	1 2 2

第 2 号 (3 月 1 1 日)

議事日程.....	1 2 3
本日の会議に付した事件.....	1 2 3
出席議員.....	1 2 3
欠席議員.....	1 2 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 2 4
事務局職員出席者.....	1 2 4
開議の宣告.....	1 2 5
各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑.....	1 2 5
議案第 6 号より議案第 1 5 号について、討論、採決.....	1 3 7
議案第 1 6 号について、討論、採決.....	1 4 1
議案第 1 7 号、議案第 1 8 号について、討論、採決.....	1 4 2
議案第 1 9 号より議案第 2 5 号まで、討論、採決.....	1 4 3
日程の追加.....	1 4 4
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 4 5
請願・陳情書について、討論、採決.....	1 4 8
日程の追加.....	1 5 2
同意第 2 号について、上程、説明、採決.....	1 5 2
日程の追加.....	1 5 4
池田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について.....	1 5 4
日程の追加.....	1 5 6
条例、規則または要綱等に基づく委員の選任について.....	1 5 6
日程の追加.....	1 5 7
閉会中の継続審査の件.....	1 5 7
日程の追加.....	1 5 8
総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務調査の件.....	1 5 8
日程の追加.....	1 5 9
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	1 5 9
日程の追加.....	1 6 0

議員派遣の件.....	1 6 0
町長職務代理者あいさつ.....	1 6 0
閉議の宣告.....	1 6 1
議長あいさつ.....	1 6 1
閉会の宣告.....	1 6 2
署名議員.....	1 6 3

池田町告示第14号

平成28年3月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年3月2日

池田町長職務代理者

池田町総務課長 中山 彰 博

1.期 日 平成28年3月8日(火) 午前10時

2.場 所 池田町議会議場

応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	倉科栄司君	2番	横澤はま君
3番	矢口稔君	4番	矢口新平君
5番	大出美晴君	6番	和澤忠志君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	櫻井康人君	11番	立野泰君
12番	那須博天君		

不応招議員（なし）

平成 28 年 3 月 定例 町 議 会

(第 1 号)

平成28年3月池田町議会定例会

議事日程(第1号)

平成28年3月8日(火曜日)午前10時開会

諸般の報告

報告第1号 議長が決定した議員派遣報告

報告第2号 議員派遣結果報告

報告第3号 例月出納検査結果報告(12・1・2月)

報告第4号 寄附採納報告について

報告第5号 甕聖章君の議員辞職の件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

会期 - 3月8日(火)から11日(金)までの4日間

日程第3 町長職務代理者あいさつ

日程第4 承認第1号 池田町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第5 議案第2号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金の財産の一部処分につ
いて

議案第3号 北アルプス広域連合規約の変更について

議案第4号 大町市及び池田町における北アルプス連携自立圏形成に係る連携
協約の締結の協議について

議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

日程第6 議案第6号 池田町行政不服審査会条例の制定について

議案第7号 池田町認定こども園設置条例の制定について

日程第7 議案第8号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第9号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第8 議案第10号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 1 1 号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 1 2 号 池田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 3 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 1 4 号 池田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 池田町特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 1 6 号 池田町ハープセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 2 議案第 1 7 号 平成 2 7 年度池田町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第 1 8 号 平成 2 7 年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 3 議案第 1 9 号 平成 2 8 年度池田町一般会計予算について
- 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度池田町工場誘致等特別会計予算について
- 議案第 2 1 号 平成 2 8 年度池田町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度池田町下水道事業特別会計予算について
- 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度池田町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度池田町水道事業会計予算について
- 財政計画資料について
- 日程第 1 4 議案第 6 号より第 2 5 号まで 各委員会に付託
- 日程第 1 5 請願・陳情書について 上程、朗読、各常任委員会に付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 1 1 名）

1 番	倉 科 栄 司 君	2 番	横 澤 は ま 君
3 番	矢 口 稔 君	4 番	矢 口 新 平 君
5 番	大 出 美 晴 君	6 番	和 澤 忠 志 君

7番 薄井孝彦君
9番 櫻井康人君
12番 那須博天君

8番 服部久子君
11番 立野泰君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	平 林 康 男 君	町 職 務 代 理 長 総 務 課 長	中 山 彰 博 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	矢 口 衛 君	住 民 課 長	倉 科 昭 二 君
福 祉 課 長	小 田 切 隆 君	保 育 課 長	勝 家 健 充 君
振 興 課 長	宮 崎 鉄 雄 君	教 育 課 長	藤 澤 宜 治 君
建 設 水 道 課 長	丸 山 善 久 君	総 務 課 長 総 務 係	丸 山 光 一 君
総 務 課 長 財 政 係	塩 川 利 夫 君	監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	師 岡 栄 子 君	事 務 局 書 記	綱 島 尚 美 君
---------	-----------	-----------	-----------

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

議長（那須博天君） おはようございます。

平成28年3月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。

本定例会は、今月下旬に行われる町長選挙に伴い、非常に厳しい会期日程が予定されております。順調な議会運営ができますよう、各位の御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年3月池田町議会定例会を開会いたします。

なお、塩川財政係長、公務のため遅参との届け出がありました。

会議に入る前にお諮りします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については、言い間違いとして議長において会議録を修正させていただきたく思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（那須博天君） 諸般の報告を行います。

報告第1号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、前定例会後、急を要する場合として、会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しましたので、お手元に配付した資料のとおり報告します。

報告第2号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第3号 例月出納検査結果報告（12月・1月・2月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第4号 寄附採納報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第5号 甕聖章君の議員辞職の件について。

この件については、平成28年3月2日付で議長宛てに辞職願が提出され、同日付で議長において許可いたしましたので、御報告いたします。

以上、諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（那須博天君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番、横澤はま議員、9番、櫻井康人議員を指名します。

会期の決定

議長（那須博天君） 日程2、会期の決定を議題とします。

会期・日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願っております。議会運営委員長から報告を求めます。

矢口稔議会運営委員長。

〔議会運営委員長 矢口 稔君 登壇〕

議会運営委員長（矢口 稔君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る3月3日に開催されました議会運営委員会において、池田町平成28年3月議会定例会の会期、日程等について協議いたしました。

本平成28年3月議会定例会の会期は、本日3月8日から11日までの4日間とし、議事日程については、お手元に配付のとおりといたしましたので、よろしく願いいたします。

以上、報告申し上げます。

議長（那須博天君） ただいまの委員長報告に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本定例会の会期・日程については、委員長の報告のとおりとしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙会期日程案のとおり決定しました。

町長職務代理者あいさつ

議長（那須博天君） 日程3、町長職務代理者あいさつ。

町長職務代理、中山総務課長。

〔町長職務代理者総務課長 中山彰博君 登壇〕

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） おはようございます。

平成28年3月議会定例会開催に当たりまして、町長職務代理者として一言ごあいさつを申し上げます。

ようやく寒気も抜け、春めいてまいりました。議員各位におかれましては、3月議会、大変御苦労さまです。

さて、昨年12月22日の閣議了解における平成28年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度によりますと、我が国は緊急対策など施策により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環がさらに進展するとともに、交易条件が緩やかに改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれ、物価については、経済の好循環の進展により、需要が引き締まっていく中で上昇し、デフレ脱却に向けて、さらなる前進が見込まれるとしております。

また、アベノミクスの成果の上に、デフレ脱却・経済再生と財政健全化を、双方ともにさらに前進させることが明記されておりますが、依然としてデフレ状態が長く続く中で、消費喚起や子育て支援、少子高齢の背景によります医療、介護、年金といった社会保障制度の確

立など、急務と言える多くの課題を抱えたままであります。

政府には、これらの課題解決をもって真の景気回復、安定した経済成長の構築、国民誰もが安心して生活できるように、早期に成果を上げられるよう期待するところでございます。

このような状況下でありますけれども、平成28年度は継続事業として、社会資本総合整備計画に基づき、町なかのにぎわい創出のための核となります地域交流センター建設事業等が、またあわせまして、昨年、多くの町民の皆様を初め、議会の皆様にも貴重な御意見を賜り、計画させていただきました人口ビジョン・総合戦略がスタートとなります。ともに継続事業として、町づくりのための起爆剤となり、町が活性化していくことを願うところでございます。

さて、3月を迎え、暖かな日の光に包まれる万物躍動の季節となりました。議員の皆様には、何かと御多忙のところ御出席を賜り、ここに3月定例議会が開催されますこと、厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、平成28年度の町づくりの基本となります予算と平成27年度の補正予算を初め、条例の改正などを提案させていただきます。提案いたします案件は、条例関係等16件、平成27年度補正予算2件、平成28年度一般会計予算及び特別会計予算7件であります。それぞれの議案の内容につきましては、提案のつど説明をさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、最終日には、追加議案を予定させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（那須博天君） 日程4、承認第1号 池田町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

中山職務代理。

〔町長職務代理者総務課長 中山彰博君 登壇〕

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） 承認第1号 池田町税条例の一部を改正する条例

の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号は、地方自治法第179条第1項の規定により、12月28日付で専決した池田町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本改正は、平成27年12月16日決定の平成28年度与党税制改正大綱において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる番号法の改正がされ、この中で一部の手続にあわせて提出される種類について、申請者の負担軽減を目的として個人番号を記載しないこととされたため、池田町税条例の一部を改正したものでございます。

本改正において、個人番号を記載する必要のない申請書類は、1条において、第51条第2項に規定されて町民税の減免、及び第139条の3第1項第1号に規定された特別土地保有税が対象となります。

なお、この改正は、平成28年1月1日が施行日となるため、専決処分を行ったものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第1号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

議案第2号より議案第5号まで、一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（那須博天君） 日程5、議案第2号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金の財産の一部処分について、議案第3号 北アルプス広域連合規約の変更について、議案第4号 大町市及び池田町における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の締結の協議について、議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長職務代理、中山総務課長。

〔町長職務代理者総務課長 中山彰博君 登壇〕

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） それでは、議案第2号から第5号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第2号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金の財産の一部処分について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、大北管内の1市1町3村で利用しています大北福祉会館が老朽化したことに伴い、平成25年度に耐震診断を実施した結果、耐震化が必要となりまして、加えて大規模改修が必要となりましたことから、当該基金の一部を取り崩し、財源確保するものでございます。

北アルプス広域連合基金条例第2条の別表に規定します、ふるさと市町村圏基金6億3,400万円のうちから1億円を処分するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定及び北アルプス広域連合基金条例第7条別表ただし書きの規定により、議会の議決を求められたので、地方自治法第252条の7第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第3号 北アルプス広域連合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、北アルプス広域連合規約第4条に規定する広域連合が処理する事務のうち、障害者相談支援事業について、大町市が大北地域の各町村と相対で締結します地方自治法第252条の2第1項の規定に基づく連携協約において、当該事業を行うことの改正がされるに伴い、北アルプス広域連合広域連合長より協議を求められたもので、地方自治法第252条の

7 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第 4 号 大町市及び池田町における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の締結の協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第252条の2 第 1 項の規定に基づき締結します、大町市及び池田町における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約に関する協議について、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

北アルプス連携自立圏の連携協約につきましては、地方創生法に基づき、大北管内で構成します 1 市 1 町 3 村で本年度、検討してきたところでございますが、国の定住自立圏に大北地域は該当とならないため、県への予算要求を踏まえ、このほど計画及び費用面につきまして一定のめどが立ったため、本連携協定を行うことになりました。

北アルプス連携自立圏では、3 つのタイプで事業を行うこととしてございます。タイプ 1 では、大町市が中心となって行う事業を町村がそれぞれで参画するもの、タイプ 2 では、大町市や各町村が行う事業について、相互に乗り入れを行うもの、タイプ 3 では、広域が事業を行うものへの乗り入れでございます。

連携協約第 1 条では、圏域全体の地域活性化及び生活機能を確保しながら充実させ、圏域への人材の誘導及び定着を促進するために、北アルプス連携自立圏を形成することに関して、施策や施策分野の取り組みにおいて必要な事項を定めるということを目的としてうたっております。

第 2 条は、構成します市町村、第 3 条では、目的達成のための基本方針、第 4 条は、別表において連携する取り組み及び役割分担、第 5 条は、北アルプス連携自立圏連携ビジョンとして、具体的な取り組み、評価指標、取り組み費用など、圏域内の市町村が協議し、毎年度見直しを行うものとしてあります。

第 6 条は、連絡会議、第 7 条は、規約の変更及び廃止の場合は、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を得るものであります。

別表は、第 4 条の連携した取り組み及び役割分担を示したものでございます。

4 つの取り組みと分野に分け、大町市が行う役割と池田町が行う役割をそれぞれ分類したものとっております。

続きまして、議案第 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、提案説明の説明を申し上げます。

本議案は、平成23年度から平成27年度までの 5 年間の広津・陸郷の各辺地計画が終了し、

引き続き平成28年度から平成32年度までの5年間の各辺地の整備計画を定めるものでございます。

整備計画、1ページをお願いいたします。辺地概要でございます。

広津辺地では辺地度点数が115点、人口は104人、世帯数で57世帯でございます。また、陸郷辺地では辺地度点数が105点、人口は53人、世帯数は21世帯でございます。

次に、整備計画の概要でございます。2ページをお願いいたします。

広津辺地では、平成29年度より町道平出線の道路改良に、総額1億円の事業費で計画しております。

次に、陸郷辺地でございます。2路線の事業を計画しております。

1つ目は、現在、継続事業を行っております町道登波離橋線の道路改良を、平成28年度に3,800万円、総額1億5,800万円と計画してございます。また、町道八代線につきましては、平成29年度以降で橋梁改良を総額1億1,000万円と計画してございます。

以上、議案第2号から第5号まで一括して提案説明を申し上げました。御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑、質疑、討論、採決を行います。

議案第2号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金の財産の一部処分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第2号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第3号 北アルプス広域連合規約の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第3号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第4号 大町市及び池田町における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の締結の協議について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

服部議員。

8番（服部久子君） この取り組みは、主に大町市を中心にして企画立案されますが、池田町の考えを十分に伝えるというところで少し心配があります。というのは、町がこの協議会に出るということで、議会の意見は小まめに反映されないのではないかとこの心配があるんですが、その点と、もう一つ、4年間は国の予算が出るんですけども、4年後、それからどんな見込みか、その2点をお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） この連携自立圏の関係でありますけれども、連携協定ということで、大町市を核として、各町村が参画しながらやっていくということであり、基本的には、いろいろな声をこの広域の中で反映させなければいけないわけですから、

ども、基本的には行政側のほうからも、議員さんのお話を聞きながら進めますし、また広域連携の中でもって、議員さんそれぞれ委員として出られておりますので、そういったところで、この自立圏の構想についての御意見を賜っていただければいいかなというふうに考えてございます。

それから、4年後の予算ということでお話をいただきましたけれども、これにつきましては、現在、ミニ定住自立圏ということで、県、それから加速化交付金を使いまして、それぞれ対応するというようになっておりまして、4年後につきましては、恐らくこの加速化交付金という形でつながっていくのではないかと考えてございます。

以上でございます。

議長（那須博天君） ほかに質問ありますか。

矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） 大町市との連携ということですが、実際行って行って、事業評価、また予算等が必要になってくると思いますけれども、そういった監査の部分ですね、そちらは大町市のほうの監査になるのか、池田町はどのようにかわっていくのか、そちらのほうをちょっとお聞かせください。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） この連携自立圏につきましては、それぞれの町村が参画をしております大町市、それから池田町、松川村以下3村ということでもありますので、それぞれがP D C Aということで、それぞれの評価をすることになっておりますので、そういった中で監査をするというようなことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） P D C Aの図は、先日の全協でもお話をいただいたわけですが、P Dはわかるんですけど、Cの部分が、実際どこでチェックするのか、要するに議会がかかわるところがあるのか、Cをどのようにチェックするのかで、今後、4年間のその後のところも評価が分かれると思いますけれども、Cの部分については、誰がどのように評価するのかお聞かせいただければと思います。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） このチェックですけれども、町でいきますと、いわゆる負担金というような形で予算が発生してきます。その中で議員さんのほうで思われた

内容につきまして御意見等を賜れば、そこである程度のチェックをかけられるのではないかと
いうふうに思いますし、また私どもでも、それぞれの市町村が集まって話し合う機会がご
ざいますので、そういったところで、事業の妥当性があるのかどうかということも含めまし
て、その中で検討していくということになるかと思えます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） そうなると、逐一、しかるべき頻度で議会等に報告があるということ
でよろしいでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） 報告については、逐次ということでは、ちょっと
そういう形にはならないかと思えます。広域議会も2月、5月、8月、11月と4回というこ
とでありますので、そういったところで、またきちんとした報告がなされるかなというふう
に考えてございます。

議長（那須博天君） ほかにありますか。

薄井議員。

7番（薄井孝彦君） 実施項目の職員講習、それから成年後見センターの事業、それから若
者交流、それから消費者行政、障害者支援という形で予算項目が立てられておりますけれ
ども、実際どのように使われるかという資料が出ていないものですから、我々も説明責任が果
たせませんので、できればあしたの特別委員会までに説明資料、この予算書の形式でいいと
思いますので、その説明の部分の細目をちょっと示していただきたいということが1点です。

それから、もう1点は、今、矢口議員からチェックの問題が出たと思えますけれども、こ
の事業そのものが、書いてありますようにP D C Aでやる事業という形になっていますので、
やはり町としても、毎年その年度の事業でどのようなことが行われて、どういう成果があっ
て、どこが課題なのかということをはっきりと明かにして議会に報告する責務が、私はあると思いま
すので、ぜひそのことを少なくとも3月議会でやって、その年度の予算はこのくらいの予算
で議決をされたんだけど、このくらい使いましたと、それからその問題点、実績はこう
ですと、課題としてはこんなことが考えられますということを、3月議会で報告していただ
きたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） それでは、ただいまの関係ですけれども、まず1
点目ですけれども、加速化交付金の内訳がわからないということでもありますので、これにつ

きましては、あす行われる予算決算特別委員会の中で、別資料ということで提出をさせていただきたいと思います。

それから報告ですね、これにつきましては、3月議会ということでありますけれども、これにつきましては、年度末の3月議会の折に、全協のほうで細かく説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 以上で質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第4号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、質疑を行います。

質疑ありますか。

立野議員。

11番（立野 泰君） ちょっと質問があるんですが、辺地の概要というところで辺地度数というのがあるんですね。広津が115、陸郷が105、これは何か辺地債の対象でそういう番号がついていると思うんだけど、この辺ちょっと説明をお願いしたいと思っているんですが。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） ちょっと聞こえなかったもので、済みません、もう一度お願いします。

11番（立野 泰君） 本当はもうちょっと先に調べておけばいいんですが、辺地の概要、これで辺地度数点というのがあるんですね。広津が115で陸郷が105という。これは辺地債の関係で対象になるかなんかの番号だと、数値だと思んですが、これが例えば105が90ならどうなるとか、何かそういうのを示しているわけですかね、この点数というものは。ちょっとその辺をお願いします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） この辺地度数というのは、辺地計画を立てるに当たって起債を借りるようになっております。この起債を借りるに当たって、この点数が一番キーになってくるわけですが、ある程度の点数にいかない、下回ると辺地計画が立たず、起債が借りられないというようなことであります。

点数につきましては、4ページをちょっとごらんいただきたいと思いますが、例えば辺地度数の算定表というのがありまして、ここに、小学校だったら距離でどのくらいだとか、そういったものを積み上げてありまして、広津については105という点数になっておりますので、この場合については100を超えていますので、一応この辺地計画は妥当性があるということで、起債事業を借りられるというようなことでございます。

議長（那須博天君） 立野議員。

11番（立野 泰君） 今、100を超えたというのは、100に満たない場合は辺地の起債の関係にならないということですか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） 点数が割りますと、辺地の計画が立たないということになりますので、辺地計画から落ちるとい形になります。

議長（那須博天君） 和澤議員。

6番（和澤忠志君） 辺地債の要件として、住んでいる住民の戸数、世帯が関係するような話を聞いたんですが、65世帯を割ると、もう辺地債の対象にならないというような話を聞いたんですが、そこら辺についてはどうなんでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） 辺地の戸数ですが、一応50戸以上ということで決まっておりますので、50を満たなければ辺地計画が立たないということで、起債が借りられないという形になります。

議長（那須博天君） 立野議員。

11番（立野 泰君） もう1点お願いしたいんですが、辺地の関係で、起債の対象ということであるんですが、確かに住民の生活に支障があるということで、道路整備をしていかなければいけないということはわかるんですよね。これは今の現状では積極的にやっていかなければいけないと思うんです。ただ、公共施設の整備というようなことでありますので、例えば道路を広げれば、起債を対象に、広津、陸郷、広陸の関係でぜひ、これ要望なんです、できれば何とか町民が住みやすいような、町の活性化のために、何か施設を持って行ってやるとか、あそこの集落が、道がよくなれば、やっぱり交通の便がよくなりますので、そういうような、建物を建てるというわけではないですけども、そういう便宜をして、広陸をもうちよっと盛り立てていくような、そういう施策も、これからはぜひ、道路計画と同時に繰り込んでいってもらえればありがたいというふうに私は要望したいんですが、その辺については、道路だけではなくて、あの地域をもっともっと活性化するような、そして多くの人々が訪れて、できれば定住するような、そんな施策も考えていただければありがたいと思いますので、その辺について、何か思いがあればと思っているんですが、どうですか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） ただいま立野議員さんがおっしゃられましたことにつきましては、施策的なものでございます。これから町づくりをどうしようかというような部分で、公共施設のあり方ということで御指摘をいただいたというふうに私は感じておりますけれども、実際に辺地へ何を建てるかとか、そういう計画については、現在のところ、公共施設整備計画というのを、これから策定していくようになっております。その中で今ある施設のあり方、統合できるものは統合、また新しく建てるものは建てるというような計画をこれから立てていきますので、その中も含めまして、広陸については考えていったらどうかということであります。

また、新しい町長が決まりましたら、またその点については十分相談しながらやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） ほかに質疑ありますか。

薄井議員。

7番（薄井孝彦君） それと関連して、広津の公民館の場合、耐震基準を満たしておりませんので、早急に、やはり災害の際に潰れる可能性もありますので、建てかえの時期に来ていいると思います。いろいろ公民館の建てかえというのは難しい時期に来ておりますので、ぜひ

この辺地債を使つての建てかえというのも、また検討していただければと思いますので、その辺の考え方、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 小田切課長。

福祉課長（小田切 隆君） それでは、関連がございますので、私のほうでお答えしますが、まず広津のほうにつきましては、現在の立地条件も、地すべりエリアの中に入っているということでもありますので、当然、建て直すだけではなくて、その建て直す場所自体も考慮していかなければならないということになってまいります。そうすると、私どもの事業を使うのか、辺地事業を使うのかという検討になってこようかと思しますので、そこら辺はまた、もし辺地にのせるということであれば、この計画の変更をしなければなりませんので、それにつきましては、また新しい理事者と相談した上で、広津地区については特に、現状の場所ではなくて、違い場所というような視野で入れていきたいと思っております。

議長（那須博天君） ほかにありますか。

6番（和澤忠志君） 一応、今、問題になっている人口減少ですね、広津のほうも今、103人と。昭和の3,000人ぐらいいたときから、もう103人しかいないわけですね。ですから、また今後ずっと減っていつてしまつて、減つてしまうと一番心配は、今言われたように辺地債が使えなくなるということになると、町にとって非常に大きな問題になるということで、50戸ですね、陸郷を含めて50戸だと思いますけれども、やはりまたどんどん過疎化が進むと思つたので、やはり若者定住住宅、空き家はあるんですが、もう入れないというような状況だと思つたので、ですから、新しい町として、そういう人口ビジョン作成の中で、若者を中心にした定住住宅、これをどうにか今後の人口ビジョンの中で考えていつていただきたいと思つたので、そこについてはどうなんでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） 人口増対策につきましては、今回の総合戦略・人口ビジョンの中にしっかり位置づけております。ただ、広陸の場合ですけれども、二地域居住ということで、山にいる方は下の空き家を使つていただく、また下にいる方は上の山里というような自然環境の中で住んでいただくと。そういう住みかえの仕組みをつくつたらどうかということで提案をしてありますので、またそういったところを含めて、広陸については考えていきたいと思つたので、ただ、いかんせん今、本当に人口が減つておりまして、陸郷、それから広津、それぞれ本当に合わせて150人を割るような状況が出てきております。何かしら山間部にも人口増を図るといふ施策も必要かなと思つたので、またあわせまして、その施

策につきましては、またそれも新しい町長に委ねながら、一緒に考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、議案第7号の一括上程、説明、質疑

議長（那須博天君） 日程6、議案第6号 池田町行政不服審査会条例の制定について、議案第7号 池田町認定こども園設置条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

中山職務代理。

〔町長職務代理者総務課長 中山彰博君 登壇〕

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） それでは、議案第6号及び議案第7号について、一括して提案説明を申し上げます。

初めに、議案第6号 池田町行政不服審査条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、平成26年に行政不服審査法を全部改正する法律が施行され、同法第81条第1項

及び同条第4項の規定に基づき行政不服審査会を新たに設置するとともに、組織及び運営に関して必要な事項を定めるものでございます。

行政不服審査法の全部改正におきましては、処分に関し、国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、公平性や使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点に重点が置かれ、審理員によります審査手続、第三者機関への諮問手続の導入が図られております。

本制定では、町における審査員は、処分に関与しない町職員が、両者の主張を公平に審理しますが、町の判断が妥当性のあるものかをチェックする機関として審査会を別に設けて、採決の公平性を向上させるものでございます。

第1条は趣旨、第2条は審査会の設置、第3条では、委員人数を5名以内と定め、第4条関係では、委員の選出基準、任期など、第5条関係では、会長の選任方法等、第6条は、不服に対する調査が必要とされる場合、専門委員会を置くことができる規定でございます。第7条から第10条では、会議、事務処理、罰則規定など必要事項を定めたものでございます。

なお、附則は、施行日の規定でございます。

続きまして、議案第7号 池田町認定こども園設置条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした、子ども・子育て支援法が施行されたことを受け、町では平成26年度、子ども・子育て支援事業計画『地域みんなでサポートこども・子育て安心プラン』を策定したところであり、

現在、この計画に沿って、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する、保育所型認定こども園の認可申請を進め、今年度末の許可を目指しております。

認定こども園は、保育と教育を一体的に担う施設で、いわば保育園と幼稚園双方のよさを持ち合わせているものであり、一定のルールのもと、保育を必要としていない3歳以上の児童の利用を可能としているものでございます。

本条例は、平成28年4月1日より、池田町認定こども園を設置するに伴い、現在の池田町保育園設置条例を廃止し、新たに制定するものでございます。

以上、議案第6号、議案第7号を一括して提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（那須博天君） これをもって、提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第6号 池田町行政不服審査会条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

議長（那須博天君） 立野議員。

11番（立野 泰君） ちょっとこれ具体的に何か例を挙げてもらいたいんですけども、公平性とかいろいろあるんですけども、池田町行政不服審査会を置くと言っているんですが、例えば町民が、こういうものはいけないので審査してくれとか、例えば職員がどうなのだというような、そういう具体的なものが何かあるんでしょうかね。例えば何かあれば、県に公平委員会とかなんとかというのがありますよね。そういう関係と、この町の行政不服審査会というの、ちょっとわかりづらいものですから、その辺、説明いただければと思いますが。

議長（那須博天君） 丸山総務係長。

総務課総務係長（丸山光一君） こちらの審査会のほうにつきましては、一応、町で決定したことについて、あるいはそれぞれの課のほうで決定したことについて、町民にお知らせして、それについて不服があるとき、申し立てていただくのですが、今の法律の中でいきますと、例えばそれを審査する者、職員などは、その事案に該当している職員がする場合も出てくるということで、ここの部分では公平性に欠いてくる可能性があるということで、審理員につきましては、その事案に該当していない職員を置くということで、公平にまずそこで審理するわけでありまして。その上でその審査会のほうへ、その資料をもとに審査会の中で、こちらのほうは、まだメンバー等、決まってはいませんが、そこで例えばメンバー的には税理士さんとかそんな方が入ってくるかと思うんですが、第三者の方などが入りまして審査するということになります。

ですので、できるだけ公平にできて、町民の皆さんに不利益にならないように、こういった審査会を設けるということで、今回、この審査会条例を設けるということなんですが、一応、町の上部の機関というものは、基本的にありませんので、町で決定することについては町長名ですること、そうすると町で全てを決めていく中で、より一層の公平性というものが求められますので、こういった審査会を設けるということになります。

事案については、いろいろあるかと思うんですが、一応そんなような内容であります。

議長（那須博天君） 立野議員。

11番（立野 泰君） 今、説明があったが、町が決定したことについて不服があれば、審査会を開くということなんですが、該当する職員、課ですね、この人たちがいる場合は、そ

れを抜いてほかの人を選ぶということなんですが、基本的には、やっぱり町の職員がかかわるといふことについては、ちょっとどうかなと私は思うんですよ。

ですから、議長が町長になるのか、だと思っただけですけども、その辺の人選というものも、やっぱり精査していかないと、公平といふことについては、偏ったような考えが出てきてしまうのかなといふふうに私は思うんですよ。

ですから、公平な判断をするといふことで、審査会というものは、審査委員を厳選して、職員外の人をやっぱり置くべきではないかなといふふうに私は思います。その点についてはどうですか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） ただいまの公平という部分の観点ですけども、職員の業務に関して不服審査があったという場合について、そうした利害関係者は除いて、他の職員を入れるということでもあります。よその一般の方ですね、そういった方を人選するものではなくて、なるべく公平という意味では、所属をしていないというような位置づけの中で、職員の中から出すということでもあります。

また、第三者機関といふことで、今、権限が与えられていない上部の審査会でありますけれども、そういったところでは、ほかの、弁護士さんだとかそういった方も、その中に入れて審査するということも考えられるかなといふふうに思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 立野議員。

11番（立野 泰君） 今、課長の説明ですと、該当する職員がいる場合は抜いて、別の方を選ぶということになりますと、では行政不服審査会というものは、一回一回そのメンバーが変わるといふことに受け取れるんですが、そういう理解でいいんですか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） この審査会については、基本的に変わることはないです。その上部団体で、もし専門性があれば、その中で外郭団体をつくって、そこで再度チェックをするという機関をつくるということでもありますので、そういった面からいきますと、メンバーについては、初期で設定した職員等で行うということになります。

議長（那須博天君） ほか、何か質問ありますか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号 池田町認定こども園設置条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

薄井議員。

7番（薄井孝彦君） 今度、新しい制度になるということで、1号認定、それから2号認定、3号認定、トータルで結構ですので、どの程度の人数の割合になるのか、わかったら教えてください。

議長（那須博天君） 勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） 現在の入園の予定者の数については、きょう、申しわけございません、資料を持ち合わせておりませんが、1号認定につきましては、たしか40名程度と記憶をしておりますので、その点についてお答え申し上げます。

〔「その40名の内訳はどんなような状況になりますか、会染と池田と」と呼ぶ者あり〕

議長（那須博天君） 勝家課長。

保育課長（勝家健充君） 済みません、具体的な人数のところの資料を持っておりませんので、割合についても後ほどお答えをさせていただきたいと思います。申しわけございません。

議長（那須博天君） ほかに質問。

服部議員。

8番（服部久子君） 済みません、ちょっと細かく聞きますけれども、その40人の中で1時半までの方と16時までの方というのは何人ぐらい、わかりますか。

議長（那須博天君） 勝家課長。

保育課長（勝家健充君） 申しわけございません、その細かい数字につきましても、あわせてお答え申し上げたいと思いますので、後ほどということで、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） ほかに質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって質疑を終了します。

議案第8号、議案第9号の一括上程、説明、質疑

議長（那須博天君） 日程7、議案第8号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例の制定について、議案第9号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議長（那須博天君） 中山職務代理。

〔町長職務代理者総務課長 中山彰博君 登壇〕

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） それでは、議案第8号及び議案第9号につきまして、一括して提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第8号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、平成27年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に準じて一般職の職員の給与の改定を行い、あわせて地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布されたことに伴いまして、新たに等級別基準職務表を規定するなど、必要な改正を行うものでございます。

改正では、平成27年4月1日から遡及して適用されるものとしまして、給料表の改定がされております。初任給は民間との間に差額がありますことから、1級の初任給を2,500円引き上げております。

なお、給与制度の総合的な見直し等によりまして、若年層においても同額程度の改定を行い、高齢層におきましては、官民格差が少ないことから、1,100円の引き上げとなっております。平均改定率では0.28%でございます。

次に、期末勤勉の月数改定では、0.10月引上げ4.2月とするものでございます。

なお、平成28年4月1日から、6月は2.025月、12月は2.175月に支給配分を変更して支給することになります。

また、地方公務員法及び地方独立法人法の一部改正によりまして、職務給原則を徹底するために、地方公共団体は給与条例で等級別基準職務表を定めることとされたため、改正を行っております。

主な改正条文では、第1条関係で、勤勉手当の額の割合の改正、別表第1では、再任用職員以外の1表と2表の改正給料表の標記、第2条関係では、等級別基準職務表を新たに追加し、勤勉手当の額の割合の改正、別表第2は、行政職給料表の1表及び2表において、等級別基準職務表を追加した内容でございます。

次に、議案第9号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制

定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、常勤の特別職及び議会の議員に支給される期末手当の引き上げ、また農業委員会等に関する法律の一部改正によりまして、農地利用最適化推進員が新たに追加されたことに伴い、条例整備を行うものでございます。

平成27年4月1日に遡及するものにつきましては、町長、副町長、教育長、議員を対象に、期末手当を0.05月引き上げるものでございます。また、平成28年4月1日から適用するものでは、期末勤勉手当の配分変更としまして、6月に1.50月、12月に1.65月とするものでございます。

また、農地利用最適化推進員の新設に伴いまして、報酬額を定めております。

なお、この報酬額につきましては、農業委員と同額という改正となっております。

以上、議案第8号及び議案第9号の提案説明を申し上げます。御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（那須博天君） これをもって、提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第8号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

議案第10号、議案第11号の一括上程、説明、質疑

議長（那須博天君） 日程 8、議案第10号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

中山職務代理。

〔町長職務代理者総務課長 中山彰博君 登壇〕

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） それでは、議案第10号及び議案第11号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第10号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度税制改正におきまして、納税者への負担軽減、早期に的確な納税を確立するために、国税の徴収猶予の見直しがされたところでございます。また、平成27年度では、地方税法におきまして、この徴収猶予制度の一部改正が行われ、平成28年4月1日から施行することに伴いまして、今回、町税条例の一部を改正するものでございます。

本改正では、猶予金額の納付の方法、申告書の記載事項、担保の取り扱いなど、一定の事項につきまして定めております。

主な改正条文でございます。

第8条は、徴収金の分割納付でございます。猶予金額を適宜分割したものを各月ごとに分割するものでございます。

第9条は、猶予申請を行う場合の添付書類としまして、事実を証明する書類、担保の提供に関する書類を明記、また、申請におきまして、修正がある場合の再提出までの期日を追加してございます。

第10条では、虚偽や新たな徴収金が発生した場合の猶予の取り消し項目を追加してございます。

第11条は、職権による換価猶予、第13条は、滞納額が100万円以下、猶予期間が3カ月以内で、特別な理由があれば担保が不要であるという条文追加でございます。

なお、改正条文の8条から17条におきましては、担保の徴収基準など、市町村税条例に委任されましたが、基本的には国税の徴収基準に準拠する規定となっております。

続きまして、議案第11号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、池田町の国民健康保険に加入されています1人当たりの医療費が、平成26年度は対前年比3.9%の減少、平成27年度では、暫定数値で前年比3.6%の減少となり、国保支払準備基金の保有状況も、平成27年度決算では1億円を超える見込みとなりましたことから、基礎課税額の税率を引き下げる改正を行うものであります。

なお、後期高齢者支援金等課税額につきましては、財源確保のため、税率を引き上げる内容となっております。

改正内容では、第3条から第5条の2第3号の改正は、基礎課税額、いわゆる医療給付費分に係るものでございます。

国保税の税率につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割から算出されており、第3条第1項では、所得割額を100分の4.9に、第4条は、資産割額を100分の14.3に、第5条では、均等割額を1万6,500円に、第5条の2第1号は、平等割額を1万5,300円に、同条第2号は、特定世帯の平等割額を7,650円に、同条第3号は、特定継続世帯の平等割額を1万1,475円にそれぞれ減額して改正するものでございます。

次に、第6条から第7条の3第3号は、後期高齢者支援金等課税額に係るものでございます。

第6条は、所得割額を100分の3に、第7条は、資産割額を100分の16に、第7条の2は、均等割額を1万1,000円に、第7条の3第1号は、平等割額を9,000円に、同条第2号は、特定世帯の平等割額を4,500円に、同条第3号は、特定継続世帯の平等割額を6,750円にそれぞれ増額して改正するものでございます。

なお、介護納付金課税額につきましては、税率の改定はございません。

続きまして、軽減に係る改正でございます。

第23条第1号では7割軽減を、同条第2号では5割軽減を、同条第3号では2割軽減について、医療費分並びに後期高齢者医療支援金等課税額の均等割額、平等割額をそれぞれ改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成28年4月1日となっております。

以上、議案第10号及び議案第11号を一括して提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（那須博天君） これをもって、提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第10号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

服部議員。

8番（服部久子君） 国から国民健康保険の財政基盤を建て直すというところで、平成17年度から町に幾らかお金が来ていると思うんですが、平成27年度と平成28年度のその金額を教えてください。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） 平成27年度につきましては、一般財政措置という中で、交付税の中で見られておりますので、具体的な数字というものは、実際の交付金の中で幾らというのは出てきませんので、お願いします。また、平成28年度につきましては、これから計算という中での同じ状態になりますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） ほかに質問ありますか。

薄井議員。

7番（薄井孝彦君） 医療費が下がったということで、非常に結構なことだと思います。その原因について、どのように考えているのか、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） まず、下がった要因でございますけれども、実際、外来に通院する方の数はふえております。ですが、特定健診等の結果によって重症化にならない状態で来ているということで、早期発見・早期治療ということで、通院の数はふえておりますが、医療費全体では下がっているという傾向があります。

それともう一つ、これは一番大きなウエートを占めてくるわけでありましたが、入院の関係でございますが、今まで池田町の方の入院費用は、非常に重篤な状態で入院されていたというケースが目立ちまして、1人当たりの金額が大変大きかったということが今までのケースでありましたが、今回の入院の数につきましては、例えば透析にしても、新規で入院された方はいないということで、入院をされている件数は余り変わらないのですが、費用がかなり下がったという背景がございまして、それを反映しての1人当たりの医療費の減ということ

につながっております。

議長（那須博天君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

議案第12号、議案第13号の一括上程、説明、質疑

議長（那須博天君） 日程9、議案第12号 池田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案説明を求めます。

中山職務代理。

〔町長職務代理者総務課長 中山彰博君 登壇〕

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） それでは、議案第12号、議案第13号を一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず初めに、議案第12号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、行政不服審査法の改正が平成26年6月13日、また行政不服審査法施行令が平成27年11月28日に公布され、ともに平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、池田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

本改正では、行政不服審査法において、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、申し立ての期間を60日から3カ月に延長すること、手続に関しましては、異議申し立てをなくし、審査請求に一元化する等の改正がされております。

固定資産評価審査委員会におきましては、地方税法及び町税条例に規定されております行政不服審査法を準用しますことから、審査申出人への資料交付の際の手数料の規定等について、所要の改定を行うものでございます。

第4条第2項は、審査申出書に係る規定でございます。行政不服審査法及び地方税法の改正により、記載事項に居所、審査の申し出に係る処分の内容を追加するものでございます。

同条第3項は、審査申出人が代表者等であった場合に、審査申出書に記載する事項の規定となっております。記載事項の追加及び行政不服審査法の改正に伴う引用条項が変更となっております。

第6条第2項は、委員会が町長に提出を求めた弁明書について、電子情報処理組織、いわゆる電子メール等で行われた場合でも、提出されたこととするものでございます。

また、同条第3項につきましては、弁明書の副本等の送付の例外規定を削除するものでございます。

第10条は、地方税法において読みかえて準用します、行政不服審査法第38条第1項において、弁明書等の書類について審査申出人が交付を受ける場合に、手数料を納めることが規定されているため、第1号では書類を複写した場合の手数料を、第2号では、電子情報を出力した場合の手数料を規定したものでございます。

なお、いずれも町のコピー機を使用した場合の利用料と同額の1枚20円を徴収することとしてございます。

第11条は、減免を受ける際に、書面による手続を行う等の規定でございます。第10条及び第11条が新たに規定されましたことから、旧第10条以降を繰り下げてございます。また、旧第11条から繰り下げた新第13条は、審査の決定書の記載内容を、地方税法において読みかえて準用します行政不服審査法第50条に準じて規定したものでございます。

なお、施行日につきましては、平成28年4月1日となっております。

続きまして、議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の改正が平成26年に公布され、平成28年4月1日から施行されるに伴いまして、池田町一般職の職員の給与に関する条例、池田町情報公開条例、池田町個人情報保護条例、池田町消防団員等公務災害補償条例の4つの条例に関して、各条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点でございますが、不服申請制度の審査請求での一元化に伴います字句の整理及び行政不服審査法の全部改正による法律番号など、各条例において該当します箇所を変更するものでございます。

字句修正は、行政不服審査法の法律の公布番号「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に改めるもの、「不服申し立て」を「審査請求」に、「決定」を「採決」とするものでございます。

以上、一括して提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（那須博天君） これをもって、提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第12号 池田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、質問ありますか。

立野議員。

11番（立野 泰君） 1点お願いしたいと思いますが、先ほどの議案第6号の行政不服審査法ですね、そしてこの議案第12号の行政不服審査法、これは同じもの……

議長（那須博天君） 13号です。不服審査は13号ですので、とりあえず12号、固定資産の評価関係について質疑をお願いします。

11番（立野 泰君） ここに、固定資産の関係で行政不服審査法と書いてあるので、だから議案第6号と意味は同じなんですか、この不服審査法というものは。

議長（那須博天君） ああ、一番下ね。

中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） 先ほど第6号でもお話ししたわけですが、この12号につきましても、行政不服審査法と、それから行政不服審査法の施行に伴う改正に伴いまして、それぞれ改正になっておりますので、基盤は同じということで考えていただければと思います。

議長（那須博天君） 立野議員。

11番（立野 泰君） そうすると、町が決定した、6号で先ほど説明いただいたんですが、そればかりではなくて、やっぱり固定資産から始まって、この行政不服審査法というものは、かなり幅の広いもので適用していくということになるわけですね。どうなんですか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） この行政不服審査法というのは、それぞれの法律に基づいて設置された組織に対しても、いろいろな面でかかわってくるものであります。不服審査というのは、行政のあらゆるものということでもありますので、それぞれの関係するところにかかわってくるということで、申請、もしくはそれぞれで異議申し立てがある場合については、こういった条文が適用になってくるということで御理解いただければと思います。

議長（那須博天君） ほかに質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、
質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

議案第14号、議案第15号の一括上程、説明、質疑

議長（那須博天君） 日程10、議案第14号 池田町下水道条例の一部を改正する条例の制定
について、議案第15号 池田町特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例を廃止
する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

中山職務代理。

〔町長職務代理者総務課長 中山彰博君 登壇〕

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） それでは、議案第14号及び議案第15号につしまし
て、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号 池田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を
申し上げます。

本議案は、池田町下水道事業計画の変更におきまして、特定環境保全公共下水道の南部処
理区を公共下水道の池田処理区に編入したことに伴い、条例を改正するものでございます。

第3条では、公共下水道の設置、第4条では、公共下水道の名称につきまして、条文を改
めるものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、平成28年4月1日からとなっております。

続きまして、議案第15号 池田町特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例を
廃止する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、特定環境保全公共下水道の南部処理区を公共下水道の池田処理区に編入したた

め、地方自治法第224条に基づく池田町特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例を廃止するものでございます。

この条例の廃止による受益者負担につきましては、都市計画法第75条に基づく池田町公共下水道事業受益者負担に関する条例により、受益者負担金として徴収することとなります。

なお、本条例の施行日につきましては、平成28年4月1日からとなっております。

以上、一括して提案理由の説明を申し上げました。御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（那須博天君） これをもって、提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第14号 池田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

議案第15号 池田町特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例を廃止する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

議案第16号の上程、説明、質疑

議長（那須博天君） 日程11、議案第16号 池田町ハーブセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

中山職務代理。

〔町長職務代理者総務課長 中山彰博君 登壇〕

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） 議案第16号 池田町ハーブセンターの指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

池田町ハーブセンターは、平成22年4月1日より指定管理者制度を導入し、平成25年4月1日より3年間、株式会社てる坊市場、代表取締役社長、横山嘉道氏が2回目の指定管理者として指定されております。今回、平成28年3月31日で契約満了となりますことから、次の指定管理者を指定するものでございます。

去る3月1日、池田町公の施設の指定管理者審査会の審査結果を受け、平成28年4月1日より平成29年3月31日までの1年間、再度、施設の管理運営を株式会社てる坊市場、代表取締役社長、横山嘉道氏に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（那須博天君） これをもって、提案説明を終了します。

質疑を行います。質疑ありませんか。

立野議員。

11番（立野 泰君） 議案第16号なんですが、てる坊市場さんは非常に一生懸命やっていただいて、実績を上げていっていることについては評価をいたします。

ただ、今、審査会でそういう決定をされたということですけども、指名でいいのかどうか、あるいはここに対して指定管理者としての希望者があったのか、なかったのか、その辺について、ちょっとお伺いしたいと思いますが。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 本来であれば公募と指名という2つの方法がございます。今回は町長不在ということで、たまたま本年6月の選挙が予定されていたということの中で、さきの町長より、とりあえず1年でというお話がございました。そして本年、またハーブ園のほうも、後ほどの補正予算でもお願いするわけですが、国の助成を受けて改修が進む予定でございますので、そちらを含んだ中で、また新しい町長の方針等も入れた形の中で、今回は1年間という期限を設けさせていただいて、指定をお願いしたいというものでございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（那須博天君） ほかに質疑ありますか。

矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） 前町長の考えということでありましてけれども、この指定期間が1年になったのかというのが、やはりほかの人たちも、ちょっと疑問が残るところかなと思います。

今、課長から説明があったわけですがけれども、今後また町長の判断で、こういう指定管理の期間というのは1年とか3年とか、そういうことは判断できる条文になっているのか。

要するに経営をする側も、3年とかそういう長期ビジョンで経営をする会社も多くあるわけで、指定管理のあり方にもよるんですけれども、この先1年間だよというのと、例えば3年間で減価償却するものは買えなかったりとか、そうする可能性もありますので、その点については、どのような配慮があるのかお聞かせください。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 議員御指摘のとおり、本来は当初の協定に基づいて、今までは3年を一つのスパンとして、3年間で完結型という形の指定管理が本来の形でございます。

それで、前回は指名という方法の中で、今までの結果を評価しという形でございました。今回は、やはり同じように、今までの結果を評価させていただいてありますけれども、最終的に町の考え方を優先させていただきたいということでの1年という形でございます。

ですので、本来、公募となりますと、半年ぐらい前から指定管理者に対してお知らせをするとともに、新たな皆さんにもお知らせをしてやっていくという形になってこようかと思えますので、ことしがその判断の時期になってまいるかと思えます。ですので、今回は1年ということをお願いを申し上げます。

議長（那須博天君） ほか質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

議案第17号、議案第18号の一括上程、説明、質疑

議長（那須博天君） 日程12、議案第17号 平成27年度池田町一般会計補正予算（第6号）について、議案第18号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

中山職務代理。

〔町長職務代理者総務課長 中山彰博君 登壇〕

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） 議案第17号及び議案第18号を、一括して提案理由

の説明を申し上げたいと思います。

初めに、議案第17号 平成27年度池田町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億666万円を追加し、総額を48億6,940万円とするものでございます。

歳入では、地方交付税を611万1,000円増額計上しております。分担金及び負担金では、14万5,000円の増、国庫支出金では、主なものとしまして、総務費国庫補助金において、本年度、国の補正予算、新規補助金であります地方創生加速化交付金3,423万2,000円を計上しております。ハーパーヘルスツーリズム推進事業及び総合戦略財源として活用いたします内容でございます。民生費国庫負担金では、年金生活者の臨時福祉給付金補助金、民生費国庫補助金、教育費国庫補助金など、総額8,076万6,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、国民健康保険基盤安定負担金の増に伴う民生費県負担金、総務費県補助金、農林水産業費県補助金を計上、また委託金として、総務費委託金及び民生費委託金、総額1,019万2,000円の増額計上をいたしました。財産収入では2万4,000円、寄附金では、地域交流センターへの教育費寄附金として337万円、諸収入では、総額25万2,000円を計上、町債では、総務債及び土木債の総額580万円を計上しております。

次に、歳出でございます。12ページからとなります。

款1 議会費では、7万1,000円の減額、款2 総務費は、不用額の整理及び情報セキュリティ強化対策事業費2,695万5,000円など、総額1,007万3,000円を増額、款3 民生費では、社会福祉費で国民健康保険特別会計繰出経費1,689万6,000円を増額、高齢者福祉費では、確定による高齢者対策経費の減額、地域包括支援センター運営費に成年後見支援センター事業費113万円を増額、年金生活者の臨時福祉給付金給付事業費確定に伴う4,353万8,000円の増額など、総額4,446万4,000円を増額計上いたしました。

款4 衛生費では、事業確定による不用額の整理を中心に、542万7,000円を減額計上しております。

款6 農林水産業費では、農業費において、地方創生加速化交付金を財源にハーパーヘルスツーリズム推進事業費3,300万円を増額するなど、総額4,037万6,000円を増額計上しました。

款7 商工費では、不用額の整理により763万8,000円を減額計上しました。

款8 土木費では、道路橋梁費で社会資本整備総合交付金事業費の確定によります987万6,000円の減額など、総額608万7,000円を減額計上しております。

款10教育費では、事務局費のてるてるぼうず作詞者浅原六朗基金に337万円を増額、学校施設改修事業費317万2,000円を増額、小学校及び中学校費では、次年度学校教材備品購入費の計上、社会教育費では、公民館費におきまして、広域連携事業に伴う若者交流事業43万7,000円など、総額1,941万9,000円を増額計上いたしました。

款11公債費では、長期債における、元利、利子合わせて468万1,000円を増額計上しております。

次に、議案第18号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ3,861万7,000円を追加し、総額を13億3,673万9,000円とするものであります。

歳入では、共同事業交付金4,456万2,000円の減額、繰入金1,689万5,000円を増額が主なものでございます。

歳出では、保険給付費4,686万4,000円の減額、共同事業拠出金953万1,000円を増額が主なものでございます。

以上、議案第17号及び第18号を一括して提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、補足説明につきましては、担当課長にいたさせます。

議長（那須博天君） 補足の説明を求めます。

議案第17号中、歳入及び総務課、会計課関係の歳出について、中山総務課長。

〔発言する人あり〕

議長（那須博天君） 休憩入れますか。ちょっと休みますか。

済みません、ではここで暫時休憩いたします。10分の休憩をとりたいと思いますので、お願いいたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時41分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ、再開いたします。

議案第17号の補足説明を求めます。

議案第17号中、歳入及び総務課・会計課関係の歳出について、中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） それでは、議案第17号 平成27年度池田町一般会計補正予算（第6号）につきまして、歳入関係と会計課・総務課関係の補足説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれに1億666万円を追加しまして、総額を48億6,940万円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

2表につきましては、債務負担行為の補正でございます。

1の追加につきましては、補正予算債270万円でございます。これにつきましては、国におきましてナンバー法における情報セキュリティシステムが強化されることに伴いまして、町の情報系システム改修整備費の一部として財源化したものでございます。

また、下段、変更におきましては、道路整備事業債を310万円増額しまして、補正後の限度額を1億9,810万円として変更してございます。補正後の限度額につきましては、6億2,250万円でございます。

続きまして、歳入関係、7ページをお願いいたします。

款9 地方交付税を611万1,000円増額してございます。その下、款11 分担金及び負担金では、未熟児養育医療費負担金確定に伴う5件分14万5,000円の増額でございます。款13 国庫支出金につきましては、目1 で民生費国庫負担金で国民健康保険基盤安定負担金など、541万8,000円を増額しております。

8ページをお願いいたします。

目1 総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費、社会資本整備総合交付金、地方創生型の交付金は、確定によります1,470万1,000円を減額しております。また、個人番号カードの補助金566万円を増額計上しております。6節の地方創生加速化交付金でございますけれども、これにつきましては、北アルプス連携自立圏事業123万2,000円とハーバルヘルスツーリズム推進事業費3,300万円を合わせまして、3,423万2,000円を増額してございます。情報セキュリティ強化対策費補助金では、ナンバー法のセキュリティのさらなる強化費用としまして、580万円を増額してございます。総額では3,099万1,000円の計上でございます。

次に、目2 民生費国庫補助金では、事業費の確定によります保育緊急確保事業補助金及び年金生活者の臨時福祉給付金補助金4,353万8,000円を増額してございます。総額では4,350

万3,000円を増額しております。

9ページをお願いいたします。

目5教育費国庫補助金では、池田小学校の大規模工事第3期分におきまして、体育館の床塗装に伴います学校施設環境改善交付金85万4,000円を増額計上しております。

次に、款14県支出金でございます。項1目1民生費県負担金では、事業費の確定に伴いまして、国民健康保険基盤安定負担金594万5,000円を増額、また児童手当負担金38万2,000円を減額しております。

項2目1総務費県補助金では、広域連携推進事業費100万9,000円を増額でございます。大北広域圏における新たな枠組みの中で、地方創生の総合戦略に絡めまして連携事業をするものでございます。移住交流、成年後見人支援センター、若者交流の3つの事業に充当するものでございます。

目4農林水産業費県補助金では、事業費確定によるものでございまして、環境保全型農業直接払交付金、森林整備地域活動支援金交付金、機構集積協力基金など、総額で356万3,000円を増額して計上しております。

続きまして、項3目1総務費委託金では、経済センサス活動費委託金、目2民生費委託金でながの子育て優待パスポート事業委託金にあわせまして、総額5万7,000円を増額計上しております。

款15財産収入、目1財産貸付収入では、福祉企業センター跡地の土地貸付過年度収入2万4,000円を計上しております。

款16寄付金では、地域交流センターへの設置希望のピアノ購入のための費用337万円を、教育費寄付金として計上しております。

11ページをお願いいたします。

款19諸収入では、目5雑入におきまして、高齢者支えあい拠点施設自治会協力金25万2,000円を増額でございます。これにつきましては、東町公民館の取り壊し費用を3年間で分割して自治会から納入していただくもので、2回目の分となります。

款20町債では、先ほど4ページ2表で説明しました町債でございます。これにつきましては、説明は省略させていただきます。

なお、歳入にかかわる各事業内容につきましては、後ほど各歳出の説明の中にそれぞれ出てまいりますので、お願いをいたします。

それでは、歳入関係をお願いいたします。

まず、各課にわたりまして、不用額の整理を中心に、職員の給与、それから人件費にかかわる補正を計上してございますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、会計課・総務課の歳出関係を説明いたします。12ページであります。

下段、款2 総務費、目1 一般管理費では、2,128万6,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、特別職の給料・手当の減額を行っております。

13ページをお願いします。

説明欄の職員研修事業22万3,000円を計上してございます。これにつきましては、先ほど歳入でお話し申し上げましたけれども、国庫補助金で地方創生加速化交付金を活用しまして、大北広域市町村の事業として、大北地方の連携した取り組みを行うことで、圏域の活性化を図るものでございます。職員の研修費、また大北の1市1町3村が、新たな枠組みとして北アルプス連携自立圏としての事業を行うために、負担金をそれぞれ計上しております。

目4 会計管理費では、普通旅費不用額の整理で3万3,000円を減額しております。

下段、目6ですけれども、企画費です。2,689万1,000円の増額をお願いするものでございます。14ページにかけてでございますけれども、主なもので3つがありますけれども、移住交流事業に45万1,000円でございます。先ほどもお話し申し上げましたけれども、地方創生事業の新たな圏域での枠組みの中で実施いたします関連事業でございます。人口増対策のために東京圏へのイベント旅費、それからチラシ印刷などを盛り込む費用の増額でございます。北アルプス連携自立圏負担金5万1,000円などを増額してございます。

その下、楽園信州推進協議会負担金2万円の増額計上でございます。これにつきましては、長野県が各市町村と連携しまして、移住・定住を図り、人口をふやすための組織であります。現在、長野県では77市町村中67の市町村が加盟しておりまして、都会の方に地方のよさをアピールするために、セミナー等が開催されているところであります。広域との連携でも使用されておりますので、その費用を計上しております。

その下、の情報セキュリティ強化対策事業費2,695万5,000円でございます。これにつきましては、国がマイナンバーの情報セキュリティのさらなる強化策を打ち出されたために、必要な対策費を盛ったものでございます。基幹系は単独で稼働しておりますけれども、現在あります情報系パソコンにつきましては、国や県等から情報の収受、あるいはグループウェアを通じまして情報のやりとりを行っておりますけれども、インターネットにつながっているために情報漏えいのリスクがあるとされ、改善をすることになりました。平成29年度からは、県がインターネットの窓口となりまして、24時間体制で監視をすることになってお

ります。今回これらに対応して整備をするための費用としまして、電算委託料及びシステム整備の工事費を計上してございます。

目7自治振興費では、100万円を計上しております。町制施行100周年記念事業におきまして、元気な町づくり事業補助金の申請増に伴い、増額するものでございます。申請件数につきましては、全部で19件となりました。交付決定額につきましては、総額で651万1,000円に対応するものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

目2指定統計費の関係であります。補正額がゼロとなっておりますけれども、これにつきましては、調査委託料の増額によりまして財源振替をさせていただいたものでございますので、よろしくをお願いいたします。

飛びまして、29ページをお願いいたします。

下段、款11公債費では、目1元金で1,200万円を増額計上しております。これにつきましては、緊急防災・減災におけます消防車両整備に伴います、平成27年5月22日分の借入分を計上してございます。

それから、目2利子では、既に借り入れましたものを、利子の見直しを行いまして、731万5,000円を減額してございます。

最後ですけれども、30ページ以降につきましては、職員の給与費明細書を添付させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

総務課の関係は以上でございます。

議長（那須博天君） 次に、議案第17号中、議会事務局関係の歳出について、師岡議会事務局長。

議会事務局長（師岡栄子君） 12ページをお開きください。

議会費の議会運営経費で29万9,000円の増額です。主なものは、備品購入で事務局のエアコンです。

それから、16ページをお開きいただきたいと思います。

中段、1目監査委員費ですが、こちら諸事情による研修中止によります9万8,000円の減額です。

以上です。

議長（那須博天君） 次に、議案第17号中、住民課関係の歳出について、倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） それでは、住民課関係の補足説明を申し上げます。14ページから

となります。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 8 交通安全防犯対策費であります。67万5,000円の増額であります。これは防犯灯の新設・交換・撤去費であります。

次に、15ページ、款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費であります。286万4,000円の増額であります。これは個人番号カード発行に係る経費と、印鑑登録証などの増刷と、地方公共団体情報システム機構交付金の増額が主なものであります。

次に、16ページ、下段になります。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費のうち、説明欄の国民健康保険特別会計繰出金であります。1,689万6,000円の増額であります。これは基盤安定に係る保険税軽減分及び保険者支援分であります。

次に、17ページ、目 2 高齢者福祉費のうち説明欄、高齢者対策経費であります。720万9,000円の減額であります。これは後期高齢者医療給付費負担金の確定によるものであります。

次に、21ページの款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 3 環境衛生費であります。96万3,000円の減額であります。太陽光発電システム設置補助金の減額であります。

目 6 飼犬対策費は、5万3,000円の増額であります。迷い犬用のドッグハウス購入費であります。

住民課関係は以上であります。

議長（那須博天君） 次に、議案第17号中、福祉課関係の歳出について、小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） それでは、福祉課の歳出の補足説明をお願いいたします。

ページにつきましては、17ページまでお戻りいただきたいと思います。

17ページでございますが、一番上段の 3 款民生費、2 目高齢者福祉費でございますけれども、ここではトータル603万3,000円の減額となっておりますけれども、このうち福祉課の関係でいきますと、説明欄の最初にあります 高齢者福祉事業におきまして、老人福祉施設短期入所の委託料といたしまして、117万6,000円の増額をお願いするものであります。

その下の 4 目でございますけれども、介護保険費におきましては、広域連合への負担金128万9,000円を減額いたしました。

その下、5 目地域包括支援センター運営費では、53万4,000円の減額措置となっております。内容といたしましては、12月 1 日付で行いました社協の人事異動によりまして、1 名分の人件費の減額と、その下でございますが、大北地域の新たな取り組みとして誕生してまいりました成年後見支援センターの設置補助金の増額によるところであります。

次のページ、18ページ中、9目に参りますが、総合センター管理費でございますけれども、ここでは身体障害者用のトイレの改修費用に16万2,000円を充てるものであります。

このページの最下段でございますが、12目の臨時福祉給付金給付事業費では、国の補正予算で出てまいりました新たな給付事業に対応するものとしたしまして、1,370名に各3万円を給付する事業として計上してございます。事務費と合わせまして4,353万8,000円を計上いたしております。

次に、20ページに参りまして、5目でございますけれども、子育て支援費では35万7,000円の増額となっております。これにつきましては、本年度、弁護士に相談する案件が出てまいりまして、その費用につきましては、余りにも緊急的な費用であったということでありますので、臨時賃金を流用することで対応してまいりましたので、今回その対応した分をもとへ戻すということで、臨時職員賃金のプラス補正をするものであります。

ページをめくっていただきまして、21ページでございますが、上段、4款衛生費、2目予防費では、38万円の減額をしてございます。内容としましては、各種健診の増額とがん検診の減額を差し引いた結果となっております。

福祉課は以上であります。

議長（那須博天君） 次に、議案第17号中、保育課関係の歳出について、勝家保育課長。

保育科長（勝家健充君） それでは、予算書の19ページをお願いいたします。

初めに、款3項2目1の児童福祉総務費でございますが、170万5,000円を減額するものでございます。保育園運営事業におきましては、会染保育園の屋根及びプールの塗りかえ等の修繕、また備品類の整備に関する経費を主なものとしたしまして、265万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次の保育園バス運行事業費におきましては、不用額の整理を行うものでございます。

なお、保育園バス運行事業につきましては、会染保育園の通園バスの運行にかかわる経費と、それから園外保育におけるバスの運行経費を計上しているものでございますけれども、通園バスにつきましては、利用者の減少から、ここ数年来の懸案事項でございました。この点について、バス部会、また保護者会に相談をする中で、送迎バスが廃止された場合の送迎の可否について調査を行った結果を踏まえまして、通園ができないという方はおいでにならないということでありましたので、会染保育園の通園バスにつきましては、廃止をするということを決定させていただきました。それにかかわる経費につきましても、今回、整理をさせていただいているものでございます。

なお、園外保育に係るバス運行につきましては、今後も継続をする予定でございます。

次に、2目の特別保育費145万円の減額、延長保育75万円、障害児保育70万円、ともに不用見込額について整理をさせていただいたものでございます。

保育課は以上でございます。

議長（那須博天君） 17号中の補足説明を続けます。

振興課関係の歳出について、宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、振興課関係の補足説明をお願いいたします。予算書22ページをお願いいたします。

款6農業水産業費、項1農業費、目3農業振興費でございますけれども、今回、3,802万3,000円の増額補正をお願いするものであります。右側説明欄、農業振興事業では、12月に補正をお願いいたしました堀之内地区、滝沢南部地区の農地中間管理事業の関係で、内容が確定してまいりました。機構集積協力金で267万5,000円の増額でございます。この内訳につきましては、経営転換協力金が180万円、耕作者集積協力金が80万円という形になっております。

それから、中核農家育成規模拡大事業補助金ですけれども、61万4,000円の増額補正であります。内容は、農地保有合理化事業による農地の賃貸借件数の確定によるところでございます。

また、環境保全型農業直接支払交付金36万9,000円の増額につきましては、水稻有機栽培面積の確定による増でございます。

花とハーブの里づくり事業40万円の増額補正です。こちらにつきましては、プランター購入費5万4,000円、そして昨年オープンしました足湯回りの風よけ等の修繕費34万6,000円をお願いするものであります。

多目的研修集会施設管理経費96万5,000円の増額補正です。内容は玄関回り、玄関ドア等の補修・修繕及び会議室のカーテンの取り付け等に46万5,000円、また備品購入ということで、会議用のテーブル12脚の購入費用50万円をお願いするものであります。

それから、ハーバルヘルスツーリズム推進事業に3,300万円の増額補正をお願いいたします。平成26年度、国の補正により取り組んでおりますハーブリブランディング事業の継続事業として、平成27年度国の補正予算、地方創生加速化交付金事業により取り組んでまいります。内容は、ハーブと森林セラピーを融合したヘルスツーリズムの推進をテーマに、メニューの構築、モニターツアー、ハーブ及び森林セラピーメディカルトレーナー等の養成を主な

内容として、コンサルタント会社への委託料1,600万円、本年度に引き続いてのハーブ園改修委託料、設計等の委託料ですが、200万円、工事請負費に1,500万円を計上するものでございます。

それから、23ページ、お願いいたします。

目7土地改良費でございます。189万8,000円の増額補正です。池田町3丁目地籍での国土調査の誤りが発覚いたしまして、修正する費用82万2,000円、そして農道台帳の整備のために43万2,000円、それぞれ増額をお願いするものであります。

また、説明欄、土地改良管理費では、内鎌地籍において、県営圃場整備等の境界地での誤りが発見されました。赤線等が個人地によって寸断され、また個人地に水路が入っているというような形のものでございまして、こちらの土地を購入いたしまして、水路用地、道路用地等に修正をするための経費でございます。64万2,000円をお願いするものです。

それから、項2林業費、目1林業振興費ですけれども、70万9,000円の増額補正をお願いいたします。渋田見地区森林整備協議会において、64ヘクタールの経営計画の策定、境界確認等の活動支援交付金を計上するものでございます。

振興課は以上でございます。

議長（那須博天君） 次に、議案第17号中、建設水道課関係の歳出について、丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係についてお願いいたします。24ページをお願いいたします。

下段の8款土木費、2項2目の道路改良費でございますが、今回、987万6,000円の減額補正でございます。内容につきましては、今年度より社会資本整備総合交付金事業に着手しております4路線の道路事業におきまして、本年度事業の精算見込みによります委託料、土地購入費、補償料、それぞれ減額の内容でございます。

建設水道関係の補足説明は以上でございます。

議長（那須博天君） 次に、議案第17号中、教育委員会関係の歳出について、藤澤教育課長。教育課長（藤澤宜治君） それでは、議案第17号中の教育委員会関係の歳出について御説明をお願いしたいと思います。25ページをごらんいただきたいと思います。

中段であります。8款土木費、4項都市計画費、2目公園事業費であります。今回469万3,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、一般修繕料といたしまして、クラフトパークの高圧電気設備、それから排水ポンプの修理を行うものでござい

ます。

続きまして、下段であります、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費であります。今回、593万円の増額をお願いするものでございます。説明欄でございますが、25010でございまして、さしつかえなく作詞者浅原六朗基金337万円でございますが、これはピアノ購入に伴う寄附金を受け、これを基金に積み立てるものでございます。

続きまして、26ページをお願いしたいと思います。

説明欄、工事請負費であります、305万円でございます。これにつきましては、池田小学校の床の補修工事を行うものでございます。

続きまして、中段、3目教職員住宅の管理費でございますが、22万4,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、教職員住宅の水道・トイレの修理を行うものでございます。

続きまして、下段、2項になります、小学校費、1目池田小学校管理費であります。今回、332万4,000円の増額をお願いするものであります。説明欄11061であります、一般修繕料84万円でございます。地下タンク、それからグラウンドのスロープ等の修理を行うものでございます。

続きまして、工事請負費129万6,000円ですが、これは体育館の暗幕の取りかえを行うものであります。

それから続きまして、学校用機械器具購入費118万8,000円でございますが、これにつきましては、教職員用のパソコンの更新、それからプロジェクター等の購入をするものでございます。

続きまして、27ページをごらんいただきたいと思います。

2目池田小学校教育振興費でございます、今回、60万5,000円の増額をお願いするものでございます。消耗品費15万1,000円ですが、学習指導要領の改訂に伴いまして、道徳の資料を購入するものでございます。

それから、18030備品購入費45万4,000円は、動物サークル、それからアコーディオン等を購入する経費でございます。

続きまして、3目会染小学校管理費であります。今回、323万4,000円の増額をお願いするものでございます。一般修繕料といたしまして49万7,000円でございますが、特別教室のガラス、それからプレイルーム等の修理を行うものでございます。

続きまして、学校用機械器具購入費273万7,000円ですが、教職員用のパソコンの更

新、それから裁断機等を購入するものでございます。

続きまして、4目会染小学校教育振興費であります。今回、28万9,000円の増額をお願いするものでございます。教材備品購入費として、デジタルタイマー、テント、ミシン等を購入するものでございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費であります。今回、242万9,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄18010学校用機械器具購入費199万5,000円では、生徒用の机・椅子の購入、教職員用のパソコンの更新をするものでございます。

続きまして、2目教育振興費であります。今回、80万5,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、教材備品購入費といたしまして、教科書改訂に伴います教材の購入をするものでございます。

続きまして、28ページをごらんいただきたいと思います。

28ページ中段であります。4項社会教育費、2目公民館費であります。今回、110万9,000円の増額をお願いするものでございます。内容といたしましては、工事請負費といたしまして、公民館事務室のエアコンの設置をするものでございます。庁用機械器具購入費47万9,000円では、テント、ビデオカメラ等の購入をするものでございます。

続きまして、13010若者交流事業委託料30万円につきましては、みらい塾の開催に伴います経費となっております。

それからその下、19010であります。北アルプス連携自立圏負担金ということで、13万7,000円でございます。広域として実施する交流事業に対します池田町の負担分でございます。

続きまして、4目図書館費であります。18万円の増額をお願いするものでございます。庁用機械器具購入費といたしまして、FFヒーターの故障に伴います更新をするものでございます。

続きまして、7目創造館費であります。今回、109万4,000円の増額をお願いするものであります。一般修繕料109万4,000円といたしまして、空調設備、それから屋外排水設備等の修理を行うものでございます。

続きまして、29ページをごらんいただきたいと思います。

5項保健体育費、1目保健体育総務費であります。6万6,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、教育委員会関係施設のAEDのパットの更新をするものでございます。

3目体育施設費では、24万6,000円の増額をお願いするものでございますが、農村広場管理経費、それから河川敷運動広場管理経費、ともに12万3,000円といたしまして、それぞれベンチ2脚を購入するものでございます。

教育委員会関係につきましては、以上であります。

議長（那須博天君） 説明の途中でございますが、ここで暫時休憩にいたします。再開は1時15分を予定しますので、お願いいたします。

休憩 午後 零時 14分

再開 午後 1時 15分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き補足説明を行います。

議案第18号について、倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） それでは、議案第18号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計の第2号補正の補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,861万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれを13億3,673万9,000円にするものでございます。

詳細につきましては、4ページからになります。

主なものについて御説明いたします。

まずは、歳入であります。款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目4 災害臨時特例補助金は14万5,000円の増額であります。これは東日本大震災の被災者に係る補助金であります。

次に、款4 療養給付費交付金は1,319万5,000円の減額であります。退職被保険者分の保険給付費の減額によるものであります。

款5 前期高齢者交付金及び款6 県支出金は、確定によるものであります。

款8 共同事業交付金は、医療費の抑制による減額であります。

次に、款10繰入金であります。これは保険基盤安定として一般会計より繰り入れるものであります。

続きまして、歳出でございますが、6ページからとなります。

款2 保険給付費、項1 療養諸費は、4,686万4,000円の減額であります。これは療養給付費

の抑制による減額であります。同じく項2 高額療養費は、150万円の減額であります。

次に、8 ページ、最下段の款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 共同事業医療費拠出金は、172万6,000円の減額であります。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金は、1,125万7,000円の増額であります。ともに確定によるものであります。

款8 保健事業費は、21万6,000円の増額であります。特定健診データ分析ソフトのバージョンアップ経費であります。

以上、国民健康保険特別会計の補足説明とさせていただきます。

議長（那須博天君） これをもって、提案説明を終了いたします。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第17号 平成27年度池田町一般会計補正予算（第6号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

薄井議員。

7番（薄井孝彦君） 25ページの道路予算の関係でございますけれども、社会資本総合整備事業の変更による減だというふうに説明されましたけれども、もう少し詳しく、国からのお金も約1,100万円減っていますのを含めて、もう少し詳しい経過を教えてくださいと思います。

それと、計画によりますと、道路関係は平成27年度、7,200万円の計画だったと思いますけれども、この減額によりまして約988万円減額されますと、6,112万円の事業費で工事がなされたのか、そういうふうに解釈していいのかどうか、その点も含めてお願いします。

議長（那須博天君） 丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） ただいまの質問の平成27年度の事業の詳しい概要につきましては、用地補償にかかわります道路、739号線でございますけれども、それとあと251号線、233号線、740号線、これにつきましては、測量及び詳細の設計を平成27年度で行っている内容でございます。

それで、739号線の用地補償を主にやっているところでございますけれども、その関係は、用地費、用地の面積の確定、また補償に伴います、主には建物の補償でございますけれども、その補償額の確定、また委託料の関係でございますけれども、詳細設計を行っている3路線の関係でございますけれども、その委託にかかわる部分の費用の確定によるものでございます。

総事業費の関係でございますけれども、ここで987万6,000円減額になりまして、事業費で言いますと、この減額した内容で交付金の事業は平成27年度に行っていくという内容でございますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） ほかにありますか。

矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） 歳入の部において、8ページなんですけれども、中ほど、2節の4番に個人番号カードの交付事業の補助金533万5,000円がありますけれども、池田町の現在の個人番号カードの発行状況、聞くところによりますと、報道等において、国のところで発行にちょっとおくれが出たり、支障が出ているといったことも聞かれておりますけれども、池田町の現状、発行の状況等についてはどうなっているのかお尋ねをいたします。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） 2月末現在であります。カードを申請した方が485人です。そのうち交付をしたものにつきましては、現在まだ数字はつかめていませんので、また追って数字は御報告したいと思いますけれども、そんなところでいいですか。申しわけないですが、お願いします。

議長（那須博天君） ほかにありますか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

議案第19号より議案第25号まで、一括上程、説明、質疑

議長（那須博天君） 日程13、議案第19号 平成28年度池田町一般会計予算について、議案第20号 平成28年度池田町工場誘致等特別会計予算について、議案第21号 平成28年度池田

町国民健康保険特別会計予算について、議案第22号 平成28年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第23号 平成28年度池田町下水道事業特別会計予算について、議案第24号 平成28年度池田町簡易水道事業特別会計予算について、議案第25号 平成28年度池田町水道事業会計予算についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

中山職務代理。

〔町長職務代理者総務課長 中山彰博君 登壇〕

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） それでは、議案第19号から議案第25号までの平成28年度一般会計予算及び特別会計の当初予算につきまして、一括、提案理由の説明を申し上げます。

なお、提案予算につきましては、骨格予算でありますので、よろしくお願いたします。

初めに、議案第19号 平成28年度池田町一般会計予算について説明をいたします。

池田町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を41億1,300万円といたしました。平成27年度の当初予算比較でありますけれども、金額で2億6,000万円、率では5.9%の減となっております。

歳入では、町民税で個人分の減額、法人で製造業の法人割の増額を見込んでおりまして、4億2,612万4,000円であります。

固定資産税につきましては、太陽光施設として償却資産の増で3億8,012万3,000円、軽自動車税につきましては、税率改正によります二輪車等の増収によりまして、3,295万5,000円を計上いたしました。

たばこ税につきましては、5,356万9,000円、町税全体では、対前年比0.9%増の8億9,277万1,000円といたしました。

地方譲与税につきましては、前年同額であります。

地方交付税につきましては、2.3%増の18億円を見込み、分担金及び負担金では、7,243万3,000円としました。

国庫支出金では、社総交事業の増で2億9,057万1,000円、県支出金では、多面的機能支払交付金などの減により2億7,296万4,000円といたしました。

寄附金では、ふるさと応援寄附金などの増収を見込み、1,911万円、繰入金では、公共施設等整備基金繰入金の減額によりまして、3,915万9,000円といたしました。

町債につきましては、消防債の減額で3億1,790万円としてございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

款1 議会費につきましては、議会運営に必要な経費及び人件費6,846万円を計上いたしました。

款2 総務費では、庁舎一般管理費、自治会等、情報処理等々で対前年度比1.8%の減の総額5億1,470万5,000円を計上しております。

続きまして、款3 民生費では、町福祉協議会の補助金を初め、高齢者福祉事業、障害者福祉事業等で9億1,155万1,000円、保育園や児童センターの運営費、子育て支援費など、対前年度比でいきますと2.9%の増の総額で13億3,347万2,000円を計上しております。

款4 衛生費では、各種検診費用、予防接種事業費、環境衛生費等を計上し、また穂高広域施設組合負担金など清掃費としてそれぞれ計上しております。対前年比では25.6%減の総額2億8,402万2,000円を計上しております。

続きまして、款5 労働費につきましては、総額62万7,000円を計上しております。

款6 農林水産業費では、農業費で中山間直接支払事業、花とハーブの里づくり事業などを計上し、前年比では15.5%減の総額2億3,559万4,000円を計上しております。

続きまして、款7 商工費の関係ですけれども、商工会、町観光協会、町観光推進本部などへの補助金、工場誘致条例等で、前年比1.2%増の総額1億31万5,000円を計上しております。

款8 土木費でございますけれども、道路橋梁費の中で、辺地対策事業費、社会資本総合交付金を活用しての道路改良等、1億5,645万8,000円、それから主なもので、都市計画費では公園事業、公共水道事業費に2億3,648万9,000円ということで計上してございます。住宅費としましては、町営住宅の維持管理、住宅の耐震工事費補助金などで1,545万7,000円、対前年比では11.1%の減で、総額では4億4,184万円を計上してございます。

続きまして、款9 消防費の関係であります。常備消防費でございますけれども、北アルプス広域連合の常備消防負担金1億4,607万2,000円、非常備消防費としまして分団交付金など、総額1億7,922万5,000円を計上してございます。緊急防災・減災債によります消防詰所が完成したことで、対前年比40.9%の減となっております。

続きまして、款10 教育費では、教育総務費として就学援助費など、教育委員会事務局一般経費、放課後子ども教室運営事業費など7,036万1,000円、小学校費では、教育振興経費、学校管理費など5,003万7,000円、中学校費では高瀬中学校に係ります経費5,195万円、それから社会教育費としまして、地域交流センター等建設事業における実施設計委託料、公民館事業活動経費、地域おこし協力隊員の経費などを盛り込み、総額で1億4,248万2,000円、保

健体育費では、体育館の管理費など1億3,172万7,000円など、対前年比では5.3%減の総額では4億5,298万2,000円を計上してございます。

款11公債費であります。長期債元金及び利子償還の費用を計上してあります。前年度対比で14.2%増であります。

款12災害復旧費では、当面必要な経費を計上し、款13予備費では、昨年度と同額でありませけれども、500万円を計上してございます。

以上が議案第19号の一般会計の当初予算でございます。

続きまして、議案第20号 平成28年度池田町工場誘致等会計予算についての提案説明であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ608万5,000円とするものでございます。平成27年度の繰越予定額608万5,000円を歳入としまして、歳出では、事業が発生した場合に備えまして、科目の設置をし、残りは予備費に計上しております。

続きまして、議案第21号 平成28年度池田町国民健康保険特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額をそれぞれ12億3,600万8,000円といたしました。本年度につきましては、医療費の減に伴いまして、税率の見直しを行う中で、対前年比7.5%減、金額で9,952万6,000円を減額としてございます。

歳入では、保険税、それから国庫支出金、前期高齢者の交付金等を見てございます。一般会計の繰入金につきましては、6,903万8,000円などが主なものでございます。

歳出では、保険給付費7億6,368万5,000円、後期高齢者支援金等1億4,402万1,000円でございます。

次に、議案第22号 平成28年度池田町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億2,455万4,000円といたしました。

歳入では、保険料として8,645万7,000円、保険基盤安定などのために一般会計からの繰入金3,798万1,000円が主なものでございます。

歳出につきましては、広域連合納付金ということで1億2,389万6,000円が主なものであります。

続きまして、議案第23号 平成28年度池田町下水道事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,514万1,000円といたしました。前年に比べまして

6%、額で3,583万1,000円の増であります。

歳入につきましては、分担金及び負担金359万3,000円、使用料及び手数料で1億8,877万2,000円、繰入金としまして、一般会計からの繰入金を2億874万7,000円、町債としまして、資本費の平準化債ということで2億3,402万5,000円を計上しております。

歳出では、汚水処理や処理場の維持管理が主なものでございます。また、事業実施のために借り入れた長期債元利償還金に5億4,543万5,000円を計上してございます。

続きまして、議案第24号 平成28年度池田町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,207万8,000円といたしました。

歳入では水道料、一般会計からの繰入金ということでありまして。

歳出につきましては、維持管理費としまして594万1,000円、それから長期債の元利償還金に613万7,000円を計上してございます。

次に、議案第25号 平成28年度池田町水道事業会計予算でございます。

平成28年度の業務予定量につきましては、給水戸数が3,852戸、年間総給水量107万4,695立方メートル、1日平均給水量が2,940立方メートルということでありまして。また、主な建設改良事業では、1,000万円を予定しております。

収益的収入につきましては、営業収益、営業外収益を合わせまして、水道事業収益で2億5,350万円、支出では、営業費用、営業外費用、予備費、特別損失で1億8,813万1,000円を予定しております。

資本的収入では、負担金が259万2,000円、資本的支出では、建設改良費、企業債償還金で1億947万6,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億688万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,374万9,000円、減債積立金5,287万5,000円、それから当年度分消費税資本的収支調整額26万円を補填することといたしました。

以上、議案第19号から議案第25号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願い申し上げます。

なお、補足の説明につきましては、議案第20号を除きまして、担当課長にいたさせますので、よろしくお願ひいたします。

議長（那須博天君） 補足の説明を求めます。

議案第19号中歳入と総務課関係の歳出について、中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） それでは、議案第19号の一般会計予算の歳入関係

と歳出の総務課関係につきまして、主なものを補足説明いたします。

まず、1ページをお願いいたします。

平成28年度池田町一般会計予算についてでございますが、歳入歳出41億1,300万円としてございます。前年比5.9%の減、それから第3条の一時借入金でございますけれども、限度額を昨年と同額の3億円ということで定めてございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますけれども、本年度はごらんのとおり4本でございます。まず、緊急防災・減災事業債につきましては、県防災衛星行政無線が更新されることに伴いまして、660万円を予定してございます。

その下、道路整備事業債につきましては、町道登波離橋線及び町道739号線の工事継ぎ足し分ということで、町単分で4,160万円を予定してございます。

その下、社会資本総合整備事業債でございますけれども、社総交事業に伴いますもので、町道251号・739号・740号線の各路線の整備及び地域交流センター・図書館実施計画などに9,210万円を予定してございます。

その下、臨時財政対策債でございますけれども、1億7,760万円を予定しております。

総額では、前年対比で42.6%減の3億1,790万円としてございます。

なお、借入利率につきましては、3%以内ということでお願いしたいと思っております。

11ページをお願いいたします。歳入の主なものであります。

款1町税でございますけれども、町民税の個人・法人分につきまして、個人住民税につきましては減額、法人税につきましては、製造業の法人割の伸びによりまして、4億2,612万4,000円を計上してございます。

その下、固定資産税の関係ですけれども、償却資産の増ということで、3億8,012万3,000円を計上してございます。

次に、12ページをお願いいたします。軽自動車税の関係であります。

これにつきましては、二輪車等の税率改正に伴いまして、前年より25.3%増の3,295万5,000円を計上してございます。

中段、たばこ税の関係ですけれども、204万7,000円の減ということで、総額では5,356万9,000円を計上してございます。

13ページをお願いいたします。

地方譲与税の関係ですけれども、自動車重量譲与税の関係ですけれども、昨年と同額の

4,200万円ということでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

款6 地方消費税交付金につきましては、対前年3,000万円の消費税の伸びということを見込みまして、1億5,000万円を計上させていただいております。款7 自動車取得税交付金では、対前年同額の計上であります。下段、款9 地方交付税でありますけれども、本年につきましては18億円を当初に盛っております。昨年より2.3%増を見込んでおります。

次に、15ページでございます。款11 分担金及び負担金であります。

この中で大きなものでありますけれども、民生費としまして、保育料負担金につきましては、多子世帯の減少に伴いまして1.1%の減、5,552万4,000円などで、総額では6,627万4,000円を予定しております。

それから、16ページ中段であります。目4 総務費負担金です。長野県後期高齢者医療広域連合に、ことし職員1名を派遣することに伴いまして、この職員の給与を500万円ということで収入を見込んでおります。

次に、17ページであります。

款12 使用料及び手数料の関係でありますけれども、これも例年と特に変わったものはございませんけれども、総合福祉センターの使用料だとかハーブセンターの使用料などを、この中で見込んでございます。

18ページをお願いいたします。

教育使用料の関係ですけれども、教職員住宅の使用料等をここで見込んでございます。

それから、19ページでありますけれども、項2 の手数料でございます。証明閲覧手数料などをこの中で見ておりますし、また可燃物の処理の手数料ということで、約1,000万円弱ですけれども、見込んでおりまして、総額では1,186万9,000円を予定しております。

それから、20ページをお願いいたします。款13 国庫支出金でございます。

項1 の国庫負担金では、民生費の国庫負担金としまして、障害者総合支援法によります障害者福祉負担金7,791万4,000円などあります。総額では1億9,165万6,000円を計上しております。対前年比で8.5%の増になっております。

下段、項2 国庫補助金でございますけれども、総務費の国庫補助金といたしまして、地域交流センターなどの整備に伴います社会資本総合交付金でありますけれども、6,836万円など、7,172万円を計上しております。

21ページをお願いいたします。

民生費国庫補助金では、障害者福祉など、総額では1,003万8,000円を計上させていただいております。それが主なものでございます。

それから、22ページをお願いいたします。

上段、教育費国庫補助金では、池田・会染小学校両小学校の大規模改修が完了しまして、学校施設環境改善交付金が2,898万7,000円減額となっております。

それから、23ページをお願いいたします。款14県支出金でございます。

主なものでありますけれども、項1県負担金、目1民生費県負担金として国民健康保険基盤安定負担金2,909万4,000円、ほか障害者福祉費などを計上してございます。全体では障害者総合支援金給付費が増額となりまして、総額では1億4,170万1,000円を計上しております。

24ページをお願いいたします。

上段であります。福祉医療費給付事業補助金では2,132万2,000円であります。目2民生費県補助金総額では3,193万3,000円を計上しております。

それから、目4です。農林水産業費県補助金でありますけれども、農業振興補助金951万5,000円を初め、25ページにかけてでありますけれども、中段で多面的機能支払交付金5,014万7,000円など、総額7,974万7,000円を計上してございます。

それから、26ページをお願いいたします。

上段、土木費県補助金であります。住宅・建築物安全ストック形成事業補助金ということで123万5,000円などが主なものでございまして、県補助金総額では1億1,494万1,000円を計上してございます。

項3委託金では、総務費委託金で、徴税費委託金など1,487万1,000円を計上して、総額では1,612万円となっております。

28ページをお願いいたします。

款16寄付金であります。ふるさと応援寄付金の関係でありますけれども、これにつきましては対前年比1,087%の増ということで、1,800万円を当初に見込んでおります。

29ページをお願いいたします。

款17繰入金、浅原六郎基金繰入金につきまして165万9,000円など、総額で3,915万9,000円を計上しました。

続きまして、30ページをお願いいたします。

款19諸収入では、項3の受託事業収入でございます。介護保険地域支援事業受託収入、それから福祉企業センターの受託事業収入など、総額では4,351万円を計上しております。

31ページですけれども、雑入では、説明欄のところにありますけれども、各種検診実費手数料に347万8,000円、32ページでありますけれども、022というところがありますけれども、消防団員の退職報償金513万1,000円、総額では2,704万5,000円を計上しております。

続きまして、33ページをお願いいたします。款20町債でございます。

先ほど2表のところでも触れてありますので、この説明については省略をさせていただきたいと思います。

なお、今回計上しました町債につきましては、対前年比で57.4%の減ということになっておりますので、お願いをいたします。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、総務課関係の歳出について、主なものを御説明申し上げます。ページは36ページからになります。

款2項1目1一般管理費では、2億2,410万8,000円の増額計上でございます。ここでは庁舎を維持するための光熱水費などの経費、それから職員の人件費等を計上させていただいております。ほとんど昨年と変わってございませんので、説明については省略をさせていただきたいと思います。

38ページの説明欄、中段でありますけれども、庁舎宿直管理業務委託ということで、271万3,000円をお願いしてございます。宿直者1名分の委託料であります。

それから、39ページの下段ですけれども、特別職及び総務課にかかわります一般職の給与・手当を計上してございます。

それから、40ページをお願いします。目2文書広報費の関係であります。

ここでは例規の更新などの文書管理、また広報いけだの発行などによります広報広聴事業に関します経費をのせてあります。昨年とほぼ同額でございます。

それから、説明欄の印刷製本費の関係ですけれども、41ページの説明欄の上段をごらんいただきたいと思いますけれども、ホームページの保守料を142万円計上しております。これにつきましては、本年度、情報発信の充実のために、10月からのホームページリニューアルに伴いまして、保守料を計上させていただいております。

それから、目3財政管理費につきましては9万8,000円で、前年より1,360万8,000円の減額でございます。これにつきましては、新地方公会計の委託業務が減額となりましたことから、大きく減額となっているものでございます。

42ページをお願いいたします。

目6企画費9,998万5,000円の計上でございます。ここでは、先ほどふるさと納税の関係で触れましたけれども、ふるさと納税情報処理費を主体とします事業費を計上してございます。対前年比21.9%、金額で1,798万5,000円の増であります。主なものでありますけれども、説明欄の上段、てるてる坊主のふるさと応援寄付金経費2,862万円であります。

44ページをお願いいたします。

ここでは、下段3つ目の地域おこし協力隊事業費366万円でございます。町への移住・定住促進のために、地域おこし協力隊員1名の賃金等を計上してございます。

それから、45ページをお願いいたします。

目7自治振興費の関係であります。町制施行100周年記念事業費の減によりまして、1,294万5,000円の当初予算でございます。自治会の交付金等が主なものであります。

47ページをお願いいたします。

目11防災対策費の関係ですけれども、1,128万2,000円でございます。1,082万3,000円の増額となっておりますけれども、これは48ページをお願いしたいと思いますけれども、説明欄の下段の長野県衛星防災行政無線整備負担金955万8,000円が新たに加わったものでございます。県におきまして、本年度、機器更新に伴いまして負担するものでございます。

次に、款2項2目1の税務総務費の関係でございますけれども、3,400万6,000円の計上でございます。これにつきましても、例年と同じような内容でございますので、説明は省略させていただきます。

49ページ目2賦課徴収費ですけれども、この中に土地鑑定評価事業委託料というのがありますけれども、556万2,000円を計上してございます。平成30年度に評価がえがありまして、77カ所の土地鑑定を行うものでございます。

ずっと飛ばしまして、52ページをお願いいたします。

下段、項4目3参議院議員選挙費であります。705万円を計上してございます。本年7月予定の参議院選に関しまして、人件費等の選挙経費を計上しております。

さらに飛ばしまして、107ページをお願いいたします。

9款消防費、1日常備消防費では、1億4,607万2,000円を計上しております。これにつきましても、広域の負担金が主なものでございます。

それから、目2非常備消防費では108ページの説明欄の下段、分団交付金が主なものでございます。前年度比では1億3,000万円ほど減額になっておりますけれども、これにつきましては、消防詰所及び消防無線の整備費用の減に伴うものでございます。

最後に、138ページをお願いいたします。

款11公債費でございます。これらにつきましては、長期借入元金利子の償還といたしまして、4億9,673万8,000円をお願いするものであります。

それから、138ページ以降につきましては、給与費明細書を添付させていただいておりますので、御参考にごらんいただきたいと思います。

総務課関係は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（那須博天君） 議案第19号中、議会事務局関係の歳出について、師岡議会事務局長。議会事務局長（師岡栄子君） それでは、議会事務局費のほうでお願いいたします。

34ページをお開きください。

款1議会費、項1議会費、目1議会費ですけれども、こちらは6,846万円を計上しました。説明欄をごらんいただければと思います。

議会運営経費では、議員報酬、手当、共済負担金等を主なものといたしまして5,232万3,000円を計上、次の35ページの議会事務局関係経費は、議会会議録の作成委託料を主なものとして160万7,000円を計上、それから議会報発行経費では、94万4,000円を計上いたしました。

次に、54ページの中段をごらんください。

款2総務費、項6の監査委員費、監査委員の報酬48万9,000円を主なものとして、69万1,000円を計上いたしました。

以上です。

議長（那須博天君） 次に、議案第19号中、会計課関係の歳出について、矢口会計課長。会計管理者兼会計課長（矢口 衛君） それでは、会計課の予算について御説明申し上げます。

戻っていただいて、41ページをごらんください。

中段、4目の会計管理費でございますが、前年度比6万3,000円増の235万5,000円を計上してございます。11節の需用費と12節の役務費が主な予算でございます。

説明欄をごらんください。主なものにつきまして2点申し上げます。

1点目としまして、11010消耗品費の126万6,000円でございます。内容につきましては、役場全体で使用しております事務用品並びにプリンタートナー、それから財務関係の用紙等を購入するものでございます。

2点目としまして、2行下の12016窓口収納手数料等の87万円でございます。各金融機関

の窓口で税金の収納ほか、町の公共料金を納めていただく際にかかる手数料等を金融機関へお支払いするものでございます。

会計課は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） 議案第19号中、住民課関係の歳出について、倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） 住民課関係の補足説明を申し上げます。

45ページ、中ほどの款2総務費、項1総務管理費、目8交通安全防犯対策費は、549万5,000円を計上いたしました。防犯灯の電気料が主なものであります。

目9バス等運行事業費は、4,655万8,000円を計上いたしました。バス運転業務委託料4,520万円が主なものであります。

目10消費者行政費は、225万円を計上いたしました。ことしより広域連携の一つとして消費生活センターが設置されますので、その負担金90万8,000円を計上いたしました。

次に、50ページ、下段の款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、2,206万3,000円を計上いたしました。ここでは電算委託料394万1,000円、及び戸籍情報システム構築負担金336万3,000円が主なものとなっております。

次に、56ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち、説明欄の戦没者追悼事業、出産祝金経費、行旅人扶助事業、人権擁護委員経費と、次ページの国民健康保険特別会計繰出金が住民課の関係であります。出産祝金600万円は、約60名の出生を見込みました。国民健康保険特別会計への繰出金6,903万9,000円は、保険税軽減分に係る繰出金が主な内容となっております。

次の目2高齢者福祉費のうち、58ページの説明欄、後期高齢者医療事業費が住民課の関係でとなっておりますが、ここでは後期高齢者医療広域連合への療養給付にかかわる負担金1億1,924万8,000円と、後期高齢者医療特別会計への繰出金3,798万3,000円を計上いたしました。

次に、64ページをお願いいたします。

目7医療給付事業費は、7,705万2,000円を計上いたしました。福祉医療給付費5,760万円が主なものであります。

次に、65ページの目10国民年金事務費は908万7,000円を計上いたしました。国民年金にかかわる事務経費となっております。

次に、少し飛びまして78ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費のうち、説明欄、環境衛生一般経費953万8,000円を計上いたしました。池田松川施設組合への負担金として、葬祭センター分693万円

が主なものとなっております。

次のページの説明欄、地球温暖化対策事業では、太陽光発電システム設置補助金として15件分、150万円を計上いたしました。その下のEV急速充電器事業では、保守管理委託料を含む63万1,000円を計上いたしました。

80ページ、目4 公害対策費は、35万4,000円を計上いたしました。町内12カ所の水質検査料が主な内容となっております。

目5 墓地公園事業費は、48万5,000円を計上いたしました。302区画の墓地の維持管理経費であります。

目6 飼犬対策費は、16万8,000円を計上いたしました。狂犬病対策としての予防接種委託料が主なものであります。

82ページの款4 衛生費、項2 衛生費、目1 清掃費は、1億1,477万円を計上いたしました。現在、町内には180カ所のごみ集積所がありますが、この一般廃棄物の収集運搬委託料として1,277万9,000円と、収集した廃棄物のうちリサイクルに回します処理管理委託料662万3,000円及び穂高広域施設組合負担金は、昨年度比211万9,000円減の6,504万9,000円が主なものとなっております。

目2 し尿処理費は、67万2,000円を計上いたしました。町内4カ所の公衆トイレの維持管理費が主な内容となっております。

住民課関係は以上であります。

議長（那須博天君） 次に、議案第19号中、福祉課関係の歳出について、小田切福祉課長。福祉課長（小田切 隆君） それでは、福祉課の歳出の補足説明をお願いしたいと思います。ページにつきましては、54ページまでお戻りいただきたいと思います。

このページの最下段になりますけれども、3款民生費、1目社会福祉総務費1億6,323万円のうち福祉課関係では、まず備考欄 にございますが、社会福祉一般経費に4,497万円を計上いたしました。内容につきましては、各種養護老人ホームの改築事業等の負担金、町社協への補助金が主なものでございます。

55ページの最下段へ参りまして、その中の ですが、福祉委員関係事業といたしまして653万6,000円を計上しておりますが、内容につきましては、次ページに掲載されております。

次のページ、めくっていただきまして、内容としましては、福祉委員の報酬、民生委員の活動費補助金等が主なものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。

2目高齢者福祉費のうち福祉課関係では、説明欄にあります 高齢者福祉事業といたしまして、2,714万9,000円を計上いたしました。主なものとしましては、次ページになりますけれども、敬老祭の交付金に290万5,000円、鹿島荘の入所の措置費といたしまして、1,800万円を計上いたしました。

次に、3目障害者福祉費に1億8,912万3,000円を計上しておりますが、60ページに記載してございます介護給付訓練扶助費1億5,000万円や地域活動支援センター扶助費が主な支出科目となっております。

次に、4目に参りまして、介護保険費といたしまして、1億6,643万7,000円でございますけれども、これにつきましては、介護保険を担当しております広域連合組合への負担金となっております。

61ページに参りまして、5目の地域包括支援センター運営費でございますけれども、4,278万5,000円を計上いたしました。ここでは備考欄 に各それぞれの事業が書いてございますけれども、包括的支援事業、ページをめくっていただきまして、認知症総合支援事業、介護予防支援事業、事業所運営事業、任意事業等の柱となります事業を実施してまいりますけれども、主なものとしましては、各事業にわたります社協からの出向職員の人件費、それと生活支援サービス体制機構等の委託料といったものが主な内容となっております。

次に、63ページの最下段でございますけれども、6目になってまいります。介護予防費といたしまして、1,102万1,000円をお願いするものでありますけれども、これにつきましては、北アルプス広域連合からの介護予防事業を受託して実施する経費ということになっております。

次に、ページをめくっていただきまして、64ページの8目でありますけれども、福祉会館費であります。これにつきましては、シルバー人材センターにおけます指定管理料420万円であります。

その下、9目の総合福祉センター管理費といたしまして、3,494万2,000円を計上いたしました。これはやすらぎの郷の光熱水費や各種保守点検委託料等によりまして管理をしていく経費でございます。

次に、66ページに参りまして、11目でありますけれども、福祉企業センター費ですが、2,929万4,000円を計上いたしました。ここでは2本柱で予算を構成しております。説明欄、まず1つですが、福祉企業センター総務経費では、職員の人件費や光熱水費が盛り込まれ、また67ページの福祉企業センター授産事業経費では、作業員賃金がメインとなっている

経費であります。

次に、73ページまで飛んでいただきたいと思います。

73ページ、2項の児童福祉費、5目の子育て支援費でございますけれども、1,165万9,000円を計上いたしました。ここではカウンセラー報酬やファミリーサポートセンター事業費、子育て支援に関します経費が盛り込まれております。

次に、75ページをお願いします。

4款衛生費の1目保健衛生総務費といたしまして、9,765万5,000円を計上いたしましたが、その内容につきましては、説明欄 であります保健衛生一般経費では、あづみ病院の工事補助金といたしまして3,000万円を計上し、またそのほかにも各種医療関係機関への補助金がメインとなっている項目であります。

次に、2目の予防費といたしまして、4,669万7,000円をお願いするものでありますけれども、ここでは各種予防接種事業でありますとか、各種検診に関します経費を計上してございます。

福祉課は以上であります。

議長（那須博天君） 次に、議案第19号中、保育課関係の歳出について、勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） 続いて、保育課をお願いいたします。

予算の説明に入る前に、先ほど議案第7号のところで御質問いただいた事項について、この場をおかりしてお答えいたします。

1号認定のお子さんの数でございます。これは池田保育園が14、会染保育園が24の合計38名、2月末時点においては、申し込みの受け付けが232名でございます。

なお、38名中、1時半までの利用の方は10名であります。この10名の方のうちで、保育園のほうになれてきたら出していきたいという方が若干おられますが、その人数に関しましては、定かではございません。

以上で議案第7号に関する分のお答えをさせていただきました。

続いて、予算に関する御説明をいたします。

予算書につきましては、68ページをお願いいたします。

款3項2目1児童福祉総務費の保育園運営事業費、保育園バス運行事業費について、前年比1,143万2,000円増の2億182万7,000円を計上いたしました。

まず、保育園運営事業費でございますが、250人分の給食及び保育材料、それから臨時職員25名分の賃金及び他市町村の民間保育施設利用に対する施設型給付費補助金ほか、施設管

理の経費を含む1億319万1,000円をお願いするものでございます。臨時職員賃金におきましては、処遇改善を主なものとしまして、前年比934万円を増額計上としております。

次に、70ページの説明欄下段をお願いいたします。

こども・子育て支援体制整備総合推進事業でございますが、県の補助金を活用いたしまして、運動保育、それから発達障害研修にかかわる経費として50万円を計上いたしております。

最下段の保育園バス運行事業費でございます。155万5,000円をお願いするもので、平成27年度までとさせていただくこととなりました、会染保育園の通園バスの運行にかかわる経費について、減額をさせていただいております。

次に、71ページの中段でございます。

2目の特別保育費をお願いいたします。延長保育事業、それから障害児保育事業、それから一時保育事業、いずれも臨時職員賃金を主なものとしまして、前年比610万7,000円増の4,228万1,000円をお願いするものでございます。増額につきましては、臨時職員の処遇改善等でございます。

なお、歳入につきましては、保育料、約5,800万円を中心に国・県の負担金補助、及び職員の給食費等を計上しているものでございます。

以上で保育課の説明とさせていただきます。

議長（那須博天君） 議案第19号中、振興課関係の歳出について、宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、振興課関係、お願いいたします。

予算書84ページをお願い申し上げます。

款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費でございます。本年度、62万7,000円、前年6,000円の減となっております。こちらにつきましては、新入社員歓迎会経費及び関係機関への補助金が主な内容でございます。

それから、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございます。本年度、1,458万3,000円で、前年91万円の増となっております。農業委員12名、農地適正化推進委員2名の報酬、事務局職員の人件費、そして農地台帳システム整備が主な内容でございます。

前年増額の内容であります。農業委員の改選に伴いまして、農業委員バッジ、参考資料等の購入経費及び農地台帳システムの第2次改修が始まりますので、そちらの経費の増に伴うものでございます。

それから、予算書85ページ下段をお願いいたします。

目2農業総務費でございます。本年度、4,092万3,000円、こちらにつきましては、職員の

人件費及び公用車の管理経費となっております。

それから、めくっていただきまして、86ページをお願い申し上げます。

目3 農業振興費であります。本年度、5,638万7,000円で、前年13万7,000円の増となっております。説明欄、農業振興事業につきましては、中山間地域直接支払補助金1,410万8,000円、その他、農家及び関係機関への各種補助金・交付金による助成が主な内容でございます。

それから、少し飛びます。88ページ、説明欄、お願い申し上げます。

花とハーブの里づくり事業につきましては、ハーブセンター指定管理料1,294万円ほか、花とハーブの推進にかかわる経費を計上させていただいております。

それから、説明欄、最下段になりますけれども、多目的研修集会施設管理経費につきましては、施設管理委託料356万2,000円ほか維持管理にかかわる経常経費となっております。

それから、89ページ、目4 土地利用型農業活性化対策事業費でございます。本年度、173万6,000円で、前年同額となっております。集落農用地利用改善組合、農業再生協議会への活動助成が主な内容でございます。

最下段、目5 農業振興地域整備促進事業費でございます。本年度、36万9,000円で、前年6,000円の減でございます。こちらにつきましては、農業振興地区整備計画に基づく農地の適正管理に必要な農地農家台帳データ更新業務委託料が主なものとなっております。

90ページをお願いいたします。

目6 地域営農システム総合推進事業費でございます。本年度、402万6,000円で、前年61万6,000円の増となっております。池田町営農支援センター補助金311万6,000円ほか、農地農家情報管理システム等の保守及び業務委託料となっております。今回の増額内容につきましては、営農支援センターに新たな部会を設置するとともに、農家へのきめ細かな支援を行うため、部会開催を年3回開催するための委員報酬等が主なものとなっております。

それから、目7 土地改良費です。本年度、1億787万8,000円で、前年4,047万8,000円の減です。説明欄、土地改良総務費については、多面的機能支払交付金6,326万4,000円、県営かんがい排水事業利子軽減補助金2,353万4,000円が主なもので、その他、臨時職員賃金及び関係諸団体への補助金・負担金、それから農道管理経費となっております。

91ページ下段、説明欄、土地改良管理費につきましては、農業農村整備事業負担金506万7,000円、維持適正化事業負担金369万円が主なものとなっております。

めくっていただきまして、92ページをお願いいたします。

項2 林業費、目1 林業振興費です。本年度、854万2,000円で、前年901万3,000円の減とな

っております。説明欄、林業振興事業については、森林整備委託料100万4,000円、森林整備間伐・更新伐事業にかかわるかさ上げの補助金であります192万9,000円、その他関係団体への補助金・負担金が主なものでございます。

93ページ、説明欄、中段から下になりますけれども、松くい虫被害対策事業費については100万円で、こちらにつきましては、個人、自治会等での薬剤防除にかかわる補助金を計上させていただきます。

それから、有害鳥獣対策事業は234万2,000円で、鳥獣駆除自治体、猟友会への有害鳥獣駆除補助金で130万5,000円及び費用弁償68万円が主な内容となっております。

94ページをお願いいたします。

目2 森林の里親事業費では、本年度、115万円で、前年3万5,000円の増となっております。森林整備委託料82万円、支援団体活動補助金22万円が主なものでございます。

それから、款7 商工費、項1 商工費、目1 商工振興費でございます。本年度、6,787万円で、前年186万3,000円の減となっております。説明欄、商工振興事業につきましては、経営改善普及事業補助金700万円、商工業振興対策事業補助金155万円、地域総合振興事業補助金205万円の池田町商工会を通じた補助金、及び小企業振興資金預託金2,000万円が主なものであります。

95ページをお願いいたします。

説明欄、最下段になります。地域おこし協力隊活動事業では、地域おこし協力隊員2名分の賃金、公用車リース料、住居借上げが主なものとなっております。

めくっていただきまして、96ページをお願いいたします。

説明欄、ものづくり産業クラスター形成事業、こちらにつきましては、中小企業の人材育成事業のためのセミナー開催、及び商工会への産業力再興事業補助金450万円が主なものとなっております。

それから、96ページの下段、目2の観光費でございます。

本年度、2,718万3,000円で、前年306万2,000円の増でございます。こちらにつきましては、ふるさと祭り補助金200万円、池田町観光協会補助金970万5,000円、池田町観光推進本部負担金879万7,000円、ワイン祭り実行委員会補助金100万円ほか、関係団体への補助金・負担金となっております。

めくっていただいて、98ページをお願い申し上げます。

目3 大峰高原白樺の森管理事業です。本年度、526万2,000円で、前年同額でございます。

こちらにつきましては、大峰生活環境保全林用地の借り上げ料392万円が主なものとなっております。

振興課の補足説明は以上でございます。

議長（那須博天君） 議案第19号中、建設水道課関係の歳出について、丸山建設水道課長。建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係についてお願いいたします。

ページは79ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項3目の環境衛生費の説明欄、浄化槽対策費で76万6,000円の計上でございます。主なものとしましては、公共下水道区域外での合併浄化槽設置に対する補助金でございます。

続きまして、81ページをお願いいたします。

7目給水施設費の説明欄、飲料水供給事業で246万2,000円の計上でございます。法道・坂森・三郷地区の給水施設における水質検査手数料のほか、施設の管理経費でございます。

次の簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、758万8,000円、その下の高瀬広域水道企業団経費では、負担金として73万6,000円の計上でございます。

飛びまして、99ページをお願いいたします。

8款土木費、1項1目の土木総務費では、3,054万2,000円の計上でございます。内容につきましては、人件費、道路台帳の整備などの土木一般管理経費、各種団体への負担金等でございます。

続きまして、101ページの2項道路橋梁費の1目道路橋梁維持費では、1,573万4,000円の計上でございます。説明欄の道路維持経費1,073万4,000円でございますが、内容としましては、道路補修の工事請負費のほか、道路維持修繕に係る経費でございます。

また、説明欄の道路橋等の定期点検事業では、前年度より社会資本整備総合交付金を使い実施しております、道路橋の定期点検に係る経費でございます。平成28年度では28橋の点検を予定しております。

2目の道路改良費では、1億3,407万4,000円の計上でございます。説明欄の道路改良事業では、3,978万9,000円でございます。継続事業で行っております町道登波離橋線の道路改良事業費で、用地測量等の委託料、工事請負費、用地補償費が主な内容でございます。

また、102ページ、説明欄の社会資本整備総合交付金事業の9,428万5,000円でございますが、社会資本総合整備計画の中で計画されている道路4路線のうち、平成28年度につきましては、道路の改良工事1路線、用地取得・補償で2路線の計3路線の事業を予定しております。

して、用地測量等の委託料、工事請負費、用地補償費が主な内容でございます。

3目の道路舗装費の300万円、4目の交通安全施設整備事業費の265万円につきましては、自治会要望により計画実施するものでございます。

5目の県道改良附帯事業費の100万円につきましては、主要地方道大町明科線の兼用側溝整備に係る工事費の2分の1を町が負担するものでございます。

続きまして、103ページの3項河川費、1目の砂防費では、179万円の計上でございます。平成27年度より県で事業実施しております、花見地区の急傾斜地崩壊対策事業費の負担金100万円のほか、各種団体への負担金が主な内容でございます。

2目排水路費の110万4,000円につきましては、自治会要望により計画実施するものでございます。

続きまして、104ページの4項都市計画費、2目公園事業費の説明欄、公園管理等一般経費が建設水道課に係るものでございまして、165万6,000円の計上でございます。東山夢の郷公園、高瀬橋東詰緑地のほか、道路沿線に点在する緑地などの管理費用が主な内容でございます。

106ページの3目公共下水道事業費では、2億874万7,000円の計上でございます。下水道事業特別会計への繰出金でございまして、内容につきましては、下水道事業特別会計の中で別途説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

5項住宅費、1目住宅管理費では、1,545万7,000円の計上でございます。説明欄の住宅等管理一般経費の1,213万7,000円でございますが、町営住宅の管理修繕事業費用と、豊町及び三丁目東住宅の改修費償還の家屋購入費が主な内容でございます。

また、説明欄の住宅・建築物安全ストック形成事業の332万円でございますが、内容としては、住宅耐震診断の委託と、耐震補強工事に対する補助でございます。

建設水道課関係の補足説明は以上でございます。

議長（那須博天君） 次に、議案第19号中、教育委員会関係の歳出について、藤澤教育課長。教育課長（藤澤宜治君） それでは続きまして、教育委員会関係の歳出について御説明をお願いしたいと思います。

戻っていただきますが、72ページをごらんいただきたいと思います。

中段であります。3款民生費、2項児童福祉費、4目児童センター費であります。これは池田・会染各児童センターの運営及び施設の維持管理にかかわる経費でございます。本年度予算額につきましては、1,891万7,000円を計上してございます。前年対比で234万円の減

額となっております。この内容につきましては、施設の修繕料及び臨時職員の賃金の減に伴うものでございます。主な内容でございますが、説明欄、臨時職員賃金であります。児童厚生員6名及び代替の職員の賃金といたしまして、796万9,000円をお願いするものでございます。

続きまして、105ページをごらんいただきたいと思います。

105ページ中段でございます。8款土木費、4項都市計画費、2目の公園事業費でございます。クラフトパーク管理経費であります。これにつきましては、クラフトパークの維持管理に係る経費となっております。主な内容といたしましては、光熱水費、電気料ということで1,080万円、これにつきましては、クラフトパーク内の電気料となっております。また、公園管理委託料700万8,000円でございますが、管理委託業者及びシルバー人材センターへの施設管理に伴います委託料でございます。

続きまして、下段であります。地域おこし協力隊活動事業（クラフトパーク振興事業）363万円でございます。新規事業となります。クラフトパークの振興計画の策定に伴います地域おこし協力隊1名の雇用にかかわる経費となっております。

続きまして、109ページをごらんいただきたいと思います。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費であります。これにつきましては、教育委員の活動及び対外的な負担金に係る経費でございます。

続きまして、110ページをごらんいただきたいと思います。2目事務局費7,036万1,000円あります。こちらにつきましては、教育委員会の事務局の運営及び各種支援事業に係る経費であります。前年対比9,432万円の減額でございますが、この内容につきましては、学校の大規模改修工事の減がその内容となってきております。主な内容といたしまして、説明欄でございますが、教育指導員賃金512万円でございます。これは学校教育指導員2名、セカンドステップ指導員1名の賃金となっております。

続きまして、112ページをごらんいただきたいと思います。

説明欄でございます。20010就学援助費796万3,000円でございます。小・中学校でございますが、町内小・中学校におきまして86名を想定しました就学援助費でございます。

続きまして、113ページをごらんいただきたいと思います。

下段であります。3目教職員住宅管理費472万1,000円でございます。前年比434万7,000円の増額となっております。これにつきましては、工事請負費といたしまして二丁目教職員住宅の取り壊し工事400万円に伴う増額となっております。

続きまして、次のページ、114ページをごらんいただきたいと思います。

2項小学校費、1目池田小学校管理経費1,300万3,000円でございます。こちらにつきましては、池田小学校の施設の維持管理にかかわる経費でございます。前年対比では139万2,000円の減額となっております。この主な内容につきましては、備品の購入費及び工事請負費の減額によるものとなっております。主な内容でございますが、07010臨時職員賃金212万8,000円でございますが、この関係につきましては、学校の図書館司書の賃金となっております。

続きまして、116ページをごらんいただきたいと思います。

2目池田小学校教育振興費1,140万7,000円でございます。これは教育支援員の配置やパソコンの設置等、教育振興に係る経費でございます。前年対比227万9,000円の減額となっておりますが、パソコンリース料の減がその主な内容となっております。説明欄07010臨時職員賃金528万円でございますが、これは加配の町費の支援員4名を配置するに伴う経費でございます。

続きまして、117ページをごらんいただきたいと思います。

3目会染小学校管理費でございます。1,360万7,000円でございます。これは学校施設の維持管理に係る経費となっております。前年比191万6,000円の減額となっておりますが、これにつきましては、施設修繕料、電気料の減額によるものでございます。

続きまして、118ページをごらんいただきたいと思います。

下段であります。4目会染小学校教育振興費1,202万円でございます。これにつきましては、教育支援員の配置やパソコンの設置等、教育振興に係る経費でございます。前年対比234万7,000円の減額となっておりますが、こちらにつきましてもパソコンのリース料の減によるものでございます。主な内容でございますが、やはり臨時職員の賃金601万4,000円でございますが、こちらにつきましては、加配支援員4名を配置する経費となっております。

続きまして、119ページをごらんいただきたいと思います。

下段であります。3項中学校費、1目学校管理費3,118万6,000円でございます。こちらにつきましては、高瀬中学校の施設の維持管理経費となっております。前年対比であります。1,724万2,000円の増額となっております。これにつきましては、学校プールの取り壊し工事を実施することによるものでございます。

続きまして、121ページをごらんいただきたいと思います。

説明欄15010工事請負費1,825万1,000円でございますが、こちらがその工事費となっております。

ります。

続きまして、2目教育振興費2,076万4,000円でございますが、こちらにつきましては、加配の講師の配置やパソコンのリースなど、高瀬中学校の教育振興にかかわる経費となっております。主な内容でございますが、やはり賃金でございますが、07010臨時職員賃金724万7,000円につきましては、加配の講師でございますが、3名を配置する賃金となっております。

続きまして、次のページ、122ページをごらんいただきたいと思います。

4項社会教育費、1目社会教育総務費8,051万7,000円でございます。こちらにつきましては、社会教育委員の活動及び地域交流センターの建設にかかわる経費であります。前年比3,852万1,000円の増額となっておりますが、こちらにつきましては、地域交流センターの設計委託料の増によるものでございます。説明欄07010、358万円につきましては、社会教育指導員及び事務補助員の賃金でございます。

次、123ページになりますが、説明欄13010地域交流センター等設計委託料3,982万4,000円でございますが、こちらにつきましては、実施設計に伴います調査及び実施設計に係る経費でございます。

次に、2目公民館費1,267万5,000円でございます。こちらにつきましては、公民館の運営及び施設の維持管理に係る経費となっております。前年対比129万1,000円の増額となっておりますが、こちらにつきましては、新規事業といたしまして、地域おこし協力隊の1名の雇用によるものでございます。

125ページをごらんいただきたいと思います。

地域おこし協力隊事業（町民活動サポート）でございますが、363万円でございます。こちらにつきましては、地域おこし協力隊1名を雇用いたしまして、町民活動サポートセンターの業務、また地域交流センターのソフト事業の計画に当たる経費となっております。

続きまして、飛びまして127ページをごらんいただきたいと思います。

3目文化財保護費102万円でございますが、この内容につきましては、町内文化財の保護に係る経費でございます。

続きまして、次のページ、128ページをごらんいただきたいと思います。

4目図書館費1,630万2,000円でございます。こちらとの関係につきましては、町図書館の運営及び施設の維持管理経費となっております。主な内容でございますが、14055図書館システムのリース料の増ということで、前年対比303万7,000円の増額でございます。

続きまして、129ページ、ごらんいただきたいと思いますが、5目記念館費204万1,000円でございます。こちらにつきましては、浅原六朗文学記念館の運営及び施設の維持管理にかかわる経費となっております。前年対比160万3,000円の増となっておりますが、説明欄15010工事請負費142万8,000円がございます。この内容につきましては、あじさい広場の屋根の補修工事によるものでございます。

続きまして、6目美術館費でございます。2,266万6,000円でございます。こちらにつきましては、美術館の運営及び施設の維持管理経費ということで、前年対比でございますが、1,013万1,000円の減額となっております。この内容につきましては、指定管理料及び人件費の減額というものでございます。主な内容といたしましては、説明欄13020美術館指定管理委託料2,238万円となっております。

続きまして、130ページをごらんいただきたいと思います。

7目創造館費726万1,000円でございます。こちらの関係につきましては、創造館の運営及び施設の維持管理にかかわる経費となっております。

続きまして、131ページをごらんいただきたいと思います。

5項保健体育費、1目保健体育総務費8,039万8,000円でございます。こちらの関係につきましては、町内小・中学校の児童・生徒の健診及び給食センターの運営に係る経費となっております。前年対比でございますが、1,823万6,000円の増額となっております。この関係につきましては、給食センターの建設費、起債の償還が始まるということで、それに伴う増額となっております。主な内容といたしましては、説明欄13042児童・生徒健診委託料ということで122万4,000円、これにつきましては、児童・生徒の血液検査、それから各種健診の委託料となっております。

続きまして、132ページをごらんいただきたいと思いますが、説明欄19062池田松川施設組合負担金（給食センター分）でございます。7,519万円でございますが、材料費を除きます給食の提供に伴います負担金、それからセンター建設費の起債の償還金、それから1名について1万円の補助を行う経費となっております。

続きまして、中段でございますが、2目総合体育館費4,637万9,000円でございます。これにつきましては、各種教室の開催、それからスポーツ関係団体の育成、大会開催に伴います経費や総合体育館の維持管理に係る経費となっております。前年対比でございますが、435万3,000円の増額でございます。これにつきましては、弓道場の移転工事と、新規事業といたしまして、地域おこし協力隊を1名雇用するという内容となっております。主な内容で

ざいますが、135ページをごらんいただきたいと思います。

説明欄の上段でございますが、地域おこし協力隊活動事業（生涯学習）ということで、349万9,000円ということで、町の体育振興のため、全般でございますが、地域おこし協力隊1名を新たに雇用していくものでございます。

また、中段でございますが、弓道場移転事業ということで2,910万円でございますが、こちらにつきましては、移転に伴います工事費及び用地費ということになっております。

続きまして、下段、3目でございます。体育施設費495万円でございます。こちらの内容につきましては、農村広場、それから町内の体育施設の維持管理に係る経費となっております。

それから、136ページ中段でございますが、農村広場管理費では157万5,000円、それから137ページ中段でございますが、河川敷運動広場管理経費といたしまして、112万7,000円となっております。

教育委員会関係は……

〔発言する人あり〕

教育課長（藤澤宜治君） 失礼いたしました。135ページでございますが、現有の地域おこし協力隊の継続雇用ということでございますので、訂正をさせていただきます。

教育委員会関係、以上でございます。

議長（那須博天君） 次に、議案第21号・22号について、倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） それでは、議案第21号 平成28年度池田町国民健康保険特別会計予算の補足説明をいたします。

歳入歳出それぞれ12億3,600万8,000円といたしました。昨年に比べ9,952万6,000円と大きく減額になっております。また、5年ぶりの保険税率改定を見込んだ内容となっております。

内容につきましては、8ページをごらんください。

まずは、歳入であります。款1国民健康保険税であります。目1項1一般被保険者及び目2退職被保険者分を合わせまして2億1,420万3,000円を計上いたしました。前年比3,761万5,000円の減額であります。これは、先ほども申し上げましたが、5年ぶりの保険税率の改定により減額になるもので、年税額で平均1人当たり約1万円が減額になる試算であります。

次に、9ページの国庫負担金1億5,448万5,000円と国庫補助金4,468万5,000円を合わせました款3国庫支出金は1億9,917万円となりますが、内容といたしましては、ともに一般被

保険者に係ります国庫支出金となっております。

次に、10ページの款4療養給付費交付金は、4,052万2,000円を計上いたしました。これは退職被保険者にかかわる交付金となっております。退職被保険者の保険給付費の減が大きな要因となっております、昨年比1,247万6,000円の減額となっております。

次に、款5前期高齢者交付金であります、4億2,470万円を計上いたしました。65歳から74歳までの方の医療費より算出される交付金となっております。昨年と比べ6,512万7,000円の減額となっております。

次に、款6県支出金、項2県補助金、目1財政調整交付金は、4,068万4,000円を計上いたしました。

12ページをごらんください。

款8共同事業交付金は2億262万3,000円を計上いたしました。昨年と比べ3,946万5,000円の減額となっております、これも保険給付費の抑制による減額といたしました。

次に、款10繰入金であります、項1一般会計繰入金は、保険基盤安定の保険税軽減分、保険者支援分と出産育児一時金などの法定繰入分6,903万8,000円を計上いたしました。項2基金繰入金は、2,500万円を計上いたしました。5年ぶりの保険税率改定のため、基金を取り崩すことといたしました。

続きまして、歳出について御説明いたします。

15ページをごらんください。

款1総務費であります、総額で401万3,000円を計上いたしました。一般事務費及び徴収に係る経費などとなっております。

次に、款2保険給付費であります、21ページ上段の葬祭諸費までの総額は7億6,368万5,000円を計上いたしました。一般被保険者及び退職被保険者にかかわる療養給付費、療養費並びに高額療養費などの保険給付費であります。昨年度と比べ1億410万円の減額といたしました。これは医療費の抑制及び被保険者の減少により見込みました。

次に、21ページの款3後期高齢者支援金等であります、1億4,402万1,000円を計上いたしました。内容としましては、後期高齢者医療制度運営の負担金となっております。

次に、23ページの款6介護給付金であります、4,976万1,000円を計上いたしました。保険税の介護保険相当分をお支払いするものであります。

次に、款7共同事業拠出金は、目1共同事業拠出金と目2保険財政共同安定化事業拠出金を合わせまして2億5,350万6,000円を計上いたしました。従来は80万円を超える分と30万円

以上の医療費を対象に拠出しておりましたが、昨年より全ての医療費が対象となったものがあります。目1は80万円を超える分、目2は80万円以下の分の拠出金となっております。

次に、款8保健事業費は、1,762万円を計上いたしました。項2特定健康診査等事業費では、特定健診及び保健指導にかかわる経費及び人間ドックの補助金が主な内容となっております。

続きまして、議案第22号 平成28年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、補足の説明をいたします。

歳入歳出それぞれ1億2,455万4,000円といたしました。これは前年に比べ479万4,000円の減額となっております。

それでは、5ページをお開きください。

歳入でございますが、款1保険料は8,645万7,000円を計上いたしました。本年の保険料は均等割を4万907円、所得割が8.3%に改定されております。

次に、款3繰入金であります。3,798万1,000円を計上いたしました。県広域連合会の事務費と基盤安定にかかわるものを一般会計から繰り入れるものであります。

対します歳出であります。7ページをお開きください。

最下段の款2後期高齢者医療広域連合納付金に1億2,389万6,000円を計上いたしました。内容としましては、保険料、県広域連合事務費及び基盤安定費用を県広域連合のほうに納付するものであります。

以上、議案第21号及び議案第22号の補足説明とさせていただきます。

議長（那須博天君） 次に、議案第23号・議案第24号・議案第25号について、丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、議案第23号 平成28年度池田町下水道事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

平成28年度につきましては、歳入歳出総額を前年度より3,583万1,000円増額いたしまして、歳入歳出それぞれ6億3,514万1,000円と定めるものでございます。

4ページにつきましては、平成28年度の地方債の限度額を記載してございまして、総額2億3,402万5,000円と定めたものでございます。

6ページをお開きください。

まず、歳入関係につきまして、1款分担金及び負担金、1項1目負担金につきましては、公共下水道受益者負担金で359万3,000円の計上でございます。これにつきましては、平成27

年度まで公共下水道池田処理区を受益者負担金で、特定環境保全公共下水道南部処理区を受益者分担金として分けて計上しておりましたが、公共下水道事業計画の変更によりまして、南部処理区を池田処理区に編入したため、平成28年度からは負担金として一本化してまいります。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料につきましては、平成27年度末の収入予測をもとに1億8,850万4,000円の計上でございます。

7ページの3款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、公債費の増額に伴いまして、前年度より337万円増の2億874万7,000円の計上でございます。

次に、8ページの6款町債、1項1目下水道事業債では、前年度より3,732万5,000円増の2億3,402万5,000円の計上でございます。

続きまして、9ページの歳出をお願いいたします。

1款公共下水道事業費、1項1目の公共下水道事業費につきましては、主なものとしまして、経営戦略策定業務委託料に500万円、消費税に1,242万8,000円、給料等の人件費に349万3,000円など、総額で前年度より648万8,000円減の2,463万3,000円の計上でございます。

2目の汚水処理事業費では、平成27年度に予定しておりました使用料等審議会を、消費税との関係で平成28年度の開催としましたので、この報酬等の経費13万円、電気料1,296万円、水質検査手数料298万9,000円、包括的長期民間委託を含む維持管理委託料で2,908万1,000円、汚泥処理委託料では約700トンの汚泥処理を見込みまして、1,604万9,000円など、総額では前年度並みの6,507万3,000円の計上でございます。

2款公債費、1項1目の元金では、通常の償還元金3億8,944万5,000円に加えまして、資本費平準化債等の借りかえ時の一括償還元金7,062万5,000円を計上いたしまして、前年度より4,956万8,000円増の4億6,007万円の計上でございます。

2目の利子につきましては、前年度より731万円減の8,536万5,000円の計上でございます。

13ページ以降につきましては、給与明細費、17ページにつきましては、地方債の残高となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

下水道事業特別会計予算の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第24号 平成28年度池田町簡易水道事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

平成28年度につきましては、歳入歳出の総額を前年度より243万円減額いたしまして、歳入歳出それぞれ1,207万8,000円と定めるものでございます。

4 ページをお開きください。

歳入関係でございますが、1 款使用料及び手数料、1 項 1 目水道使用料につきましては、前年度より13万4,000円増の248万8,000円の計上でございます。

2 款県支出金、1 項 1 目衛生費県負担金の200万円につきましては、広津地区県道改良に伴います本管布設がえの県負担金でございます。

次の5 ページ、3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金では、前年度より132万4,000円減の758万8,000円の計上でございます。

続きまして、6 ページの歳出をお願いいたします。

1 款簡水総務費、1 項 1 目簡水管理費につきましては、594万1,000円の計上でございます。主なものとしましては、電気料で132万円、水質検査手数料で67万9,000円、県道改良工事に伴います本管布設がえ工事に300万円などでございます。

2 款公債費、1 項 1 目元金で476万2,000円、2 目利子では137万5,000円の計上でございます。

8 ページにつきましては、地方債残高でございますので、ごらんいただきたいと思えます簡易水道事業特別会計の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第25号 池田町水道事業会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第2 条につきましては、平成28年度の業務の予定量でございます。給水戸数3,852戸、年間総給水量107万4,695立方メートル、一日の平均給水量2,944立方メートルを予定してございます。主な建設改良事業では、1,000万円の予定でございます。

第3 条では、収益的収入及び支出の予定額を定めたものでございまして、収入では2億5,350万円、支出では1億8,813万1,000円でございます。

第4 条では、資本的収入及び支出の予定額を定めたものでございまして、収入では259万2,000円、支出では1億947万6,000円でございます。

なお、収入が支出に対して不足する額1億688万4,000円につきましては、括弧書きで記載しております内容により補填いたします。

続いて、2 ページをお願いいたします。

第5 条につきましては、一時借入金の限度額を1億円と定めたものでございます。

第7 条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給

与費2,556万9,000円となっております。

それでは、内容につきましては、13ページの積算資料をごらんいただきたいと思います
重立ったところの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、水道事業収益の1項営業収益、1目の給水収益といたしまして、水道使用料を前年度より622万2,000円減の2億2,199万1,000円を見込んでございます。

2目の受託工事収益でございますが、消火栓の新設、修理等が主な内容でございます、昨年と同額の75万6,000円でございます。

3目のその他営業収益では、181万8,000円の計上でございます。主なものとしまして、手数料としまして審査手数料等で47万3,000円、委託料では、広津簡水、3地区の飲料水供給施設の管理を上水道で受けておりまして、128万円になってございます。

2項の営業外収益で、主なものとしましては、次の14ページ、2目の長期前受金戻入につきまして、補助金等により取得した固定資産の減価償却の見合い分を収益化したものでございまして、2,746万8,000円の計上でございます。

続きまして、支出についてお願いいたします。

水道事業費の1項営業費用、1目の原水及び浄水費では、職員1名分の人件費、水質検査等の委託料、修繕費用など、1,146万6,000円の計上でございます。

2目の配水及び給水費では、水道メーター交換委託料及びこれに係る材料費と給水施設、配水管等の修繕費、電気料などで2,686万6,000円の計上でございます。

3目の受託工事費につきましては、消火栓等の設置を町から委託されて行う経費58万4,000円でございます。

4目の総係費では、職員2名分の人件費、臨時職員1名分の賃金、メーター検針、電算等の委託料など2,986万6,000円の計上でございます。

5目の減価償却費では、建物、構築物、機械などの固定資産減価償却費で8,121万7,000円の計上でございます。

6目の資産減耗費では、203万円の計上でございます。

17ページから18ページにかけての2項営業外費用でございますが、主なものとしまして、1目の支払い利息で、企業債の支払利息で1,902万8,000円、3目の消費税では、水道会計の支払い消費税ということで、1,590万円を予定するものでございます。

続きまして、19ページをお願いします。

ここでは、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

まず、収入でございますが、資本的収入の1目工事負担金では、前年度と同額の259万2,000円を見込んでございます。

支出でございますが、資本的支出の1目給配水設備費では、工事に伴う設計委託料と送水ポンプ更新の工事費で1,300万円の計上でございます。

企業債償還金では、9,647万6,000円を計上いたしまして、支出の総額は、前年度より1,104万7,000円増の1億947万6,000円でございます。

ページを戻っていただきまして、6ページでございますが、水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。この中で平成28年度の純利益は6,838万5,000円の見込みでございます。

7ページからページにかけては、前年度の損益計算書及び貸借対照表をつけてございまして、10ページ・11ページにつきましては、平成28年度の予定貸借対照表でございます。

あと20ページからは、給与費の明細等を添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

水道事業会計の補足説明は以上でございます。

議長（那須博天君） 補足説明の途中でございますが、暫時休憩といたします。再開は15分後を予定しています。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時20分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き補足説明を行います。

初めに、倉科住民課長の報告がありますので、お願いいたします。

住民課長（倉科昭二君） 先ほどの矢口議員の質問にお答えいたします。

2月29日現在、485名の申請があります。そのうち池田町に届いている分が306名分、なおかつ交付済みが43名ということであります。2月8日から順次交付をしております、予約制によりまして、事前予約で交付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（那須博天君） 続きまして、財政計画資料について、塩川総務課財政係長。

総務課財政係長（塩川利夫君） それでは、財政計画資料について御説明をさせていただきますと思います。

それでは、お手元の財政計画をごらんください。

この資料につきましては、提案説明等と重複する内容があると思いますが、御了承をさせていただきたいと思います。

それでは、1ページをごらんください。

池田町会計別予算額の状況であります。各会計の平成28年度当初予算額を前年度と比較したものです。一般会計と工場誘致等特別会計を合わせた普通会計の予算額は41億1,908万5,000円です。国民健康保険特別会計予算は12億3,600万8,000円です。後期高齢者医療特別会計予算は1億2,455万4,000円です。簡易水道事業特別会計予算は1,207万8,000円です。下水道事業特別会計予算につきましては、6億3,514万1,000円でございます。普通会計、特別会計を合わせました平成28年度予算総額は61億2,686万6,000円で、前年度に比べ3億2,133万1,000円、率にしまして5%の減となっております。

下段の表につきましては、水道事業会計の収益的収支と資本的収支の予算状況であります。収益的収支では、収入が2億5,350万円、支出は1億8,813万1,000円でございます。

同様に、資本的収支では、収入が259万2,000円、支出は1億947万6,000円でございます。

続きまして、2ページをごらんください。

上段には町勢、中段には平成26年度会計別実質収支の状況、下段には公債の状況を載せてございます。

町勢の国勢人口、産業構成比は平成22年国勢調査数値を記載してあります。住民登録人口は、平成27年3月31日現在、1万323人で、前年に比べまして76人の減少となっております。

平成26年度の会計別実質収支の状況は、昨年9月の決算審議で報告済みの歳入歳出決算書の状況でありますので、説明は省略させていただきます。

公債の状況ですが、各公債費それぞれの平成27年度末残高、平成28年度の元利償還額、起債発行見込額により平成28年度末残高を見込んでおります。全会計の平成28年度末残高合計といたしまして、101億8,867万4,000円の見込みであります。また、住民1人当たり換算しますと98万7,000円で、前年に比べ2万円減少となっております。

続きまして、3ページの一般会計歳入歳出予算目的別一覧表をごらんください。

一般会計当初予算の第1表を款別の表にまとめたものでございます。前年の予算額との比

較の大きな主なものについて説明をさせていただきます。

歳入では、6 款の地方消費税交付金を 1 億 5,000 万円計上いたしました。9 款の地方交付税につきましては、18 億円を計上しております。13 款の国庫支出金は 2 億 9,057 万 1,000 円です。これにつきましては、社会資本整備交付金の増が要因となっております。17 款の繰入金につきましては、3,915 万 9,000 円、これは公共施設等整備基金の減少によるものです。20 款の町債は 3 億 1,790 万円、緊急防災・減災事業債などが減ということになっております。

続きまして、歳出でございますが、3 款の民生費は 13 億 3,347 万 2,000 円です。これは介護給付訓練等給付費が増になっております。4 款の衛生費 2 億 8,402 万 2,000 円ですが、これはあづみ総合病院の増改築、工事補助金の減が要因でございます。6 款の農林水産業費 2 億 3,559 万 4,000 円ですが、これは農業体質強化基盤整備促進事業が減になっております。8 款の土木費は 4 億 4,184 万円ですが、これは道路改良費の減でございます。9 款の消防費 1 億 7,922 万 5,000 円ですが、これは消防団拠点施設整備事業の減でございます。10 款の教育費は 4 億 5,298 万 9,000 円ですが、これは学校施設改修などで減になっております。11 款の公債費につきましては、4 億 9,673 万 8,000 円ですが、これは償還元金の増によるものでございます。

次に、4 ページでございますが、平成 26 年 4 月より消費税が 5 % から 8 % に引き上げられたことに伴いまして、地方消費税交付金の増収分について用途を明確にするということで、社会保障施設に充当させる経費をのせておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、5 ページの一般会計歳出予算性質別状況でございます。前年の予算額との比較の大きな主なものについて説明させていただきたいと思います。

2 番目の物件費でございますが、8 億 3,168 万 1,000 円ですが、これは総合体育館の耐震診断委託料などの減が要因でございます。

9 番目の繰出金につきましては、6 億 2,255 万 2,000 円を計上しております。これは国保会計などへの増が要因です。

11 番目の投資的経費 3 億 2,779 万 4,000 円ですが、これは骨格予算によります減が要因となっております。

なお、投資的経費の内訳につきましては、6 ページの一般会計建設事業の実施計画書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、7 ページをごらんください。

これまで説明しました内容をグラフ構成によりあらわしております。上半分につきましては、歳入を構成する経費で、右側につきましては、町税の内訳となっております。また、下

半分につきましては、歳出の目的別と性質別のグラフとなっております。

歳入の左側のグラフで濃い網かけの部分が町税などの自主財源ということで29.2%の割合、それ以外の部分が地方交付税などの依存財源で、70.8%の割合となっております。

自主財源の大きなウエートを占める町税の内訳は、右側のグラフのとおりで、昨年よりわずかな増収となっております。

次に、下段の歳出のグラフでございますが、左側の目的別では、歳出総額に占める割合で最も大きいのは民生費、以下、総務費、公債費の順となっております。右側の性質別経費を見ていただきますと、濃い網かけになっている人件費・扶助費・公債費の部分を義務的経費といいまして、39.9%を占めています。あと投資的経費は8%、その他の経費が52.1%を占めております。

次に、8ページをごらんください。実質公債費比率の推移を示したものでございます。

これは実質的な地方債の償還額が財政に及ぼす負担をあらわすことによって、財政が硬直化しないような新たな地方債の制限等を行う目安となる指数でございます。

グラフの上に実質公債費比率の計算式がありますが、この計算式で算出した数値がの単年度における実質公債費比率となります。国・県へ報告し、公表される数値は、の過去3年間平均の実質公債費比率の数値となっております。この実質公債費比率が18%を上回りますと、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられ、地方債の借り入れも許可が必要となります。下の折れ線グラフは、その推移をあらわしたものでございます。

続きまして、9ページでございますが、平成26年度の普通会計における決算概要、財政指標を近隣市町村と比較した表を掲載しております。

表の中ほどにあります地方債現在高でございますが、当町につきましては45億9,000万円ほどとなり、積立金の残高につきましては、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の現在高で、当町、19億2,000万円ほどとなっております。

次に、10ページをごらんください。

普通会計から水道会計までの全てにおけます地方債の元利償還の推移と未償還元金の推移を棒グラフにしたものでございます。町の実施計画に基づき、3カ年の実施計画に計上されている事業の地方債を見込んでおります。それ以降の継続が見込まれる事業についても、地方債を考慮しております。

下段の未償還元金の推移につきましては、現時点で計画されている起債事業で推移していきますと、残高がこのグラフのように減少する予想でありますけれども、実施計画上に計上

していない新たな起債事業がふえますと、この限りではありません。

次に、11ページから16ページにかけては、普通会計の町債の全ての明細を載せております。

17ページは、新たに平成28年度に元利償還が発生する予定の普通会計の地方債、及び平成28年度に発行を予定している普通会計の地方債の状況でございます。説明は省略させていただきますが、御参考にしていただきたいと思います。

以上で平成28年度財政計画の概要についての説明を終わらせていただきます。

議長（那須博天君） これをもって、提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第19号 平成28年度池田町一般会計予算について、質疑を行います。

まず最初に、歳入全般、11ページから33ページについて、質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、第1款議会費、34ページから第2款総務費、54ページまでについて質疑ありますか。
矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） 総務費というか、予算会計全般にわたるところにもあるかと思いますがけれども、一般会計における各公共施設の電気料の関係であります。4月から電力自由化が始まります。これは多分、中部電力等からの今までどおりの予算計上かと思いますがけれども、大規模といいますか、大口のキュービクル等を持っている施設等においては、大幅に金額等が減少する可能性も現在言われております。そのための検討はなされたのか。また、電力の自由化に伴う公共施設の変更等は考えているのかお尋ねいたします。

議長（那須博天君） 総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） 電力の自由化につきましては、それぞれの会社のほうから、いろいろな資料をいただいております。現在のところ、この自由化に伴って、どこの企業を優先するかというのは、まだ具体的に検討に入っておりません。庁舎では大規模のキュービクルを使っておりますし、また公共施設それぞれ使っておりますので、そういったところを十分精査しながら、今後、電気料については見直しをしていきたいというふうに考えております。

なお、今回の平成28年度の当初ベースでは、この自由化に基づきます電気料の積算はしてございませんので、御理解いただきたいと思います。

議長（那須博天君） ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） ないようですので、次に進みます。

次に、第3款民生費、54ページから第4款衛生費、83ページまでの歳出について、質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、第5款労働費、84ページから第7款商工費、99ページについて、質疑ありませんか。
矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） それでは、93ページ、お願いしたいと思います。

6款の農林水産業費の目1の林業振興費なんですけれども、松くい虫関係、森林整備委託料とともに、松くい虫の防除対策事業補助金等ありますけれども、金額ベースといたしますか、明らかに今、東山を見ても非常にみすばらしい状況にあります。また、森林組合の影響もあるかと思えますけれども、当初予算ではこのとおりということですが、今後、そういう県の事業等がしっかりと受けられないと、本当に東山、おかしな状況になってしまうのではないかと、もう予想されております。明らかにもう今の状況でおかしいので、その点について、松くい虫の予算が非常に少ないのが危惧される場所ですけれども、その点については、どのように考えているのかお聞かせいただければと思います。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 松くい虫対策ということでの御質問でございます。

この平成28年度予算につきましては、従前やっておりました伐倒薫蒸の予算計上はいたしておりません。今後は造林事業の中での更新伐という形で、枯損木、それと赤松ですね、これを間伐形式で処理をしていきたいと。これにつきましては、事業体から、県を通じて国の造林予算をいただいているという形で、町の方角も、枯れた松を一本一本伐倒して、薫蒸をしてというのは、町の持ち出しも出てきてしまいます。大きな範囲で山を整備していきたいということで、議員御指摘のとおり、森林組合の補助金の不正受給の問題がありまして、北安曇地域の造林事業の申請が、現在ストップしているということでございまして、これは大北地域としても、何とか早く、森林組合を含めて事業体が申請できるような体制を整えていただきたいということで申し入れをさせていただいているところでございます。

町の考え方としては、松くい虫対策については、造林事業を使った形で、山の整備とあわ

せてやっていきたいということで、今回、予算に反映させていないという形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） 状況はわかりましたけれども、本当に早急に取り組んでいただかないと、もう年々ひどい状況であります。森林組合以外にも、さまざまな視点で取り組んでいただきたいと思ひますけれども、どのぐらいのめどを今、町では考へているのか。要するに来年、再来年というわけではなくて、今年度中の早々に取り組まなければいけないと、町民の皆さんも心配していると思ひますけれども、その点についてはどうでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 森林組合の関係で、既に一部はやってあるけれども、あとはやっていないという、林野庁の判断で、一旦そこには補助金が投下されていますという形の中で、5年間は手をつけてはいけないというような決まり事があつたりしております。ですから、これも一つずつ解消しながら、森林組合の関係につきましては、できるだけ早くということで、来週にも大北の課長と、本庁のほうから来ていただいて、課長との話をさせていただいて、知事に早く判断をしてくださいと、それで林野庁につなげてくださいという会議を持たせていただく予定でございます。

いずれにしても、これがずれ込むことによって、春先から夏場の施業ができる期間を逃してはいけないということ、強く訴えかけていきたいと思っております。

議長（那須博天君） ほかにありますか。

櫻井議員。

9番（櫻井康人君） 松くい虫の件ですけれども、行政の方も御存じかと思ひますけれども、私、地元なものでお聞きしたいんですけれども、社口原の上の松林は、大々的に作業道までつくって、もうやっているんですけれども、あの作業につきましては、森林組合と関係ないのか、どの業者がやっていて、どのくらいこれから継続してやるのか、その辺をお聞きしたいので、具体的に、済みません。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） これは、先ほどこの3月の、平成27年度の補正で活動交付金の補助金を提案させていただいてございます。社口原の上につきましては、あれから坂下等にかけての渋田見の協議会が新たに立ち上がりまして、経営計画を立てております。これを年次計画によって、先ほど言いましたように、64ヘクタールほどの面積があるエリアですけれど

も、進めていただくということで、また地域の皆さんには、協議会を通じて、年度計画については、お話しをさせていただくようになるかと思います。事業主体については、大北木材協同組合というところで協定を結んでやるという形をとるということでございます。

議長（那須博天君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、第8款土木費、99ページから第9款消防費、109ページまでについて、質疑ありますか。

薄井議員。

7番（薄井孝彦君） 道路関係で、社会資本総合整備計画の関係なんですけれども、これにつきましては、当初の計画だと平成28年度の場合、9,100万円ですけれども、今回を見ると1億4,529万円ということで、5,400万円ばかりふえていますけれども、この辺のふえた原因は、どんなふうに考えますでしょうか。

議長（那須博天君） 丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） 道路事業の関係で、費用がふえた関係でございますけれども、平成28年度につきましては、道路改良事業を1路線やるということで、やはり人件費等の上昇がございまして、計画から今現在に至るまでに、約30%程度の人件費の上昇がございまして、工事請負費では、その関係でふえてきているという部分がございます。

また、用地補償の関係でございますけれども、事業、平成27年度、詳細設計を行っているわけございまして、その詳細設計によりまして、用地幅の関係、あと補償物件、どの部分を補償しなければならないか、その辺が明確になってきているということで、若干の費用が増加している内容でございますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、第10款教育費、109ページから第13款予備費、138ページまでについて、質疑ありませんか。

矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） 125ページをお願いします。これは各課にまたがる場所ですけれども、一応、新規のところということで、地域おこし協力隊員を町民活動サポートセンターに

導入するというので、非常にいいことかなと私は思っているんですけども、今の地域おこし協力隊員、来年度になると6名体制に一応なるんでしょうか、6名ぐらいですね。

昨日も何か面接があったということなんですけれども、応募状況と、来年度そのくらいの確保がしっかりできるのかどうなのかということの確認を1点お願いしたいのと、地域おこし協力隊員も、もう導入して丸々2年が過ぎてまいりました。単なる一部署に配置をしているわけですけども、今後は地域おこし協力隊の、1年目の協力隊員を2年目のメンバーがしっかりとマネジメントというか、活動をしっかり見て、課題を解決していくということが、近隣の市町村、特に小谷村などでは進んでおります。もう既に複数いるわけなので、そういったところで、地域おこし協力隊員の一人を、先に入った2年目の人とか3年目の方をリーダーとして位置づけて、地域おこし協力隊員を一つの、それぞれの部署にいるんだけれども、まとめるようなことをしないと、なかなかそういった地域おこし協力隊のスケールメリット的なものが出ないのではないかなと思うんですけども、その点について、2点お尋ねしたいと思います。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） まず、1点目ですけども、応募状況ということで、今後この人数が確保できるかということなんですけれども、今それぞれの担当課で、政策的に充実させるために、協力隊の方々の協力をいただきながら、募集をかけているところであります。

したがって、随時ということでかけておりますので、それぞれ応募状況、募集要項に合った方が応募されますので、恐らくこれは確保できていくというように推察をするところでございます。

それから、マネジメントの関係ですけども、今、3名の方が、2年ほど経過する方を最長に、それぞれやっておりますけれども、やはりいろいろな形でネットワークがあるようであります。池田町ばかりではなくて、近隣市町村でいきますと小谷村さん、白馬村さん、大町市さんというような形でネットワークを組んでおるようですので、そういった方々が情報提供しながら構築をするということでもあります。

また、地元池田町に今3人おりますけれども、この方が新たに入ってくる方とまた融合しながら、新しい感度で、それぞれ情報交換して、町づくりに寄与していただければというふうに私どもは思っておりますので、先に入った方、うまくリーダー格としてやっていただければなということで、こちらのほうも望んでいるところであります。

議長（那須博天君） ほかに質問ありますか。

横澤議員。

2番（横澤はま君） 132ページでございます。その中の池田松川施設組合負担金のことについてお伺いしたいと思います。

先ほどの説明ですが、負担金、そして建設費、1万円の補助ということで、大変、1万円の補助についてはありがたいお話なんです、平成27年度、実は5%から8%の食材費の負担なんです、その分がこの中に入っておりますが、金額的に教えていただければありがたいと思いますが、お願いいたします。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） ただいまの御質問でございますが、御指摘のとおり、上乘せ分については含まれております。池田町につきましては、92万8,000円が入っておりますので、お願いしたいと思います。それから松川村さんにつきましては、この中に入っておりませんが、別でございますけれども、102万2,000円が計上されております。

議長（那須博天君） ほかに。

矢口新平議員。

4番（矢口新平君） 横澤議員の質問と同じところがありますが、7,519万円、19062の部分で、今、課長のほうから説明はしていただいたんですが、本当に7,500万円という大きいお金の内訳を議員の皆さんに、役場の職員、わかるように、ちょっともう一回明細を言っていただけませんか。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） それでは、細部に説明をさせていただきたいと思います。

負担するのは、いずれにしても池田町、松川村でございます。

まず、議会関係、それから総務関係、事務局関係、それから予備費の関係でございますが、これにつきましては、池田町、松川村、半分ずつということで、50%負担ということで、池田町分につきましては986万5,500円でございます。

それから、具体的な調理員等の人件費が結構多いわけでございますけれども、それを中心といたしました、教育費と呼んでおりますけれども、これにつきましては、児童数によりまして、池田町につきましては47.6%、松川村につきましては、残りの52.4%ということで、ちなみに池田町につきましては、4,252万2,032円でございます。

それから、先ほど申し上げました消費税の上乗せ分ということで92万8,000円、それから

1人1万円の補助ということで、池田町につきましては、732万円でございます。

それから、池田町につきましては、建設費の償還につきまして、起債ということでございまして、今回から償還が始まるわけでございますけれども、元利、合わせまして1,455万4,000円でございます。

以上を積み上げますと7,519万円ということでございますので、お願いいたします。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

4番（矢口新平君） ありがとうございます。

教育長も御存じのとおり、施設組合、議員は私ども4人出まして、委員会で話し合った内容も兼ねて2人の議員は反対をしました。それと今、町長不在という中で、この1万円負担が果たして新しい町長が受け入れるのか、その辺ちょっとわからないかと思うんですね。

そういう中で、もしか5,000円だとかという話になったときは、どうするんでしょうか。ちょっとそれだけ心配で、お聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） 前回の全協でもそんなようなお話がありました。ちょっと私も事務局長にも話をしてみたんですが、事務的にもかなり難しいという話を聞きました。

いずれにしても、毎年、例えば8,000円、5,000円の基準を設けて、それ以外のものを第2子、第3子という、そういう方法がこの前、提案をされたわけでありましてけれども、やはり毎年、2子、3子ということも変わってきますし、徴収の面からも非常に難しいのではないかという、そんな事務局長の話でした。

ですから、この1万円については、ぜひお認めいただく中で、さらに新町長が、もう少し子供支援に力を入れたいというときには、1万円以降について、もしお金が許されるなら補助をという、そんなふうに考えていただければというふうに私は思います。

それから、732万円につきましては、既に就学支援の子供たちは無料です。今回の予算で84人の就学支援を受ける子供がいます。ですから、84万円というものは、既に一般会計に繰り入れて、一般会計のお金ですので、732万円から86万円を引いたものが、実質にはふえるお金であります。

そんなことで、ぜひ池田町、松川村、足並みをそろえていきたいなと思いますので、議員の皆様につきましては、ぜひ御理解をいただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

4番（矢口新平君） 私も給食費が下がるということは賛成でございます。ただ、やっぱり議会制民主主義は、町長の意見というのが大分ウエートを占めますので、またその辺も含めて考えていきたいと。

それと、その732万円の中で、84名、それは別に予算で金額が上がっているんじゃない。それと修学旅行の積み立てと。じゃこれ二重に足しているような形になるかと思うんですが、これ課長、今、732万円と言われたから、それを引いた額で出してこなければ二重の課税になるんじゃないですか。まあ、それはいいですがね。

それと、今回、一般質問ができないということで、ちょっとこれを言っていた中で疑問があって、わかっていたら教えていただきたい。これは落とす口座が、たしか大北農協ですよ。それで5月から2月まで10回払いと。それでその中の手数料が50円という形で、農協以外は落とせないわけでしょうか。

それと、私がちょっと疑問なのは、あと郵便局だとは八十二銀行だとか信金とか、池田町にもありますよね。その50円を何とかゼロにしていだけないかという努力というのは、教育長、しているんでしょうか。また、それどうして農協なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） おっしゃるとおりであります。これもこの前の事務局の中で話題になりました。私たちも本当に1万円の前は、何とかこの手数料をゼロにしたいなど。あるいはできなければ、そちらのほうのものを予算化したいなどという、そういうスタートだったわけではありますが、たまたま首長同士の話の中で、大きな予算になりました。

それで、この手数料につきましては、今、農協で1回50円で、10回で500円を取られていますので、この50円を何とか安くしていただけないか、場合によっては他の機関とも話をしながら、こちらの機関がこのくらいだよという、いろいろな機関と話し合いをしながら進めておりますので、もう少しお待ちいただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 立野議員。

11番（立野 泰君） 今の関連質問で、その件ですが、今も教育長、言っているけれども、首長同士でもって1万円と決めてきたので、協力してくれということをお願いいたけれども、それは強制するようなもので、我々が決めてきたから議会に理解しろというような話は、おかしな話だと思うんだよね。給食費を安くするというのは、確かにみんないいことですよ。こんなのただでもいい。

ただ、池田松川の施設組合でやる分には、給食費を例えば1,000円かかるものを800円にしようとか、そういう話をするならいいけれども、一律1万円、村長の公約でもって松川村は安くしたので、池田町もしてくれという、その辺は、例の協議会でも話をしていたけれども、やっぱりこれはおかしい話だと思うんだ。だから、それは同じことだ、給食費が安くなるんだけれども、公約でやったので、首長同士で話をしたから安くすると、こういう戦法というのは、ちょっと私はおかしいなと思うんですがね、教育長。だから、決めてきたのでお願いしますという、そういう理論は成り立たないと思うんだよね。どうですか。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） 確かに審議の時間が短くて、この点は私たちが謝らなければいけない点だと思います。ただ、私たちも、これでどうするという事もできません。ですから、あとはお願いをして、ぜひ子供のために池田町と松川村が足並みをそろえるような、そんなお願いしかできませんので、私としては、ぜひ1万円を平等にさせていただきたいと、それしか言えませんが、ぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（那須博天君） ほかがございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

再度、議案第19号全般について質疑ありますか。

矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） 全般についてなんですけれども、各公共施設にそれぞれ、夜間を中心に、今現状、嘱託の臨時職員の皆さんを配置しております。賃金はそれぞれ上がってくるんですけれども、町民の中から、対応が悪い、ぶっきらぼうだ、あいさつがない、さまざまな意見が今、寄せられてきているのが現状です。やはりおもてなしの心であって、臨時職員の方も例えば相談に乗ってもらってもいいわけですし、何か困ったときには、どこに行けばいいのかと言っても、おらは知らんわというような形で、要するに鍵かけだけやっているだけということで、対応が非常にぶっきらぼうであるということを知っております。

やはりそういった皆さんも、ぜひ研修等を受けていただいて、池田町に、今は外から見られる方も多くいらっしゃるって、公共施設なんかは特に目印ですので、どこへ行くにはどうしたらいいかという対応もあるでしょうし、観光的にも、案内をするような役割も背負っていると思います。

ですので、そういう臨時職員の皆さん、嘱託職員の皆さん、一生懸命頑張っているのはわかるんですけども、そういったところの研修等はどのようにされているのか。ぜひ行っていただいて、気持ちよく、外からの皆さんとか町民の皆さんも、そういった方に対応をしていただければ、よりこういう美しい町、また優しい町へとつながると思いますけれども、その点については、どのような対応をなさるつもりでしょうか、お聞かせください。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） 私ども職員につきましては、いつも親切丁寧ということで、町民目線でそれぞれ対応しなさいということで、常日ごろ言っております。先般も自治会協議会がありまして、そのような御指摘もありましたので、これにつきましては、しっかり職員に徹底をさせていただきたいと思います。どちらかというところ、正職員のほうが研修時間は非常に多いわけでありまして、嘱託・臨時につきましても、その点につきましては、配慮をさせていただきたいと思います。また、担当課長のほうから、それぞれの施設の対応につきまして考える機会を持っていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） ほかに、全般について。

立野議員。

11番（立野 泰君） 今、社総交の問題が幾つか出てきて、これはあした話し合いをすればいいとは思っているんですけども、今出ただけでもプールの解体とか道路、弓道場移転、あるいは建設事業、設計料等々、ここの予算にのっているわけですよね。これは個々にいろいろ出してきたので、全体的によくわからないんですけども、あしたの協議会で社総交について全体のものをまとめると。これは社総交の関係の予算的なものは出てくるわけですか。

〔発言する人あり〕

議長（那須博天君） 立野議員。

11番（立野 泰君） 私が言っているのは、6億5,000万円が11億円、12億円だと。全体で、横澤議員もそう言ったんだけど、14億5,000万円でおさまるのかどうか、これを含めて、社総交で全体で出してみても、それで幾らふえるのか。出すという話をしてありますよね。その辺はあした出てくるんですか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） 先日、全協でお話しをさせていただきましたのは、財政シミュレーションということで、向こう何年間の事業について、それぞれそのシミュレ

ーションの中に入れ込むということでもありますので、この中には、当然、社総交の事業が入ってまいりますので、そういったものを、あす提出したいと思っておりますけれども、今、作成中でありますので、いろいろな諸条件がありますので、そういったところを吟味して、あす、できれば提出をさせていただきたいと思えます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

7番（薄井孝彦君） それに関連してなんですけれども、今回の道路の関係だとか、地域交流センターの設計の関係とか見ましても、計画より約7,000万円近くふえているのではないかと思います。そういうことで、恐らく全体的に、道路関係も5年間全体の中で見直していかなければいけないので、地域交流センターも約4億円くらいふえますし、全体的にかなりふえてくると思えますので、ぜひ全体の総額を明らかにする中で、その中でどのようなシミュレーションとして成り立つのか、負担の割合ですね、そういったことも含めて示していただけると思えますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） ほかに質問は。

矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） また関連ですけれども、今、塩川係長、ちょっと帰られてしまいましたけれども、財政計画の関係でも、先ほど説明があった実質公債費比率のこのグラフなんですけれども、ここで社総交が入っていない状況でのグラフかなと思って、それを説明されても、なかなかわからないものですから、もう一回確認ですけれども、このような資料を、あした出していただけるということによろしいですか。

〔発言する人あり〕

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） あしたのシミュレーションにつきましては、社総交事業、当面予測できるものは全て入れたいということで考えております。

ただ、どこまで精度を高めて載せられるのかというのは、本当にアバウトな数字になりますので、その点につきましては、実施設計をやってございませんので、御理解をいただきたいと思えます。その点につきましては、あす、また説明をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 立野議員。

11番（立野 泰君） あす、社総交の関係も含めた中で、全部出してくれるということだね。確認します。そうしないと、出てこなければ、この平成28年度の地域交流センターの関

係のもろもろの工事というのは、これは認められなくなってしまうんだよね。その辺は、総務課長、出してくるということでもいいですね。確認を再度とります。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） 再三申し上げますけれども、一応、あすにつきましては、シミュレーションを提出するということで御答弁させていただいておりますので、それについては出す方向であります。

議長（那須博天君） シミュレーションは前回もお話がありましたが、あすの中で、どんな形になるか、今検討中ですので、内容的にはまだ答えられないけれども、出しますということで御理解をお願いしたいということですが、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

議長（那須博天君） ほかに何かございますか。

櫻井議員。

9番（櫻井康人君） 各公共施設の使用料について、ちょっとお聞きしたいんですけども、私の知っている限りというか、お話ししたいのは、体育関係の施設ですけれども、一例をとって、農村広場、私は野球のことしか知らないんですけども、農村広場は、たしか1時間当たり200円だと思うんですけども、週末に松川村の、施設自体は全然違うんですけども、松川村の野球場なんかは1時間1,600円なんですよ。今、言いましたように施設が全然違うので、金額が違ってもいいかと思うんですけども、農村広場の使用料につきましては、年間で一桁の予算で上げてあるんですけども、ほかにテニスコートとか河川敷のローラースケート場とか、今まで見直しを、何年ごろにやったかわかりませんが、いずれにしても、ちょっと安過ぎやしないかと。昨年の例でいきますと、農村広場で我々軟式野球連盟がやって、その分だけでも、当初の予算を何倍もクリアしたような実績があったんですけども、その辺の見直しというのは、ぜひ近隣市町村と比較した中で必要ではないかと思っておりますけれども。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） 使用料の関係でありますけれども、平成29年1月から消費税が10%になるということで想定されております。私ども、やはり総体を見る中で、金額が低いものがございます。これにつきましては、平成28年度でこの料金につきまして見直しを行うということで予定をしておりますので、その中で近隣市町村とも比較する中で、見直しをかけていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） ほかに19号、薄井議員。

7番（薄井孝彦君） その関連なんですけれども、確かに安い面はあるんですけども、例えば鍵の使用料とか、そういったものは逆に高い面も私はあるような感じもしますので、その辺も含めて見直していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（那須博天君） 意見としてでいいですか。

〔「はい」の声あり〕

議長（那須博天君） ほかに何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） では、議案第19号については、質疑なしと認めます。

次に、議案第20号 平成28年度池田町工場誘致等特別会計予算について、質疑を行います。
質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号 平成28年度池田町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。
質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号 平成28年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。
質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

議案第23号 平成28年度池田町下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号 平成28年度池田町簡易水道事業特別会計予算について、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号 平成28年度池田町水道事業会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第19号より第25号までの質疑を終了します。

議案第6号より議案第25号まで、各委員会に付託

議長（那須博天君） 日程14、議案第6号より第25号までを各担当委員会に付託したいと思います。職員をして付託表を朗読させます。

師岡議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（那須博天君） ただいまの付託表により、各担当委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号より第25号までを各担当委員会に付託することに決定しました。

請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

議長（那須博天君） 日程15、請願・陳情書についてを議題とします。

職員をして請願・陳情書の朗読をさせます。

師岡議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（那須博天君） これについては、各担当委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表を朗読させます。

師岡議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（那須博天君） ただいまの付託表により、各担当委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

散会の宣告

議長（那須博天君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 4時15分

平成 28 年 3 月 定例 町 議 会

(第 2 号)

平成28年3月池田町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年3月11日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
- 日程第 2 議案第6号より第15号について、討論、採決
- 日程第 3 議案第16号について、討論、採決
- 日程第 4 議案第17号、第18号について、討論、採決
- 日程第 5 議案第19号より第25号まで、討論、採決
- 日程第 6 請願・陳情書について、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

発議第1号 議案第19号 平成28年度池田町一般会計予算に対する附帯決議について、
上程、説明、質疑、討論、採決

追加日程第1 同意第2号について、上程、説明、採決

追加日程第2 池田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

追加日程第3 条例、規則または要綱等に基づく委員の選任について

追加日程第4 閉会中の継続審査の件

追加日程第5 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件

追加日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

追加日程第7 議員派遣の件

出席議員(11名)

1番 倉科 栄 司 君

2番 横 澤 は ま 君

3番 矢 口 稔 君

4番 矢 口 新 平 君

5番 大 出 美 晴 君

6番 和 澤 忠 志 君

7番 薄 井 孝 彦 君

8番 服 部 久 子 君

9番 櫻 井 康 人 君

11番 立 野 泰 君

12番 那須博天君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	平 林 康 男 君	町 職 務 代 理 長 総 務 課 長	中 山 彰 博 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	矢 口 衛 君	住 民 課 長	倉 科 昭 二 君
福 祉 課 長	小 田 切 隆 君	保 育 課 長	勝 家 健 充 君
振 興 課 長	宮 崎 鉄 雄 君	教 育 課 長	藤 澤 宜 治 君
建 設 水 道 課 長	丸 山 善 久 君	総 務 係 課 長	丸 山 光 一 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	師 岡 栄 子 君	事 務 局 書 記	綱 島 尚 美 君
---------	-----------	-----------	-----------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（那須博天君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、吉澤監査委員、所用のため欠席との届け出がありました。

会議に入る前にお諮りします。

5年前の本日、平成23年3月11日は東日本大震災が発生し、多くの皆様が亡くなくなりました。発生時刻は午後2時46分でございますが、本日の議会本会議は発生時刻の前に終了する見込みでありますので、会議の冒頭に時間を頂戴し、被災され、お亡くなりになりました皆様方の御冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） ありがとうございます。

では、御起立願いまして、1分間の黙祷をお願いをいたします。

〔議会議務局長「黙祷」 - (1分) - 「黙祷やめ」〕

議長（那須博天君） ありがとうございました。御着席ください。

各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑

議長（那須博天君） 日程1、各担当委員会に付託した案件についてを議題といたします。

これより各担当委員長の報告を求めます。

報告の順序は、予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順といたします。

最初に、矢口稔予算決算特別委員長。

〔予算決算特別委員長 矢口 稔君 登壇〕

予算決算特別委員長（矢口 稔君） おはようございます。

予算決算特別委員会の報告を申し上げます。

今定例会において、予算決算特別委員会に付託された議案は9件であります。審議の内容

を報告いたします。

開催日時、平成28年3月9日、9時から午後5時15分、また、3月10日9時30分から12時、
開催場所、池田町役場協議会室。

出席者、議会側、予算決算特別委員会委員11名全員であります。行政側、町長職務代理者、
教育長及び総務課、会計課、住民課、福祉課、保育課、議会事務局、農業委員会、振興課、
建設水道課、教育委員会の課長並びに係長であります。

以下、質問の内容と結果を報告いたします。

議案第17号 平成27年度池田町一般会計補正予算（第6号）について。

質疑。

問、大町市との広域自立圏の会議には誰が参加するのか、また、広域自立圏事業予算が平成28年度予算に出てこないが。

答、会議は各課の担当者が出席する。広域自立圏事業として平成27年度補正予算として計上しているが、事業は平成28年度施行になる。ただし、消費生活センターと障害者相談支援の事業は、国の交付金対象にならないので平成28年度予算に計上した。

問、100周年記念式典は来賓に対し失礼な対応があった。100周年記念事業の反省、見直しをする必要がある。

答、新しい時代に向けての反省材料にする。

問、国民健康保険事業への国からの補助は総額で幾らか。

答、見えるところは1,302万1,000円であるが、普通地方交付税にも含まれている。交付税に含まれる分は算定方法が変わったので算出できない。

問、会染保育園の修理は毎年出ている。しっかりした道筋をつける必要があると思うが。

答、屋根の形状が悪く、冬場に雨どいの水が凍り雨漏りが発生した。今後は内部に電熱線を入れるなどの管理対策をとりたい。

問、耐震改修工事を行った際、修理できなかったのか。

答、雨漏りは場所を見ないとわからない。今回の修理は軒天井に氷が発生し落下すると園児に危険なので、安全対策上、必要最小限の工事である。

意見、雨漏りの根本的な対策が必要である。池田保育園と会染保育園とで環境面の大きな差があってはならない。

問、会染保育園のプール塗装はいつ実施するのか。

答、3月末までに完了する。

意見、新年度になって暖かくなってから行うべきである。

問、会染保育園で3月4日、保護者と一般車両との物損事故があった。対策は。

答、道路幅の拡幅などで安全性を高める措置が必要と考える。

問、登園時間を9時に集中しないようにするなどソフト面の対策も必要ではないか。

答、検討する。

問、臨時福祉給付金の対象者は。

答、65歳以上の年金生活者で住民税非課税者である。

問、ハーバルヘルスツーリズム推進事業で育成する人とは何か。誰がなり、育成する人は誰か。

答、ハーバルヘルスツーリズムの案内人、トレーナーであり、町民一般から希望された人がなり、育成業者が希望者を育成する。

問、ハーバルヘルスツーリズム推進事業工事の場所は。

答、ハーブセンター外工事であり、足湯周辺を除く北の部分である。

問、足湯の看板がハーブセンターの近く、県道側にないので足湯の位置がわからないと声を聞くので改善をしたらどうか。

答、検討したい。

問、松くい虫処理を行う大北木材協同組合はどんな団体か、森林整備計画をつくれるのか。

答、大北森林組合の下請を行っていた団体であるが、森林整備計画は組合独自ではできない。町は林業コンサルタントにアドバイスを依頼して計画作成を支援し計画書ができた。町はその計画書を認可し、現在、社口原上7ヘクタールの森林整備を実施している。また、林業振興事業の森林整備活動支援交付金は、渋田見地区64ヘクタールの森林整備計画書を作成させるための交付金である。

問、クラフトパーク管理経費の一般修繕料の内訳は何か。

答、排水ポンプ修理45万円、換気設備修繕51万円、制御盤修繕6万5,000円、高圧電気設備キュービクル2基の真空遮断装置更新365万円である。

問、就学援助費対象者86名は給食費1人1万円補助をする予算において二重に計上していないか。

答、二重に計上している。

問、小学校の道徳関係資料とは何か。

答、信濃教育会で出版された道徳用教材「私たちの道」である。平成28年度に大幅に改正

され全学年の子供、先生が使用する。

問、クラフトパーク応援団の仕事は何か、現状は。

答、2年前から立ち上げ、ボランティアとして整備などに取り組んでいただいている。最近、町外の人1名がふえた。

問、渋田見地区では従来、クラフトパークの草刈りを自発的にやっていた。何の相談もなく応援団を立ち上げたので応援は必要とない感じ、草刈りをやめた経緯があるが。

答、渋田見地区の活動は感謝する。お願いに行くので応援団の一員として協力していただければありがたい。

以上の質疑が出され、採決の結果、全員の賛成にて可決されております。

議案第18号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。

問、災害臨時特例補助金対象の東日本大震災被災者で町に来ている人は何人か。

答、1人である。

問、共同事業としての内容は。

答、自治体の医療給付を平準化するための事業である。

以上の質疑が出され、採決の結果、全員の賛成にて可決されております。

議案第19号 平成28年度池田町一般会計予算について、総務課、会計課関係。

問、気象観測システムで雨量計4カ所の設置場所は。

答、自動雨量計は役場、滝沢、中島、陸郷に設置し、6月から稼働させる。雨量、気象のデータは町ホームページにリンクし、多目的で町民に御活用いただく。初期投資はかからないが、年150万円程度の使用料が発生する。

問、元気なまちづくり事業の減額理由は何か。

答、前年は100周年行事として250万円ふやした。520万円が通常予算であり、本来もとの予算と変わらない。

問、法人税がふえているが、どの業種がよいのか。

答、製造業で売り上げが上がっている。

問、法人税はどうなっているか。

答、法人税均等割5万円から300万円、納税額5万円の法人は197法人のうち147法人である。

問、固定資産税の増加は何か。

答、土地家屋は減収であるが、事業用太陽光発電設備10キロワット以上が増となり、全体

として66万4,000円の増加を見込んでいる。

住民課関係。

問、町営バス運転手の接客態度が悪いという声があるが対応は。

答、苦情件数は減っているが、バス委託会社に伝え改善を促す。

問、町営バスにドライブレコーダーを設置してはどうか。車内のセクハラ防止などでレコーダーをつけるべきではないか。

答、軽井沢の事故を受けて、国から町、バス運行会社に通達が来ている。町からの義務づけは考えていない。

意見、レコーダーは高価ではないのでつけるべきである。

問、池工生のバス通学がふえている。バス1便増を検討してほしい。

答、冬場は乗り切れない状況があり、2月は松川線の通学時間に大型バスを出して対応した。

問、大系線5分おくれでもバスが待ってもらえずタクシーを使っているとの声がある。きめ細かな対応を。

答、バス時刻表はツルヤなどのルート変更も含めて検討していきたい。

問、バス運行で安曇野市からの協力金をもらえないのか。

答、安曇野市から養護学校への乗り入れもあり、安曇野市に話をしている。

意見、生坂村と共同して交渉してほしい。

保育課関係。

問、臨時保育士の処遇改善の内容は。

答、月額保育士は賞与を2カ月増に、臨時保育士は時給単価を903円から1,040円に上げた。

福祉課関係。

問、社協委託料が昨年より減っている。国の報酬減改定により社協経営も大変である。減らして大丈夫か。

答、主に社協職員の人件費である。社協への人件費総額でふえており、社協事業は変わらずできると考えている。

問、大町市にある鹿島荘の待機者数は、また、認知症の待機者はどうなっているか。

答、認定済みの2名の待機者がいる。鹿島荘は認知症が軽い方が入所する。介護度3以上は特別養護老人ホーム等の待機者になる。軽度の方の入所は難しい状況である。

問、がん検診委託料が減っているがなぜか。

答、国の補助金が激減し対象者を狭めることになっている。女性の子宮がん検診は20歳、マンモグラフィー検診は40歳、大腸がん検診は従来と同じ40から60歳の5歳刻みで行うこととした。

教育委員会関係。

問、教員住宅の使用料が3分の1に減っているが、理由は。

答、教員住宅を使いたい人が少ないので三丁目住宅を除き廃止する。使用料は三丁目住宅のみ予算化している。

問、こども学び支援塾事業の内容は。

答、今まで町民サポートセンターで行ってきた事業を学校総務係に移管したものである。水曜日の放課後子供の学習支援、保健師が不在のとき派遣する事業などである。

問、安曇養護学校児童の登校支援事業（いきいき子育て支援事業）がなくなったが。

答、安曇養護学校児童の朝の登校支援は福祉課の事業として行うので、教育委員会の予算からはなくなった。児童の帰りは国の放課後デイサービス事業で施設が家まで送り届けている。

問、会染児童センターの場合、道路に面しているので午前8時前の受け入れを検討してほしい。アンケートでは11人の要望がある。教育長の見解はどうなっているか。

答、アンケート結果を精査し検討したい。

問、会染児童センターの場外遊具広場が狭い。いつ事故が起きても不思議ではない。遊具広場を駐車場まで広げられないか、駐車場は消防詰所に移行できないか。また、会染児童センター入口が暗くてわかりにくい。危険を感じるので改善を。

答、危険な遊具1基を撤去した。駐車場は検討したい。照明等においても検討したい。

問、児童センターに男性職員の早期導入をお願いしたい。

答、次回募集する際、検討したい。

問、広島平和学習の予算をふやした理由は。

答、去年は初めてなので当初予算が少なかった、補正予算で対応した。平成28年度同額は平成27度補正を含めた額と同額である。

問、スクールバスの安全対策としてドライブレコーダーの導入検討をしてほしいが。

答、検討したい。

問、アルプス広場とあづみ野広場の整備委託料が25万円と13万円と差が大きい。アルプス広場は冬季使われていない。あづみ野広場は冬季も使われている。使用頻度からも委託料は

見直しが必要ではないか。

答、コースの数、面積はアルプス広場のほうが大きいので作業人夫代がかかる。検討したい。

意見、あづみ野広場は自発的に雪かきをするなど努力していることも考慮してほしい。

問、冬季、あづみ野広場のトイレの水道が凍るため使えない。管理委託し使えるように検討できないか。

答、凍らないようにするには電気が必要であるが電源がない、検討していきたい。

社会資本総合整備事業についての集中審議。

町の説明、諸般の事情により社会資本総合整備交付事業の総額は、現時点で14億1,400万円から22億1,532万円となる。財政シミュレーションを行ったが、公債費、実質公債費比率の最大値は5億9,000万円、12.3%であり、財政運営に耐えられる。国への変更申請計画は6月、9月に行う。今回の計画は過大なものではない。

議会の意見、額が違い過ぎるので理解が得にくい。新町長のもとで十分に精査し、町民への説明責任を果たしてほしい。

その点における質疑の内容を説明します。

問、事業費が昨年の議会に示された金額よりも大幅にふえている。町民の理解が得られないのではないか。

答、地域交流センターについては答申に基づいて今回の計上となった。当初、予想していなかった下水道の引き回し、東日本大震災及び東京オリンピック開催等における資材等の高騰が挙げられる。決して華美な施設ではない。道路予算においては、あづみ病院北側に予定されている交差点が病院側の要望により、当初計画よりも垂直擁壁設置などによる工事費がふえたためである。また、他の道路整備においても工事費自体高騰している状況である。

問、国庫補助金が2億9,000万円ほどふえた。この計画で国の理解を得られるのか。

答、通常6月と9月に国と修正協議を行う。昨年も9月に駐車場の増加分について協議を行った。計画全体が確定してから再度協議をしてほしいとのことであった。理解をいただけるように協議を行っていく。

問、実質公債費比率が過去の前副町長の答弁では10%を上回らないようにとのことであったが、今回の試算によると12%を超えている。基準が変更になったのか。

答、基準が変更になったのではなく、あくまでも試算上の数字である。

意見、一昨年からの社総交全体における検討委員会の概算予算額と今年度の地域交流セン

ター検討委員会の数字がかけ離れている委員会に出席した者として納得できない。

社会資本整備総合交付金事業関連予算について、次の2つの意見が出されました。

1、社会資本整備総合交付金事業関連予算では、大幅に事業費が追加されるので、以下の附帯決議をつけて賛成する。

附帯決議、社会資本整備総合交付金事業関連予算については、新町長が就任次第、速やかに議会と協議し事業を行うこと。

2、社会資本整備総合交付金事業関連予算及び小・中学校の給食費1人1万円補助予算は予備費に移し、修正動議を出し賛成する。

2つの意見が出され、採決の結果、反対の者ゼロ名、附帯決議を付して可決すべき者5名、社会資本整備総合交付金事業関連予算を削除し、その金額を予算予備費に計上して予算案を修正し、可決すべき者5名と同数となった。委員長の採決により附帯決議を付して可決。

なお、採決を受け、附帯決議に小・中学校の給食費1人1万円補助予算への理事者の対応についても反省を求めることを盛り込むことになった。

議案第20号 平成28年度池田町工場誘致等特別会計予算について。

質疑はなく、採決の結果、全員の賛成にて可決。

議案第21号 平成28年度池田町国民健康保険特別会計予算について。

質疑はなく、採決の結果、全員の賛成にて可決。

議案第22号 平成28年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について。

質疑はなく、採決の結果、全員の賛成にて可決。

議案第23号 平成28年度池田町下水道事業特別会計予算について。

質疑。

問、特定環境保全公共下水道を地下公共下水道に編入したことにより、下水道普及率は変わるのか。

答、下水道普及率は両者を加えているので変わらない。

問、経営戦略策定業務委託について説明をしてほしい。委託先はどうなるのか。

答、国は地方自治体に公営企業の経営安全化を図るため、10年先を見据えた施設使用料、運営などの適正化計画を作成することを義務づけた。委託料は入札によって決める。

採決の結果、全員の賛成にて可決。

議案第24号 平成28年度池田町簡易水道事業特別会計予算について。

質疑はなく、採決の結果、全員の賛成にて可決。

議案第25号 平成28年度池田町水道事業会計予算について。

問、広津地区での生坂村水道水源の状況は、負担金はもらうのか。

答、平出地区で井戸を掘っている。平出、法道地区の水道水源への影響はない。使用できる取水量と聞いている。水源の土地は生坂村で所有すると思う。負担金はもらわない。

問、水道メーターの自動検針を考えられないか。

答、都会では水道メーターから電波を飛ばし、車で通るだけで検針している例もある。池田町の場合、戸数が少ないので施設整備をしても効果が得られるか疑問である。今のところ考えていない。

採決の結果、全員の賛成にて可決。

以上で報告を終わります。他の議員に補足の説明がございましたらお願いいたします。

議長（那須博天君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって予算決算特別委員会の報告を終了します。

続いて、矢口新平総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 矢口新平君 登壇〕

総務福祉委員長（矢口新平君） おはようございます。

総務福祉委員会の報告をいたします。

総務福祉委員会は、平成28年3月9日水曜日、予算決算特別委員会終了後、役場3階協議会室で行いました。出席者は、総務福祉委員6名全員、行政側は、議会事務局長、町長職務代理中山総務課長、住民課、保育課、福祉課の各課長と担当係長多数でございます。

当委員会に付託された案件は、議案第6号から第13号までです。それと陳情2件、請願1件であります。

説明を省略して、質疑の内容を報告いたします。

議案第6号 池田町行政不服審査会条例の制定について。

質疑なし、全員賛成で可決しました。

議案第7号 池田町認定こども園設置条例の制定について。

問、1号、2号認定の合同クラスは4時までの保育料が違うのか。

答、保育料基準によって違ってくる。

問、このことを保護者は理解をしているのか。

答、数回説明会を開いているので理解されていると思う。

結果、全員賛成で可決されました。

議案第8号 池田町一般職の職員の給料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 池田町特別職の職員等の給料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 池田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については質疑がありませんでした。全員賛成で可決をしました。

次に、当委員会に付託された請願・陳情について報告いたします。

また、請願2号 池田町民税改正に関する請願書については、参考人として一般社団法人北法人会池田支部事務局長、山崎猛池田町商工会事務局長をお呼びしました。

また、陳情3号 長野県に「子ども・障がい者の医療費窓口無料化の実施を求める意見書」の提出についての陳情についても、参考人として新日本婦人の会池田支部支部長、荻窪とよ子さん、同会の太田幸代さんをお呼びしました。

陳情1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情。

意見、学校、保育園などで子供の日常で起こり得ることなので賛成。

意見、実際に池田町は保育園、学校などで既に対応されていると思うので、改めてはどうか。

意見、実際よくわからないので、もう少し調査する必要があると思う。

結果、継続審査ということが多数で継続にしました。

請願2号 法人町民税改正に関する請願書。

意見、町としては大きな減収となる。新町長が決まってから判断したほうがよいのではないか。

意見、町の工業系企業は景気の変動が大きい。新町長が決まってから判断がよい。

意見、不況の中、町の企業にとってよいことなので賛成。

結果、継続審査の意見が多数で継続ということにしました。

陳情3号 長野県に「子ども・障がい者の医療費窓口無料化の実施を求める意見書」の提出についての陳情。

意見、人口減少を考え子育てを応援する必要がある。国は子育て支援を言い出しペナルティーをなくす方向を厚生省も言い出した。全国の実施予定を含めると43県が実施をしている。池田、松川でも可決をした。賛成である。

意見、貧困世帯が影響を受ける。新町長を迎えてからの判断でいいと思う。

意見、もっと勉強してから判断をしたい。

結果、継続審査という意見が多数で継続としました。

以上で、当総務福祉委員会の報告は終わります。

他の委員に補足がありましたら、お願いいたします。

議長（那須博天君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務福祉委員会の報告を終了します。

続いて、和澤忠志振興文教委員長。

〔振興文教委員長 和澤忠志君 登壇〕

振興文教委員長（和澤忠志君） おはようございます。

それでは、報告に当たりまして、最初に御報告を申し上げたいことがあります。

舊前振興文教委員長の議員辞職による委員長互選を行いましたので、その結果について御報告いたします。

委員長、和澤忠志、副委員長に櫻井議員と決定しました。

不肖私和澤忠志が委員長に選出されましたが、微力ながら頑張る所存であります。皆様のさらなる御協力を賜りますようお願い申し上げ、就任のあいさつにかえさせていただきます。

それでは、振興文教委員会の報告をいたします。

日時、平成28年3月9日木曜日、午後3時半より、場所、池田町役場中会議室、参加者、議会側、振興文教委員5名全員、事務局、綱島、行政側、教育長、振興課、建設水道課、教育課の各課長及び係長、ただし那須耕地林務係長は公務のため欠席でありました。

当委員会に付託された案件は議案3件です。

以下説明を省略し、質疑の内容を報告いたします。

議案第14号 池田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 池田町特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第14号、第15号は一括審議とし、ともに質疑なし、採決の結果、全員賛成により可決。

議案第16号 池田町ハーブセンターの指定管理者の指定について。

質問、販売費及び一般管理費資料によると、平成27年度の賞与が18万円と少ないと思うが。

答、確かに少ないという意見もあったが、賞与はその会社の規定や経営状況によって支給されるものと思われる。

質問、てる坊市場はよくやっているし地元企業でもある。指定期間が1年では中途半端であり限定された感があるがどうか。

答、ハーブガーデンは直営のほうがよいとの考えもあり、また、指定管理料が適正であるか、見直しが必要との考えから限定1年とし、1年かけて結論を出し再募集をかけたいたいと考えている。

補足、昨年、事務局的には手続を予定どおり進め、前町長に答申したが指示が出なかった。指定管理は前町長が取り入れたことであり、また、新町長の考えもあるとして、てる坊市場さんと相談して1年としていただいた。

質問、これからのハーブセンターをどうしていくのか、てる坊市場は店だけでいいのか、足湯やハーブ園を含めていくのか、1年かけてしっかり職員の皆さんは考えてほしい。

答、議員の皆さんに相談しながら検討を進めていきたい。

採決の結果、全員の賛成で可決。

その他、閉会中の継続調査のテーマについて。

1つ、池田町の産業振興と教育行政の充実について。

1つ、池田町社会資本総合整備計画の事業実施に関することについて。

1つ、地方版総合戦略の検討についてをテーマとしたいがいかがでしょうか。

全員異議なし。

委員長、上記を閉会中の継続調査テーマとすることを議長宛てに提出いたします。

以上で、振興文教委員会の報告を終わります。他の委員の皆さんに補足がありましたらお願いいたします。

以上。

議長（那須博天君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって振興文教委員会の報告を終了します。

以上で各担当委員会の報告を終了します。

議案第6号より議案第15号について、討論、採決

議長（那須博天君） 日程2、議案第6号より第15号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第6号 池田町行政不服審査会条例の制定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第6号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、議案は原案のとおり可決されました。

議案第7号 池田町認定こども園設置条例の制定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第7号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、議案は原案のとおり可決されました。

議案第8号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第8号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、議案は原案のとおり可決されました。

議案第9号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第9号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第10号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第10号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第11号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第11号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第12号 池田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第12号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第13号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第14号 池田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第14号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、原案のとおり可決されました。

議案第15号 池田町特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例を廃止する条例の制定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第15号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、議案は原案のとおり可決されました。

議案第16号について、討論、採決

議長（那須博天君） 日程3、議案第16号 池田町ハーブセンターの指定管理者の指定について、討論、採決を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第16号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、議案第18号について、討論、採決

議長（那須博天君） 日程4、議案第17号、第18号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第17号 平成27年度池田町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第17号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第18号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

3番（矢口 稔君） 議長、休憩動議をお願いします。

4番（矢口新平君） セCONDします。

議長（那須博天君） わかりました。

この際、暫時休憩をいたします。

10分間をお願いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

議案第19号より議案第25号まで、討論、採決

議長（那須博天君） 日程5、議案第19号より第25号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第19号 平成28年度池田町一般会計予算について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

服部議員。

8番（服部久子君） 平成28年度一般会計予算の賛成討論をいたします。

歳入歳出が41億1,300万円で、平成27年度の当初予算よりも5.9%減となりました。歳入の町税は個人税が納税義務者の減で166万円の減となり、高齢化と人口減少の影響が出てきていると思います。法人税は432万円増の予算ですが、来年春からの消費税増税と地方の景気の低迷が解消されない限り、この傾向が続くことが心配されます。

歳出は、町長がいない状況で、主に骨格予算の傾向となりましたが、大きな支出となる社会資本総合整備計画は、当初の計画より大きく予算が膨らむことが判明し、議会と新町長で今後話し合うよう附帯決議が出されることとなりました。

平成28年度予算は、町の人口減少傾向のため子育て支援が重要と考えます。それを推進するため保育士確保が重要と考えます。臨時保育士処遇改善がされました。また、給食費の補助が732万円盛り込まれ、子育て世帯の負担を軽くすることになりました。また、地域おこし協力隊の3人の増員、雨量計設置、衛星防災無線の執行、また、広域事業では消費者行政の充実が図られることになりました。また、国保の一般会計からの繰出金が増額され、国保税の減につながることになりました。

平成28年度予算は新町長を迎え、なお一層、充実していくよう努めていきたいと思い、賛成討論といたします。

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第19号を起立により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

議長（那須博天君） 起立全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

3番、矢口稔議員ほか1名から発議1号 議案第19号 平成28年度池田町一般会計予算に対する附帯決議についてが提出されました。

これを直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたしまして、書類の配付を行いますのでお願いいたします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 00 分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（那須博天君） 発議第 1 号 議案第 19 号 平成 28 年度池田町一般会計予算に対する附帯決議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3 番、矢口稔議員。

〔 3 番 矢口 稔君 登壇 〕

3 番（矢口 稔君） それでは、提案理由の説明を行います。

議案第 19 号 平成 28 年度池田町一般会計予算に対する附帯決議を次のとおり提出する。

池田町議会議長、那須博天様。

平成 28 年 3 月 11 日提出。提出者、池田町議会議員、矢口稔、賛成者、池田町議会議員、薄井孝彦。

議案第 19 号 平成 28 年度池田町一般会計予算に対する附帯決議。

1、池田町社会資本総合整備計画の事業費について。

一昨年、議会に示された事業予算よりも大幅に事業費が追加されている。については、新町長が就任次第、速やかに議会と協議の機会を設けた後、事業を執行すること。

2、10 款教育費 5 項保健体育費 1 目保健体育総務費、19062 池田松川施設組合負担金（給食センター分）について。

このうち、一部に給食費 1 人当たり 1 万円を計上しているが、これについて議会への協議がなく事後説明のみであった。今後、新規事業等においては早期に議会に対して説明するなど事前に対応をとること。

以上、決議する。

以上であります。

議長（那須博天君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

発議第1号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成28年度池田町工場誘致等特別会計予算について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第20号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成28年度池田町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。
まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第21号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成28年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。
まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第22号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成28年度池田町下水道事業特別会計予算について討論を行います。
まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第23号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成28年度池田町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第24号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、議案は原案のとおり可決されました。

議案第25号 平成28年度池田町水道事業会計予算について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第25号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

請願・陳情書について、討論、採決

議長（那須博天君） 日程6、請願・陳情書等について、各請願・陳情ごとに討論、採決を

行います。

陳情 1 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情について討論を行います。

まず、この陳情に対する反対討論がありますか。

薄井議員。

7 番（薄井孝彦君） 委員会の審査結果は継続でありますけれども、採択すべきだという立場から反対討論をいたします。

柔道、サッカーなど小・中学校で日常的に行われているスポーツで軽度外傷性脳損傷を起こす可能性は十分あります。適切な対応をとらないと、その後の人生に重大な障害がもたらされる結果になる可能性も強くあります。軽度外傷性脳損傷に対する対策を確立することは重要であり、その実現を国・政府に求めることは必要と考えますので、陳情は採択すべきと考えます。

以上です。

議長（那須博天君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

矢口稔議員。

3 番（矢口 稔君） 賛成の立場から討論いたします。

この陳情については、前回過去に一度同じような陳情が出されて採択されております。追加して今回は陳情が上がっているという経緯も踏まえまして、やはりもう一度その内容等を踏まえて、しっかりとした議論をすべきではないかなということでもあります。

過去にも、1 回採択されている大まかな内容が今現在有効でありますので、そういうところも踏まえれば、今回の陳情はもう一度時間をかけて精査をすべきものと考え、私は賛成いたします。

議長（那須博天君） 次に、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） 次に、この陳情に対し賛成討論がありますか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

陳情 1 号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手多数であります。

したがって、本陳情は継続審査とすることに決定しました。

請願2号 法人町民税改正に関する請願書について討論を行います。

まず、この請願に対して反対討論がありますか。

薄井議員。

7番（薄井孝彦君） この請願に対して委員会の審査結果は継続審査、それに反対する立場、いわゆるこの請願は採択すべきという観点から討論します。意見をします。

標準税率に戻すということになると、確かに町の税収は減る面はあるわけですが、現在県下の自治体の約6割は標準税率を採用しております。町の法人も非常に小規模なものが多くて経営も大変な状況にあります。不況の中、町の産業振興のために標準税率に戻すということは必要なことだと思いますので、賛成いたします。

議長（那須博天君） 次に、この請願に対して賛成討論がありますか。

矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） この請願に対して賛成の立場から討論を申し上げます。

委員会でも審議をいたしましたけれども、約三百数十万円、池田町では減額になる見込みとなっております。これは決して小さな数字とは言えないものである、自主財源のうちでは貴重な自主財源の一つではないかなというふうに委員会の中でも申し上げた次第であります。

まだ、町長が不在の中で予算の収入にかかわる問題ですので、新しい町長の考えも聞きながら、慎重に審査すべきではないかと私は考えます。

首長不在の中での早急な判断は、やはり危険を伴う可能性もありますので、これは継続審査として委員会の意見を尊重すべきものと私は考えます。

議長（那須博天君） この請願に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この請願に対し賛成討論がありますか。

矢口新平議員。

4番（矢口新平君） この請願のとおり一応、均等割の5万円を払っている企業が池田町の大多数という結果があります。ですから、一部の1割12%の給与に対して標準課税にするよりは、もうちょっと中小企業の均等割の部分のほうが中小企業にとっては減税というか、企業負担が少なくなることを思いまして、もうちょっと勉強をして、それからきちんとした結

論を出していくことが必要であると考えまして、継続ということで賛成いたします。

以上です。

議長（那須博天君） この請願に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この請願に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

請願2号を挙手により採決します。

この請願に対する総務福祉委員長の報告は継続審査です。

この請願は委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手多数であります。

したがって、本請願は継続審査とすることに決定しました。

陳情3号 長野県に「子ども・障がい者の医療費窓口無料化の実施を求める意見書」提出
についての陳情について討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

薄井議員。

7番（薄井孝彦君） 委員会の審議結果は継続審査であります。本陳情については賛成すべきという観点から発言いたします。

現在、貧困と格差が広がっております。経済的理由によって早期に受診できず、子供や障害者の病状悪化を起こしてはならないと考えます。全国の約8割の自治体が国のペナルティーに呼応して医療費窓口を実施しております。国も医療費の窓口無料化の自治体へのペナルティーを見直す方向にあります。長野県も早期に医療費窓口を実施して、子供や障害者が安心して医療機関にかかれるようにすべきであると考え、本陳情は採択すべきと考えます。

以上です。

議長（那須博天君） この請願に対して賛成討論がありますか。

矢口新平議員。

4番（矢口新平君） この陳情3号について、長野県にという見出しで出ておりますが、これは対象が国であって県ではないということと、長野県に対しても何のあれもない。そういう中で国のほうも窓口無料化に向けて今動きつつあるというのがあります。ですから、もう

ちょっと時間をかけて、町長不在ということもありまして、この辺は継続がいいのではないかなと思って賛成をいたします。

議長（那須博天君） この件について反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この件について賛成討論がありますか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

陳情3号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は継続審査です。

この陳情は委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手多数であります。

したがって、本陳情は継続審査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

追加案件として、同意1件が提出されました。

これを日程に追加して議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

同意第2号について、上程、説明、採決

議長（那須博天君） 追加日程1、同意第2号 池田町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長職務代理、中山総務課長。

〔町長職務代理者総務課長 中山彰博君 登壇〕

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） 同意第2号 池田町農業委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会委員につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、農業に関する識見を有し、農地等の利用最適化推進等の職務を適切に行うことができる者のうちから、町長が議会の同意を得て任命することと規定されております。

また、あわせて、農業委員会に関する法律第8条第5項に農業委員の過半数を認定農業者が占めることとなっておりますけれども、当町の認定農業者が少ないために、認定農業者に準ずる者を含めることについて議会の同意をお願いするものでございます。

当町の農業委員の任期が、農業委員会法の一部改正によりまして3月15日から経過措置により延長され、3月31日任期満了となります。本定例会で以下12名を任命したく議会の同意を求めるものであります。

柳澤豪氏、住所は大字池田736番地2、豊町で、昭和25年7月6日生まれの65歳でございます。竹内清隆氏、住所は大字池田3311番地6、二丁目で、昭和26年10月24日生まれの64歳でございます。松澤利昭氏、住所は大字池田183番地4、正科で、昭和24年1月28日生まれの67歳でございます。臼井敏之氏、住所は大字会染1296番地3、半在家で、昭和22年12月6日生まれの68歳でございます。竹内満長氏、住所は大字会染3316番地、滝沢で、昭和28年12月8日生まれの62歳でございます。田中房明氏、住所は大字会染10416番地、内鎌で、昭和26年3月22日生まれの64歳でございます。横山弘樹氏、住所は大字会染5543番地、林中で、昭和53年9月5日生まれの37歳であります。山崎正治氏、住所は大字会染9014番地36、中木戸で、昭和24年4月14日生まれの66歳でございます。滝澤健一氏、住所は大字中鷄538番地、中之郷で、昭和23年9月28日生まれの67歳でございます。丸山史子氏、住所は大字池田2464番地2、一丁目で、昭和21年4月1日生まれの69歳でございます。太田芳寛氏、住所は大字池田1261番地3、堀の内で、昭和24年1月15日生まれの67歳でございます。田中貴子氏、住所は大字会染10359番地、内鎌で、昭和44年7月26日生まれの46歳でございます。

以上、12名でございます。

なお、任期につきましては、各位、平成28年4月1日から3年間でございます。

以上、御提案を申し上げました。御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。議長（那須博天君） これをもって提案理由の説明を終了します。

同意第 2 号を挙手により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、同意第 2 号は同意することに決定しました。

日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

池田町選挙管理委員長から地方自治法第182条第 8 項の規定により、平成28年 4 月 7 日をもって選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了する旨の通知がありました。

よって、地方自治法第182条第 1 項及び第 2 項の規定により、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

池田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議長（那須博天君） 追加日程 2、池田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、この選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

指名人に矢口新平総務福祉委員長を指名します。

池田町選挙管理委員及び補充員の指名を行います。

矢口新平総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 矢口新平君 登壇〕

総務福祉委員長（矢口新平君） ただいま池田町選挙管理委員会委員及び補充員の指名推選について、指名人の御指名をいただきましたので、池田町選挙管理委員会委員及び補充員の指名をさせていただきたいと思います。

最初に、池田町選挙管理委員会委員の指名を申し上げます。

片瀬章寛さん、昭和23年10月26日生まれ、67歳、池田町大字会染6105番地32、所属は無所属でございます。

片瀬善則さん、昭和25年11月23日生まれ、65歳、住所は池田町大字会染6460番地、所属は無所属でございます。

立岩信子さん、昭和25年5月3日生まれ、65歳、住所は池田町大字中鶴2438番地、所属は無所属です。

福田恵子さん、昭和31年5月16日生まれ、59歳、住所は池田町大字池田2204番地1、所属は無所属でございます。

以上の4名が選挙管理委員でございます。

続きまして、池田町選挙管理委員会補充員の氏名を申し上げます。

なお、補充員の補充の順序につきましては、ただいま申し上げる順序といたします。

1番、菱沼英昭さん、昭和17年9月4日生まれ、73歳、住所は池田町大字池田2183番地6、所属は無所属でございます。

2番、堀祐子さん、昭和18年5月17日生まれ、72歳、住所は池田町大字池田1105番地、所属は無所属でございます。

3番、谷重克さん、昭和28年3月28日生まれ、62歳、住所、池田町大字会染6969番地20、

所属は無所属でございます。

4番目に宮澤良恵さん、昭和25年10月10日生まれ、65歳、住所、池田町大字中鶴231番地、所属は無所属でございます。

以上の4名が補充員でございます。

なお、任期は平成28年4月8日から4年間でございます。

以上のとおり池田町選挙管理委員会委員及び補充員の指名推選をいたしますので、全会一致で御決定をお願いしたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

議長（那須博天君） ただいま矢口新平総務福祉委員長が指名しました方を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方が池田町選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

麿聖章君の議員辞職に伴い、条例、規則または要綱等に基づく委員の一部が空席となりました。

この選任について、日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

条例、規則または要綱等に基づく委員の選任について

議長（那須博天君） 追加日程3、条例、規則または要綱等に基づく委員の選任についてを

議題とします。

お諮りします。

委員の選任については議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

お諮りします。

委員は、お手元に配付の各種委員会等の名簿のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員の名簿のとおり決定しました。

日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

総務福祉委員会より、閉会中の継続審査の申し出が提出されました。

これを日程に追加し議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

閉会中の継続審査の件

議長（那須博天君） 追加日程4、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務福祉委員長から委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

各常任委員会より閉会中の所管事務の調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（那須博天君） 追加日程5、総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

総務福祉委員会について、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、総務福祉委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

振興文教委員会について、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、振興文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

議会運営委員会より閉会中の所掌事務の調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（那須博天君） 追加日程 6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

議員派遣の件について日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

議員派遣の件

議長（那須博天君） 追加日程7、議員派遣の件を議題とします。

この件については、会議規則第128条の規定によって、お手元に配付した資料のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した資料のとおり決定しました。

なお、次期定例会までに急を要する場合は、会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しますので、申し添えます。

町長職務代理者あいさつ

議長（那須博天君） 町長職務代理者より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長職務代理、中山総務課長。

〔町長職務代理者総務課長 中山彰博君 登壇〕

町長職務代理者総務課長（中山彰博君） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさ

つを申し上げます。

春の訪れる感じられる季節となりました。3月8日から本日までの4日間にわたる定例会、大変御苦労さまでした。

本議会におきましては、町長不在の中、議員各位の格段の御支援と御協力を賜りましたこと、町長職務代理人として厚く御礼を申し上げます。

この20日には新町長が誕生いたします。本議会で御決定いただきました町づくりのための諸条例等、また、新年度予算等につきましては、町づくりのメインとなります社総交事業として地域交流センター建設等が予定されている中、事業執行に際しましては、附帯決議を踏まえまして財政面、それから効率性を探求し、新町長をトップに職員一丸となって行政運営をしてまいりたいという所存であります。

また、御審議の中でいただきました御意見、そして御要望につきましては、今後の町政執行に十分生かし、町民の皆様が明るく健康で生き生きとしたまちづくりができるように、新年度予算の肉づけを新町長とともに考え、行政執行に努めてまいります。さらなる御理解、御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、議会の皆様におかれましては、なお一層健康に御留意され、ますます御活躍をされますようお願いを申し上げ、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。

大変ありがとうございました。

閉議の宣告

議長（那須博天君） 以上で、本日の日程と本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

議長あいさつ

議長（那須博天君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、3月8日より本日までの4日間と大変厳しい日程でありましたが、議員及び職員各位の御協力によりまして、順調な議会運営ができましたことに厚く御礼を申し上げます。

す。

このたびの前町長の不祥事により、町への信頼が失われました。一日も早い信頼回復に向けて議会も行政と連携をとり、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

職員各位におかれましても、今後行われます町長選挙による新たな体制のもと、適切な事務事業の執行により町政の執行に当たられますようお願いを申し上げます。

閉会の宣告

議長（那須博天君） これをもって平成28年3月池田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

閉会 午前11時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年3月11日

議 長 那 須 博 天

署 名 議 員 横 澤 は ま

署 名 議 員 櫻 井 康 人